

韓国酪農振興計画調査  
報告書

昭和45年2月

海外技術協力事業団

JICA LIBRARY



1058572[7]

国際協力事業団

受入 月日 '84. 3. 19	110
登録No. 00741	87
	KE

## は し が き

日本政府は大韓民国政府の要請に基づき、同国が世銀借款を対象に作成中の酪農振興計画について調査協力を行なうこととし、その実施を海外技術協力事業団に委託した。

海外技術協力事業団は、同国の酪農開発振興における計画の重要性に鑑み、外務省および農林省の意見を聞き、新しい開発調査協力方式として、わが国における畜産に関するコンサルテーション事業を実施している社団法人中央畜産会（会長 元農相 赤城宗徳氏）に協力を求めることとし、同会と協議して調査委員会を設置して、調査計画の立案、調査団員の人選、調査結果の検討等を行なうことにより、本調査の効率的な実施に努めたのである。

現地調査は調査委員会より推せんされた、社団法人牛乳輸送施設リース協会常務理事下条菊次郎氏を団長とする予備調査団5名および本調査団13名を編成し現地に派遣した。予備調査団は、1969年7月13日より8月1日まで、また本調査団は1969年9月15日より11月1日まで現地調査により各種資料を収集すると共に、技術的、経済的および財務的角度から大韓民国側が作成した酪農振興計画内容の検討を行なった。

幸いにも現地調査は、大韓民国政府をはじめ、関係機関各位の多大の協力により円滑に行なわれ、ここに報告書提出のはこびとなった。

この報告書が大韓民国の酪農振興のための一助となり、併せて日韓両国の友好親善と技術経済交流に寄与するならば、当事業団にとりこれにまさる喜びはない。

おわりに、この調査の実施にあたり協力を惜しまれなかつた大韓民国政府をはじめ、農漁村開発公社、韓国酪農加工会社、その他大韓民国関係機関各位、在大韓民国日本大使館の方々、更には調査の任に当たられた調査団員、調査委員会委員各位並びに調査団派遣に御協力いただいた外務省、農林省その他関係機関に対し、この機会に厚く御礼申し上げる次第である。

1970年2月

海外技術協力事業団  
理事長 田付景一

## 伝 達 状

海外技術協力事業団

理事長 田 付 景 一 殿

昭和 45 年 1 月 14 日

韓国酪農振興計画調査委員会

委員長 牧 野 忠 夫

韓国酪農振興計画調査団

団 長 下 条 菊 次 郎

このたび、海外技術協力事業団は、大韓民国政府の要請に基づき同国の酪農振興計画策定にかかわる技術協力を行なうにあたり、新しい開発調査に対する協力方式として、日本の国内において畜産コンサルテーション事業を実施している社団法人中央畜産会に協力を求め、両者はこの新協力方式を確立するために共同して韓国酪農振興計画調査委員会を設置することを決め、別記の諸氏をもつて委員会を構成した。

委員会は、韓国の技術協力要請の趣旨を検討した結果、この開発調査事業を実施するため調査団として、下条委員を団長に、また芳賀委員を副団長とし、そのほか調査団報告書に掲げられた諸氏を団員として現地に派遣方を推せんした。

その後、委員会は、調査計画の立案実施、調査中間報告の検討等に関し随時集會をもつたほか、世界銀行畜産部長 Don Stoops 氏の再度にわたる来日に際し特別集會をもち、意見の交換を行なった。

本委員会は、このたび、調査団がとりまとめた報告に関して慎重に検討した結果、本報告書は妥当であると認めたので、ここに調査団長連名をもつて伝達するものである。

なお、この調査の実施ならびに報告書のとりまとめに当つては内外各方面の諸氏から多大の御支援をいただいたことを付記し、併せて深甚の謝意を表する次第である。

韓国酪農振興計画調査委員会委員

(50音順)

- 大 戸 元 長 ( 海外技術協力事業団常務理事 )  
下 条 菊次郎 ( 牛乳輸送施設リース協会常務理事 )  
下 村 正 己 ( 日本乳業技術協会理事 )  
岡 師 重 孝 ( 中央畜産会技術主幹 )  
竹 内 広 之 ( 農林省畜産局家畜改良課家畜改良指導官 )  
中 村 敬 止 ( 日本ホルスタイン登録協会事務局長 )  
芳 賀 一 彦 ( 農林漁業金融公庫農業融資コンサルタント )  
広 瀬 素 三 ( 日本ホルスタイン登録協会調査課長 )  
牧 野 忠 夫 ( 中央畜産会常務理事 )  
松 尾 幹 之 ( 駒沢大学教授 )  
丸 尾 孝 ( 農林省畜産局調査官 )  
森 田 勇 吉 ( 農林省農林経済局国際部国際協力課長 )  
吉 原 深 ( 中央畜産会技術主幹 )

## 緒 論

### 1. 調査実施の経緯と目的

この調査は、1969年6月、大韓民国政府より日本政府に対してなされた世銀借款に係る酪農振興計画策定のための技術協力要請に基づく海外技術協力事業団の委嘱と、この調査を効果的に完遂するために設置された韓国酪農振興計画調査委員会の協力の下に、後記の調査団の編成をもつて、同年7月21日より8月1日に亘つて予備調査を実施、同調査の結果に基づき、さらに9月15日より11月1日に至る間、本調査を実施したものであつて、ここに、その結果をとりまとめて報告書とした。

この調査の目的乃至その性格は、世銀借款のために韓国においてすでに着手しつつあつた地域開発的性格をもつた酪農振興計画の策定に関して、酪農基盤の相似た日本国の酪農技術等スタッフが、その技術、経験を活かして、韓国側のコンサルタントとなり、計画の策定に協力することであつた。

### 2. 調査団の編成

#### 予備調査団

団長	下条菊次郎	総 括	社団法人 牛乳輸送施設リース協会 常務理事
顧問	大戸 元長	"	海外技術協力事業団 常務理事
団員	芳賀 一彦	酪農立地	農林漁業金融公庫 農業融資コンサルタント
"	佐藤 新吾	酪農経営	社団法人 中央畜産会 技師
"	大永 浩子	業務調整	海外技術協力事業団 開発調査部計画課

#### 本調査団

団長	下条菊次郎	総 括	社団法人 牛乳輸送施設リース協会 常務理事
顧問	大戸 元長	"	海外技術協力事業団 常務理事
"	牧野 忠夫	"	社団法人 中央畜産会 常務理事
団員	芳賀 一彦	酪農立地	農林漁業金融公庫 農業融資コンサルタント
"	岡師 重孝	乳牛指導組織	社団法人 中央畜産会 技術主幹
"	三浦 昭一	酪農経営	農林省畜産局畜産経営課 農林技官
"	佐藤 新吾	"	社団法人 中央畜産会 技師
"	吉原 潔	飼料作物	社団法人 中央畜産会 技術主幹
"	弘田 信之	草 地	農林省畜産局自給飼料課 農林技官
"	官谷 昌平	農林金融経済	農林中央金庫 農業部次長
"	杉浦 楊七	乳 業	財団法人 日本乳業技術協会 理事
"	古賀 定	流通市場	農林省畜産局畜政課 農林事務官
"	岩口 健二	業務調整	海外技術協力事業団 開発調査部実施課

### 3. 調査日程

#### 予備調査

1969. 7. 13(日) 大戸顧問 Mr. D. Stoops (Chief, Livestock Division, I B R D) に随行し, 訪韓
7. 18(金) 農林部, 農漁村開発公社(A F D C) と総括的討議
7. 21(月) 団長以下4名東京発ソウル着  
農林部畜産局長礼訪 予備調査日程打合せ  
ソウル牛乳協同組合牛乳処理工場視察
7. 22(火) A F D C 総裁, 幹部礼訪  
経済企画院(E P B) 経済協力局長礼訪  
A F D C スタッフより酪農振興計画案につき説明聴取
7. 23(水) A F D C スタッフより酪農振興計画案の説明聴取  
農協中央会(National Agricultural Cooperative Federation, N A C F) 訪問  
  
農村振興庁畜産試験場訪問  
韓国酪農加工株式会社示範牧場(韓=ユ-牧場) 視察  
天原郡酪農家視察
7. 24(木) 天原郡庁訪問 郡内酪農事情の聴取  
南洋乳業株式会社天安工場視察  
国立種畜場訪問  
成歙酪農組合集乳所視察  
農協中央会経営韓独示範牧場視察  
酪農家視察
7. 25(金) 天安市発 光州市着  
全羅南道庁訪問 道内酪農事情聴取  
光州地区畜産協同組合牛乳処理工場視察  
酪農家視察
7. 26(土) 全羅南道農村振興院訪問  
道立共同畜産団地視察  
酪農家三戸視察
7. 27(日) 光州発 釜山着



7. 28 (月) 慶尙南道庁訪問 道内酪農事情聴取  
釜山牛乳協同組合牛乳処理工場視察, 乳牛牧場視察  
慶州着
7. 29 (火) 慶尙北道酪農事情聴取  
慶州→大邱→ソウル
7. 30 (水) A F D C 総裁, 韓国酪農加工 (株) 社長と会談,  
資料整理, 韓国側調査スタッフと調査結果の検討
7. 31 (木) A F D C にて韓国側調査スタッフと調査についての意見交換  
日本大使館, 農林部訪問, 調査結果の報告
8. 1 (金) ソウル発 東京着

## 本 調 査

9. 15 (月) 団長および流通、金融担当 (A班)  
5名 東京発 ソウル着  
日本大使館、農林部礼訪  
畜産局長、同スタッフおよびAFDCスタッフと調査日程等につき協議
9. 16 (火) 外務部、経済企画院、科学技術庁、AFDC礼訪
9. 17 (水) 農協中央会 (NACF)、ソウル牛乳協同組合工場視察
9. 18 (木) AFDCにて韓国側流通調査担当スタッフと酪農振興計画案につき協議  
京畿道庁、農協中央会道支部、成歆酪農組合訪問
9. 19 (金) 温陽畜産組合屠場視察、南洋乳業工場、温陽郡農協、個人牧場訪問、  
家畜市場見学
9. 20 (土) 平沢郡農協、韓独示範牧場、韓国ニュージーランド牧場訪問、温陽畜  
産組合及び同牛乳処理場訪問視察、ソウル帰着
9. 21 (日) ソウル市内牛乳、乳製品小売調査
9. 22 (月) ソウル発 光州市着  
全南道庁訪問 道内畜産事情聴取  
農村振興院にて酪農家および畜産関係諸機関スタッフと会談
9. 23 (火) 光州畜産協同組合訪問  
同上牛乳処理場及び飼料工場視察  
道立団地牧場視察  
光山郡庁、光山郡農協訪問  
成豊産業(株)経営枝肉卸売市場視察
9. 24 (水) 農林部、農協中央会 (NACF) にて流通金融関係資料収集  
光州市湖南食品(株)視察、酪農家経営牛乳処理場視察  
調査団5名 (生産関係班、B班)東京発 ソウル着
9. 25 (木) A、B班協議、資料整理  
牛乳、乳製品流通実態調査  
韓国側調査スタッフとの合同会議
9. 26 (金) 韓国側調査スタッフとの合同会議

9. 27(土) 韓国側調査スタッフとの合同会議  
B班, 日本大使館礼訪  
団長, A班2名帰国
9. 28(日) 資料整理, B班現地調査準備
9. 29(月) 国立家畜衛生試験場, 京畿道庁, ソウル農科大学訪問  
国立畜産試験場, 国立植物環境研究所  
京畿道農村振興院訪問  
牛乳, 乳製品流通調査(A班)
9. 30(火) 忠清南道庁訪問  
大徳郡農村指導所, 道立種畜場訪問  
個人牧場視察  
A班団員1名帰国
10. 1(水) 酪農家5戸視察  
天原郡庁訪問  
天原畜産協同組合成飲人工授精所, 国立種畜場訪問
10. 2(木) 酪農家1戸視察  
韓独牧場, 韓ニユ一牧場視察  
安城郡庁訪問
10. 3(金) 資料, 調査結果整理
10. 4(土) 農協中央会人工授精所, 農協中央会西三陵示範牧場  
韓国種畜改良協会, 農工利用研究所, 農業経営研究所訪問
10. 5(日) 資料整理
10. 6(月) 全羅南道農村振興庁訪問関係者  
酪農家代表と意見交換
10. 7(火) 酪農家6戸, 道営共同畜産団地視察  
(ソウル2名, 農林部, AFD Cにて説明聴取)
10. 8(水) 全羅南道庁訪問, 無等山牧場造成示範地区視察  
(ソウル2名, 農林部, AFD Cにて説明聴取,  
団長およびA班2名ソウル着)

10. 9(木) A, B班内部打ち合わせ, 資料整理
10. 10(金) #
10. 11(土) 調査結果とりまとめ打ち合わせ
10. 12(日) #  
大戸顧問ソウル着
10. 13(月) 調査結果とりまとめ打ち合わせ
10. 14(火) 韓国側スタッフと調査結果中間とりまとめ草稿検討
10. 15(水) #
10. 16(木) #
10. 17(金) 調査結果中間草稿検討, 重点とりまとめ
10. 18(土) 韓国側調査スタッフと中間草稿検討  
日本大使館, 農林部, AFDC 礼訪  
A, B 班帰国
10. 19(日) 資料整理
10. 20(月) AFDC 資料収集, AFDC 出資会社視察  
A 班 2 名帰国
10. 26(日) 下条団長, 牧野顧問, 世銀 Mr. D. Stoops, FAO Mr. J. Clerk に随行し, 訪韓  
関係機関礼訪, スケジュール検討
10. 27(月) IBRD, FAO, 韓国政府関係機関及び調査団の合同会議
10. 28(火) IBRD, FAOスタッフと共に経済企画院経済協力局長訪問会談
10. 29(水) IBRD, FAOスタッフと AFDC 総裁訪問, 担当理事, 幹部を含めて会談
10. 30(木) AFDC にて補足調査  
韓牛全国共進会见学
10. 31(金) 農林部畜産局にて補足調査実施  
調査報告及び酪農振興計画作成について事務打ち合わせ  
大韓食品樹水原乳製品工場視察
11. 1(土) AFDC 等との補足打ち合わせ  
ソウル発 東京着

# 目 次

はしがき	
伝 達 状	
緒 論 .....	i
1. 調査実施の経緯と目的 .....	i
2. 調査団の編成 .....	i
3. 調査日程 .....	ii
I 農業と畜産の動向 .....	1
1. 農業の動向 .....	1
1-1 経済成長と農業の地位 .....	1
1-1-1 韓国経済の方向 .....	1
1-1-2 農業の役割 .....	1
1-2 食糧需給と農産物生産 .....	1
1-2-1 食糧需要パターンの変化 .....	1
1-2-2 食糧作物の生産 .....	2
1-2-3 果実、野菜、特用作物、畜産物の生産 .....	3
1-3 農業の生産構造 .....	4
1-3-1 農家層の構成 .....	4
1-3-2 農家人口 .....	4
1-3-3 農業所得 .....	6
1-3-4 食糧増産と農業構造の变革 .....	6
1-3-5 農漁村開発公社の設立 .....	7
2. 畜産の動向 .....	8
2-1 畜産の性格 .....	8
2-1-1 企業畜産の動き .....	8
2-1-2 農業における畜産の位置づけ .....	8
2-2 家畜飼養状況 .....	9
2-2-1 韓 牛 .....	9
2-2-2 養 豚 .....	11
2-2-3 養 鶏 .....	13
2-2-4 その他家畜 .....	14
2-3 畜産物の需給 .....	15
2-3-1 食肉類 .....	15
2-3-2 卵 類 .....	16
2-4 家畜、畜産物の流通と価格 .....	17
2-4-1 家畜市場 .....	17
2-4-2 屠畜場と食肉加工場 .....	19
2-4-3 家畜、畜産物の価格 .....	19
2-5 畜産に関する政策 .....	21

II 酪農の現況と課題 .....	22
1. 酪農生産部門の動向 .....	22
1-1 酪農開発の基本的方向 .....	22
1-1-1 酪農開発の必要性 .....	22
1-1-2 酪農開発の推進方向 .....	22
1-1-3 酪農と農民所得増大 .....	23
1-2 乳用牛の飼養状況 .....	23
1-2-1 乳用牛飼養頭数 .....	23
1-2-2 乳用牛飼養規模 .....	24
1-2-3 乳用牛飼養の地域性 .....	25
1-3 乳用牛の導入と改良 .....	25
1-3-1 乳用牛の導入 .....	25
1-3-2 種雄牛の配置 .....	26
1-3-3 家畜人工授精体制 .....	28
1-3-4 乳用牛の登録と検定 .....	29
1-4 自給飼料の生産と利用 .....	30
1-4-1 気象条件と草種 .....	30
1-4-2 耕地の利用 .....	31
1-4-3 野草地の利用 .....	32
1-4-4 草地造成 .....	33
1-4-5 造成草地の利用 .....	34
1-4-6 飼料需給 .....	35
1-5 酪農経営と指導 .....	37
1-5-1 酪農経営の特質 .....	37
1-5-2 飼料の生産給与 .....	38
1-5-3 酪農指導体制 .....	39
1-6 乳用牛の衛生と共済 .....	41
1-6-1 乳用牛の防疫衛生 .....	41
1-6-2 乳用牛の共済 .....	43
1-7 農業金融と酪農 .....	43
1-7-1 農業金融のしくみ .....	43
1-7-2 農業金融の内容 .....	44
1-7-3 酪農金融 .....	46
1-7-4 農家の負債 .....	47
2. 牛乳、乳製品の動向 .....	54
2-1 牛乳および乳製品の需要、消費 .....	54
2-1-1 需給の概要 .....	54
2-1-2 飲用牛乳 .....	54
2-1-3 乳製品 .....	54
2-1-4 牛乳および乳製品の需要の見透し .....	57
2-1-5 乳製品の輸入貿易および関税 .....	60

2-2	生乳の取引および集出荷	61
2-2-1	集出荷体制等	61
2-2-2	生乳取引価格	61
2-3	乳業	62
Ⅲ	総括(希望意見等)	65
1.	プロジェクト策定に関する意見	65
1-1	実施体制に関すること	65
1-1-1	事業実施地域の選定について	65
1-1-2	事業主体とその運営について	65
1-2	酪農生産に関すること	66
1-2-1	乳用牛飼養頭数の増加について	66
1-2-2	乳用牛の導入について	66
1-2-3	乳用子牛の育成体制について	66
1-2-4	種雄牛の導入について	67
1-2-5	乳用牛の人工授精事業について	67
1-2-6	乳用牛導入対象農家の選定について	67
1-2-7	酪農経営類型の設定と経営設計について	67
1-2-8	酪農用機械類の利用について	68
1-2-9	会社の指導体制整備計画について	68
1-2-10	デーリービーフの生産指導について	69
1-2-11	草地造成と利用について	69
1-2-12	飼料作物の生産と利用について	69
1-3	牛乳、乳製品の需給、消費に関すること	69
1-3-1	乳業工場に関する計画等について	69
1-3-2	牛乳、乳製品の需給計画について	70
2.	酪農推進上、特に留意すべき事項	70
2-1	酪農生産に関すること	70
2-1-1	乳用牛の改良増殖について	70
2-1-2	自給飼料の生産利用について	70
2-1-3	乳用牛飼養と酪農経営について	71
2-1-4	酪農指導体制について	71
2-1-5	家畜衛生について	71
2-1-6	酪農金融について	71
2-2	牛乳、乳製品に関すること	72
2-2-1	乳業について	72
2-2-2	需給、消費について	72

附表(1)	国内総生産に占める農林漁業生産の推移	73
附表(2)	全国卸売物価指数	73
附表(3)	農作物10a当り収益性比較	73
附表(4)	農産物生産額の年次別推移	74
附表(5)	1戸当り農家所得と農業所得の動向	74
附表(6)	家畜および畜産物生産額の推移	75
附表(7)	肉類輸出実績	75
附表(8)	食肉加工品生産実績	75
附表(9)	畜産関係法規	76
附表(10)	1969年度畜産予算	76
附表(11)	人工授精関係予算	77
附表(12)	韓国および主要国の気象状況	78
附表(13)	飼料作物栽培基準	79
附表(14)	家畜別増殖計画と飼料需給計画	79
附表(15)	家畜伝染病予防注射実施状況	80
附表(16)	動物医薬品生産状況	80
	(1) ワクチン生産状況	80
	(2) 診断液血清生産状況	80
附表(17)	家畜疾病診療状況(牛関係)	81
附表(18)	年次別屠畜検査状況(牛)	81
附表(19)	牛乳検査状況	81
附表(20)	輸出家畜、畜産物検査実績	82
附表(21)	全国用途別生乳処理加工量の動向	82
附表(22)	全国月別用途別処理加工状況(1968年)	82
附表(23)	地区別生乳生産処理加工状況(1968年)	83
附表(24)	全国飲用牛乳生産量の動向	83
附表(25)	地区別飲用牛乳生産状況(1967・1968年)	84
附表(26)	全国乳製品種類別生産量の動向	84
附表(27)	地区別乳製品生産状況(1967・1968年)	84
附表(28)	地区別牛乳乳製品処理加工場設置状況	85
	その1	85
	その2	86
附表(29)	国民1人当り年間牛乳、乳製品消費量の動向	86
附表(30)	地区別飲用牛乳生産量および人口状況(1967年)	86
附表(31)	牛乳、乳製品価格関係	87
附表(32)	乳製品輸入の動向	87
附表(33)	乳製品輸入制度および輸入関税	87
附表(34)	乳製品学校給食関係	88
附表(35)	乳製品種類別需給の動向	88
附表(36)	牛乳、乳製品需給動向	88



## I 農業と畜産の動向

## I 農業と畜産の動向

### 1. 農業の動向

#### 1-1 経済成長と農業の地位

##### 1-1-1 韓国経済の方向

第1次経済開発5カ年計画(1962~1966年)の前文に、「韓国経済の究極的な進路は産業の近代化を通じた工業化にある」と述べ、第1次5カ年計画は「その準備段階である」と規定したが、工業立国を標榜する韓国の基本方向を端的に物語っている。

この期間内は、それまでのあらゆる社会的・経済的悪循環を断って、自立経済の達成に必要な基盤を整備することを目標に、国民総生産の年平均成長率を7.1%と見込んだ。これに対して8.5%という実績を収めたのである。もとより、動乱、政変と引き続いて間もない韓国にあって、周到な統計整備を期待するのは困難であるとしても、実質、近代国家造りに、その第一歩を踏み出した成果として認めることができる。

##### 1-1-2 農業の役割

この間、第1次産業の地位は次第に低下した。産業構造における部門別構成比で、36.3%から34.0%に減じたいという計画に対し、実績ではそれを下廻る33.4%から31.7%に低下したもので、この限りでは、むしろ計画を凌駕する達成率といえる。換言すれば、第2次、第3次産業が伸長したということである。しかし、農業部門そのものの成長率は、年ごとの豊凶の差はあっても、総体的には着実に伸び、年平均6.3%という生産伸長を示し、計画の5.6%を上廻り、経済成長率の大きな支えになったことを見逃すことはできない。1967年から第2次5カ年計画が進められている。折悪く、慶尙南道、全羅南道の穀倉地帯を襲った干害の被害が大きく、第1次産業部門の成長率が、対66年比で6%減に止まり、第2次産業部門が2.2%の上昇を見せたにも拘わらず、全体では、目標の10.5%に対して8.4%の実績に止まった。翌1968年も引続く凶作に見舞われ、食糧供給の安定確保が愈々重要な課題になった。

たしかに、経済における農業の相対的地位は低下してきている。農業人口にしても、総人口に対する割合は1960年の58.3%から、1967年の54.5%に減少した。しかし、なお半数以上が農村人口で、第1次5カ年計画期間中の経済成長への寄与率は、平均26.5%であったという。こうした絶対的地位は大きく、国民経済における役割は重要なものとされている。

(附表(1)参照)

#### 1-2 食糧需給と農産物生産

##### 1-2-1 食糧需要パターンの変化

1960年以降の顕著なる高度経済成長によって所得水準は上昇し、食糧需要は増加した。

第 1 表 民間消費支出と食糧品費

(単位; 10億ウォン)

区分	年次	1960		1961		1962		1963		1964		1965		1966		1967	
		金額	対前 年比	金額	対前 年比	金額	対前 年比	金額	対前 年比	金額	対前 年比	金額	対前 年比	金額	対前 年比	金額	対前 年比
經常 価格	(a) 民間消費支出	2072.6	245.44	18.4	293.79	15.6	399.55	36.0	585.96	46.7	669.08	14.2	805.90	17.0	983.42	22.5	
	(b) 食糧品	106.77	132.90	24.5	150.71	13.4	222.57	47.7	355.04	59.5	370.97	4.5	419.22	13.0	486.93	16.2	
	(b)/(a) %	5.15	54.0		5.13		55.7		60.6		55.4		52.0		49.5		
不変市場 価格	(a) 民間消費支出	5233.0	528.38	1.0	568.96	7.7	587.74	3.3	620.44	5.6	669.08	7.8	716.99	7.2	780.01	8.8	
	(b) 食糧品	300.01	306.70	2.23	173.1	3.5	314.66	0.8	350.83	1.5	370.97	5.7	389.45	5.0	402.93	3.5	
	(b)/(a) %	57.4	58.0		55.8		53.6		56.5		55.4		54.3		51.7		

(出所) 韓国銀行調査による。

(注) 不変市場価格とは物価修正した実質価格で、1965年を基準とする。

第1表によつて食糧品費支出を見ると、不変市場価格で1960年の300.01(10億ウォン)が1967年には402.93(10億ウォン)に増加している。たゞ民間消費支出に対する割合では、經常価格で1960年の5.15%から1966年の5.2%に上昇し、1967年には凶作もあつて4.95%に下つた。又、年間支出を伸び率から見ると、消費支出の年平均2.43%に対し、食糧支出は2.55%と上廻つたが、この間の主食価格の上昇率は18.9%で、食糧品以外の物価上昇率13.5%を凌駕し、消費量の抑制があつたためとされている。だから不変市場価格では、消費支出伸び率5.9%を下廻る4.4%になっている。

(附表(2)参照)

このように、食糧需給のアンバランスと、更に食糧需要パターンの変化も加わつて、品目によつては価格高騰をもたらし、その事が、作目別の相対的収益性をも変化させてきた。

(附表(3)参照)

即ち、生活水準の向上に伴なり一般傾向といえるが、こゝでも澱粉質食糧から蛋白質食糧、果実、高級野菜等への消費増高である。中でも牛肉は需要に対する供給力不足から、急激な価格高騰と品不足に対する政府の規制等措置を必要とした。

一方、加工食品と工業原料作物の需要も増大した。韓国における輸出市場拡大への要請にも沿う、新しい農業方向を示すもので、まさに、この実施機関として「A.F.D.C」が設立されたのである。

#### 1-2-2 食糧作物の生産

このような動きを背景に、農産物の生産は気象条件による年ごとの変動はあつたが、総じて顕著な増加をみせ、1961~1967年の農産物生産額は5.42%の伸びで、そのうち食糧作物が56.4%を占める。(附表(4)参照)

食糧作物として、米穀、麦類、雑穀、豆類、イモ類の合計で、1961年には593万トンで、1966年に757万トンの生産であつた。米穀年度における自給率は94%に達したが、翌1967~1968年は干ばつのため680万トン程度に終つた。(第2表)

第2表 食糧自給度

(単位; 1,000トン)

区分 米穀 年度	国内生産量 (A)	輸入量 (B)	輸出量 (C)	国内供給量 (D) A)+(B)-(C)	自給率(A/D) ×100 (%)
1960	5,388	468	30	5,826	92
1963	4,916	1,225	7	6,134	80
1966	7,244	525	67	7,702	94

(出所) 農林部「農業動向に関する年次報告書」(1967年)より。

第3表 食糧作物生産指数

(1960年=100)

種類 年次	総合	米穀	麦類	雑穀	豆類	イモ類
1960	100	100	100	100	100	100
1961	114	115	108	119	126	115
1962	105	99	103	123	121	126
1963	109	124	32	134	121	142
1964	146	130	112	156	127	252
1965	145	115	133	149	135	279
1966	152	129	147	132	130	299
1967	120	118	135	142	156	187

(出所) 農林部「農林統計年報」(1968年)より作成。

第4表 米の生産等の推移

	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
作付面積 (100ha)	11,305	11,375	11,485	11,650	12,052	12,384	12,416	12,456
10a当り収量 (kg)	269	304	263	323	328	283	316	289
生産量 (1,000トン)	3,047	3,463	3,015	3,758	3,954	3,501	3,919	3,603

(出所) 農林部「農林統計年報」(1968年)より。

以上のように、韓国における土地生産性の向上は著しいが、米の反収も日本のそれに比し、まだ相当低水準に止まる。これに対して政府は2~3年後の反収400kg以上を目標に努力中である。

1-2-3 果実、野菜、特用作物、畜産物の生産

果実は、全耕地利用面積の約1.3%に当たる45千ha余りに栽培され、1961年に対する67年の栽培面積で約2倍、生産量で約2.3倍に増加した。果実のうち、約72%の生産はりんごと桃で占め、生産額で約61.5%になっている。かんきつ類を除けば、あとは国内自給で、数量は多くないが、生鮮りんごの一部を東南アジア等に輸出している。

韓国での果実は未成園が多く、例えば、りんごで約30%、かんきつ類で約70%という実態なので、今後一層生産増大が見込まれる。

野菜の栽培面積は、全耕地利用面積に対して約4.4%に当たり、16万haと1962~67年の間で約30%の増加で、生産量では約40%増大した。野菜生産量のうち、大根と白菜で約65%を占め、生産額では約35%となっている。とうがらしとにんにくは料理材料として欠くことの

食糧作物増産の要因は、作付面積の増加と栽培技術等の進歩等、政策推進の成果である。種類別にみると、1960年と1966年との対比で、米穀129%、麦類147%、雑穀132%、豆類130%、イモ類299%となつて、イモ類と麦類の指数上昇が顕著である。

(第3表)

食糧作物の半分以上を占めるのが米穀で、反収は1960年から1966年まで18%増加し、平均反収は316kgであつた。(第4表)

できないもので、秋の積込期における値上りが激しい。

野菜の需給は、特に越冬対策に配慮されているが、にんにく等に若干の輸出はあるが、その他は国内自給以上に出していない。

特用作物については、貿易自由化による棉花栽培の漸減傾向から、総体的にはやゝ停滞状態を示していて、全耕地利用面積の約2%に相当する7万haに栽培している。主体は棉花、なたね、ごま類で、全生産量の約77%になり、生産額では約57%である。麻製品、へちま、莞草製品等は輸出されて外貨獲得に貢献し、その他は国内需要に充てられる。

畜産物については、肉類の需要が堅調で、その生産量も1960年の91千トンから1968年の163千トンと、約180%の増加を示した。たゞ、内容的には牛肉よりも、豚肉と鶏肉の増加が目立つ。肉類の国民1人当り年間消費量も、1960年が3.7Kgで、その後4Kg程度で推移してきたが、1968年に5.3Kgと急激な伸び方である。

卵類の生産増加も顕著で、1960年の830百万個から1968年の1,700百万個と202%の実績を見せ、1人当り年間消費量は34個から52個に増大した。

牛乳については殆んど今後の課題であろう。1968年の国内消費量は救護用乳製品を含めて生乳換算93千トン、1963年に比して2倍余りで、そのうち国内自給率は26%程度と極めて少ないが、それにしても、これ等の実績から今後を推断することは困難であろう。

### 1-3 農業の生産構造

#### 1-3-1 農家層の構成

農業経営は概して“生存経営”の域を出ず、商品生産段階に達しているとはいへないが、最近の動きでは、漸やく成長作目を中心に、選択的拡大への兆しを見せている。

農業経営規模別の農家戸数によれば、1960年の2,350千戸から1967年の2,587千戸と、やゝ増加はしているが、内容的には0.5ha段階が減少し、それ以上の階層が増加している。特に1.0~2.0ha階層の増加が急速で、農家層の構成比では、0.5ha以下が42.9%から35.6%へ、0.5~1.0haが30.1%から33.3%へ、1.0~2.0haが20.7%から25.7%へ、そして3.0ha以上が0.3%から1.2%へと上昇した。こうした構成比の推移は、限界の小経営の減少、中規模経営の増加という形で、規模拡大が進行していることを示すであろう。中でも30ha以上の農家が急増したのは、第1次5カ年計画以降積極化された各種の開墾の結果で、更に商業的農業が次第に胎動している傾向を窺わせる。何れにしても、最近の農家戸数増加と併せ考えるならば、経営規模拡大の方向は望ましいものとして評価されよう。全国平均の1戸当り耕地面積は、1960年の0.87町から1967年の0.92町に増大した。(第5表)

#### 1-3-2 農家人口

農家人口は、1960年の1,456千人から1967年の1,608千人に増加した。然し、その増加率は同期間の総人口のそれに比して低く、しかもその開差は近年に至るほど拡大した。農村から都市への人口移動が進行していることを示す。その数は、年間10~20万人と称せられ、凶作時にはその倍程度の移動があったという。農家人口の総人口に占める構成比は、1960年の58.3%から1967年の54.5%に低下した。だが、農家人口の絶対数は、依然半数以上を占めることに変わりはない。(第6表)

第5表 経営規模農家戸数の推移

(単位:1000戸)

区分 年次	合計		0.3ha未満		0.3~0.5ha		0.5~1.0ha		1.0~2.0ha		2.0~3.0ha		3.0ha以上	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%	戸数	%
1960	2,350	100	463	19.7	545	23.2	707	30.1	486	20.1	141	6.0	7	0.3
1961	2,327	100	440	18.9	506	21.8	741	31.8	491	21.1	143	6.1	6	0.3
1962	2,470	100	490	19.9	523	21.2	803	32.5	505	20.5	141	5.7	7	0.3
1963	2,416	100	490	20.3	520	21.5	761	31.5	497	20.6	139	5.8	9	0.4
1964	2,450	100	466	19.0	513	20.9	782	31.9	526	21.5	148	6.0	16	0.7
1965	2,507	100	431	17.2	470	18.7	794	31.7	643	25.7	140	5.6	29	1.1
1966	2,540	100	430	16.9	464	18.3	818	33.4	657	25.9	137	5.1	35	1.1
1967	2,587	100	458	17.8	460	17.8	829	33.3	665	25.7	135	5.2	39	1.2

(出所) 農林部「農家経済調査報告書」より。

第6表 農家人口の推移

(単位:1,000人)

区分 年次	総人口 A	農家人口 B	B/A×100 (%)
1955	21,526	13,300	61.8
1960	24,989	14,559	58.3
1966	29,208	15,781	54.0
1967	29,471	16,078	54.5

(出所) 企画院「韓国統計年報」,  
農林部「農家国勢調査」より。

農業の比較生産性は、就業者数の推移如何によって影響されるであろうが、1960年の農業就業者数は6,775千人で、全就業者数の72.3%を占めていた。その後漸減して来たが、1963~1966年の期間500万人程度でほとんど変化がなく、全就業者数の60%以上であった。ところが1968年には4,050千人と、この一兩年の激減ぶりは驚異で、突如として就業構造の変革が始まったといえるかもしれない。もしそうだとすれば、農業生産の成長に対し、どのように影響するのか、そして、韓国の農業構造が意外に早く転換して、近代化が進められて行くのか、今のところ、その渦中にあるが、少なくとも基本的な方向としてはそう認めるべきであろう。

第7表 農業就業者の推移

(単位:1,000人)

年次	区分	就業者総数 A	農業就業者 B	B/A×100 (%)
1960		9,350	6,775	72.3
1963		7,947	5,129	64.5
1964		8,210	5,255	64.0
1965		8,522	5,260	61.7
1966		8,659	5,259	60.7
1967		8,294	4,461	53.8
1968		8,408	4,053	48.2

(出所) 経済企画院「経済活動人口調査」, 経済企画院統計局発表より作成。

### 1-3-3 農業所得

農家1戸当り農業所得は、1960年の39,891ウォンから1967年の116,359ウォンと2.9倍に上昇した。これを経営規模別に見ると、当然規模が大きいほど1戸当り農業所得の伸びが高い。しかし、農業所得をもって家計費を賄える階層は、凡そ1.5ha以上になって、いわば、総農家戸数の15%程度である。それでは、1.5ha以下の農家は兼業所得によって補充しているのだろうか。しかし、農業所得と農外所得の割合は78%：22%であり、0.5ha以下の零細農で、60%：40%になるという所得の状態では、農村内部の雇傭労働者として従事するのが普通になる。(第8表)

第8表 農家1戸当り農業所得の推移(経常価格)  
(単位:ウォン)

	農業粗収益	農業経営費	農業所得	指数
1960	51,433	12,241	39,891	100
1962	73,416	19,390	54,026	135.4
1963	100,925	24,383	76,542	191.9
1964	128,072	24,327	103,745	260.0
1965	115,991	27,179	88,812	222.6
1966	131,407	29,977	101,430	254.2
1967	150,995	34,636	116,359	291.7

(出所) 農林部「農業年次報告」(1967年)より。

ところで雇傭労働であるが、0.5ha以下の階層でも10%程度、0.5~1.0ha層で12%程度と、意外に比率は高い。自家労働で充足できる筈の零細経営にあって、この様に雇傭依存度が高いのは明らかに異常である。労働の低位雇傭あるいは労働生産性の低さを示す。農産物価格は、この数年、一般的には農家にとってかなり有利に展開してきたが、品目別には相当の起伏があり、又、供給上の弾

力性がないことから、出荷期と非出荷期における価格変動が40%に達するという実情である。農業と他産業との所得格差は、何も韓国だけの問題でないにしても、労働者1人当りの付加価値生産額における農業の非農業に対する比率は、1963年の37.4%から1966年の44.3%に上昇はしたが、依然、半分にも達しないという低水準である。1967年の国民1人当りの年間所得が37,000ウォンに対し、農民1人当り22,000ウォンという開差が生じている。(附表(5)参照)

### 1-3-4 食糧増産と農業構造の変革

韓国の農業は、過去約10年に亘る技術的改良を体験してきた。その主なものとして、肥料、石炭、農薬、改良種子の使用と、そして水利事業の推進等があげられよう。

本来、土壌資源及び気象上の負い目がつきまるとして、例えば1967~8年の南部大干ばつのような被害が断続した。この経験は、こうした気象条件に対する用意が無に等しかったか、あるいは、充分でなかったことを今更ながら思い知らせた。

水利事業についても、水利面積の約40%が水利不良田になっているし、第1次経済開発5カ年計画期間中の全体進捗率は93%であるが、貯水池設置事業の遂行率が著しく遅れた。耕地整理も順調とはいえない。機械利用の進捗も悪い。いづれにせよ、このような減収条件をもってして、しかも尚かなりの農業増産が達成された。だが、人口増加に伴う食糧増産が緊急であった。1967年から開始された第2次経済開発5カ年計画では、更に食糧増産を第1に標榜した。

食糧増産対策の中核は、何と云っても米穀生産における水の適期適量供給のための水利施設の拡充であり、これと並んで耕地の拡張整理、単位生産量の向上等である。

食糧増産と同時に重点が置かれるのが、収益性の高い経済作物と畜産の振興であり、これ等を原料

とする農村加工業の育成と輸出の増進である。経済作物のうち、果樹については、かんきつ類、ぶどうの増産と市場価格安定を、野菜については夏期における供給量の増大を図る外、施設園芸の促進、輸出用缶詰野菜（マンシュルーム、アスパラガス）の増産を奨励する。特用作物については、苧麻等原料価格の安定を図る為の契約栽培の奨励、いぐさ主産団地の育成、水田の高度利用と国内油脂原料価格の安定を図るため、なたね油の国内価格動向を勘案して、原料油等の輸入調整を実施する等々がある。

畜産の振興は、酪農、肉牛、養豚、養鶏について経営合理化、企業化の助長を図るため、これ等の主産団地の造成に主力を置いている。このように、韓国は新しい農業構造を指向して、農村あるいは農民の所得を増大させようとする。曰く、「農漁民所得増大特別事業」。いうまでもなく、工業生産の高度な伸長を図ることで、国民所得のバランスをとろうとする「農工併進」が根幹なのである。

#### 1-3-5 農漁村開発公社の設立

農漁村開発公社が設立されたのは1967年12月「農漁村開発公社法」に基づき、50億ウォンの全額政府出資の特殊法人としてである。

事業所要資金の調達は、資本金のほか、外資調達、財政資金融資、政府補助金、社債発行等を予定し、既にいくつかの事業を実施している。主要なものとして、各種野菜果実の処理加工を行なう総合食品加工工場、全国のコールドチェーン化を目指す冷凍冷蔵施設、えび養殖加工、養豚加工団地、蚕糸産業団地、柑きつ団地、いぐさ団地、海苔品質改良事業、果実加工工場、蛤養殖加工業等がある。

韓国の農業問題は多面に跨がる問題点を内包しており、従って農業政策も多岐に亘っているが、農民所得の増大を前提とする農産加工育成は、「主産団地造成事業」と結びつく必然性がある。主産団地において適地適作の集中的開発を行ない、同時に処理加工場を設置して、経済性のある工場規模を確保し、利潤をあげ、これを農村に還元する体制をつくることである。

ここに、農漁村開発公社が酪農開発に手がけようとする所以もある。



## 2 畜産の動向

### 2-1 畜産の性格

#### 2-1-1 企業畜産への動き

韓国農業が、主穀偏向的零細経営から成り立っており、その従属的補完部門としての畜産は、経営的にも技術的にも極めて低位なものやむを得ない。特に、農業の機械化も普及せず、畜産物の消費水準も低い段階で、畜産が耕種と結びつく所以は、役畜と養畜という役割以上に出ることは少ない。家畜改良への十分な累積はなく、韓牛の全国共進会でさえ、今年度開催されたのが初めてという状態で、畜牛も、そして養豚でさえ肥育という形態すらなかった。

近年、漸やく企業畜産への動きがあり、中でも酪農・養鶏にその傾向が強いが、まだ一般的な広まりにはなっていない。しかし、農家の殆んどが家畜家禽を飼養しており、約80%が有畜農家である。たゞ、機械化の進行傾向や、離農人口の増加等と相まって、毎年度その普及率は低下してきている。特に韓牛は、最近5カ年間に10%近い飼養者の減少が見られる。

畜産は、増大しつつある畜産物需要にも応えながら、農民所得増大のための大宗として期待され、推進されている。だが、零細経営そのままの農家に、畜産経営を定着させるのは困難のようである。企業の畜産の芽生えは、非農家か最上層階層の農家に限局されているのは、農業の経営構造の現段階ではやむを得ないのかもしれない。

家畜、畜産物の流通機構も前時代的なままである。家畜市場はあっても、相対取引か、家畜商仲介の場に過ぎなかつたり、食肉取引についても、枝肉卸売市場は、ソウルと釜山に開設したばかりである。

数々の問題はありながら、畜産は次第に形を変え、そして発展しつつある。

#### 2-1-2 農業における畜産の位置づけ

農産物生産額における畜産の比重を見ると、第9表に示すとおり1961年の5.4%が1967年に13.9%に上昇し、一方食糧作物は8.4%から5.6.4%に低下した。(附表(6)参照)

第9表 農産物生産額の推移

		1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
農産物合計		100	100	100	100	100	100	100
耕種	計	94.4	93.1	92.3	90.7	87.9	88.6	85.3
	食糧作物	84.4	78.2	74.0	70.8	64.4	59.8	56.4
	専売作物	1.6	2.1	1.7	2.8	4.3	4.8	4.1
	果実	0.9	1.4	1.2	1.9	2.4	2.4	2.6
	その他	3.5	4.8	7.4	7.3	9.5	12.0	11.0
	特用作物 副産物	0.7 3.7	0.9 5.7	0.6 7.4	0.8 7.1	1.0 6.3	1.3 8.3	1.3 8.9
畜産	計	5.4	6.6	7.4	8.9	11.4	10.6	13.9
	家畜	4.3	5.2	5.6	6.9	7.6	7.8	10.3
	畜産物	1.1	1.4	1.8	2.0	2.8	2.8	3.6
養蚕		0.2	0.3	0.3	0.4	0.7	0.8	0.9

(出所) 農林部「農林統計年報」(1968年)より作成。

畜産生産額に占める品目ごとの比率では、卵類が19.5%から24.5%に上昇し、牛乳が0.4%から1.2%を占めるようになって、卵、牛乳類合計が20.4%から26.6%に増加したのが目立つが、肉類の相対的比重はさして変わらない。中で、韓牛の79.6%から73.4%に減少したのが目につく。

こうした傾向は、農産物価格の上昇率と関連するもので、全農産物価格で、1960年を基礎にした生産者価格が268%なのに対し、畜産物が最高の278.7%に上昇したこともあろうが、概して、消費者価格の上昇率は生産者価格のそれよりも低い。これは、穀物消費者価格に対する政府の価格安定策をはじめ、農産物価格安定基金等の効果が役立っている。(第10表)

第10表 農産物の消費者価格と生産者価格の上昇率比較

(1960=100)

1966年	全農産物	穀物	野菜	果実	畜産物
消費者価格	251.0	246.1	155.7	248.7	256.6
生産者価格	268.0	259.1	265.9	202.4	278.7

## 2-2 家畜飼養状況

### 2-2-1 韓牛

韓国の代表的家畜としては、先づ韓牛があげられよう。日本にとっても、和牛改良の過程で、ある程度の役割をもったことが認められる。

いうまでもなく役利用を主体とし、又、有力な食肉供給源として重要視される。特に、機械力が普及していない韓国農業には不可欠な家畜である。

韓牛は、韓国動乱によって潰滅的打撃を受けた。太平洋戦争前に約90万頭いた韓牛も、動乱終了時に40万頭にも達しない急減ぶりであった。それが1960年に100万頭台に達したのだから、その回復と増加度合は活目すべきものであろう。その後1963年迄は増加傾向を辿ったが、最近では漸減しつつあり、政府は韓牛の増殖をはかるため、雌牛は6才未満、雄牛は2才未満のと殺を禁止し、1968年9月16日から1969年9月30日までの期間は、これを拡大して雌牛のと殺を全く禁止措置とした。然し、それでも増加への転機はつかめそうがない。

肉牛として、ブラーマン、ヘレツォード、ショートホーン及びアバーデーン・アンガスの各種が輸入され、又、これらと韓牛との交雑が約2千頭余り飼養されている。

何れも飼養農家の飼養規模は少なく、韓牛は殆んどが1戸当り1頭で、肉牛も輸入時にはともかく、多少普及するに従い少なくなり、今のところ約1.6頭程度に止まっている。(第11表)

韓牛は、従来から農家の使役を主目的として飼養されてきたものであり、韓国のように国土が狭少で、農家1戸当り耕地面積が平均1ha不足のところでは、1戸当り1~2頭の飼養で充分であり、牛肉消費も使役後の老令牛の利用で需要は賄えたのである。

このようなことから牛肉生産を主目的とした肉用牛飼養はみられなかった。しかし、近年になって、国民所得が上昇するにしたがって、牛肉に対する国民の購買意欲が高まり、牛肉価格も年々上昇しており、韓牛の多頭飼育経営も出現してきているが、その肥育形態は2~3才雄牛の100日程度の短期肥育が大部分であり、その肥育地帯は、ソウル、釜山、大邱等の大都市周辺に集中している。

一方、繁殖の多頭飼育経営は済州道などに散見されるに過ぎない。

第 1 1 表 韓牛・肉牛の飼養状況

(単位：1,000頭)

区分		年次	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
韓牛	頭数 (伸び率)		1,009 (100)	1,095 (109)	1,254 (124)	1,363 (135)	1,351 (134)	1,313 (130)	1,290 (128)	1,243 (123)
	戸数 (頭数/戸数)		893 (1.1)	968 (1.1)	1,093 (1.1)	1,178 (1.2)	1,187 (1.2)	1,156 (1.2)	1,132 (1.1)	1,097 (1.1)
肉牛	頭数 (伸び率)		0656 (100)	0234 (36)	0861 (131)	0962 (147)	0854 (130)	0805 (123)	1,139 (174)	2,132 (325)
	戸数 (頭数/戸数)		0076 (82)	0131 (1.8)	0155 (56)	0183 (52)	0259 (33)	0185 (4.3)	0414 (2.7)	1,307 (16)

(出所) 農林部「畜産統計」から作成。

韓牛の肥育と繁殖経営の収益性については、第12, 13表に示すとおりであり、韓牛肥育の場合は、飼養規模が大きくなるほど、1頭当り所得は減少し、また短期肥育で年3回転するとしても1頭当り所得は酪農よりも低い結果を示している。

つぎに、韓牛繁殖経営の場合は、1頭規模では高い所得を示しているが、子牛売却代以外の飼養牛の評価収入、厩肥収入、役用収入は擬制計算による収入であり、飼養規模が大きくなるほど役用収入の減少、労賃支払の増大等によって1頭当りの所得は漸減し、肥育経営よりも収益性は低い結果を示しており、多頭化が一層困難なことを示している。

第 1 2 表 韓牛肥育の収益性分析

(単位：ウォン)

飼養形態	飼養頭数	粗収益	経営費	所得	1頭当り所得
副業	2頭	141,600	62,940	78,660	13,110
専業	50	3,540,000	2,287,000	1,253,000	8,353
企業	100	7,080,000	4,690,840	2,389,160	7,964

(出所) 韓国畜産経営研究所「畜産振興に関する研究報告書」(1968年)より。

第 1 3 表 韓牛繁殖規模別収益性分析

(単位：ウォン)

		副業 (生飼)	副業 (煮飼)	兼業	専業	企業
飼養頭数		1	1	5	30	100
収入	子牛売却代	24,000	24,000		630,000	2,100,000
	飼養牛評価収入	18,250	18,250	130,000	411,625	1,350,000
	厩肥収入	10,500	10,500	22,000	180,000	600,000
	役用収入	40,000	40,000	96,000	400,000	400,000
	計	93,250	93,250	248,000	1,621,625	4,450,000
支出	労賃	-	-	10,000	288,000	330,000
	飼料費	14,900	30,500	88,000	480,600	2,222,000
	償却費	660	940	4,150	46,100	94,150
	その他	1,900	1,900	11,600	40,000	16,000
計	17,460	33,340	113,750	854,700	2,662,150	
差引所得		75,890	59,910	134,250	766,925	1,787,850
1頭当り所得		75,890	59,910	26,850	25,564	17,879

(出所) 第12表と同じ。

2-2-2 養 豚

豚は所謂“ピングサイクル”による増減を繰返しながら、概ね横這い状態で推移し、1960年の140頭から1967年の130頭とやや落ちこんだ。最近は企業的養豚経営が増加の兆しを示しており、今後頭数に構造的変化が促進されようとして居るが、全般的には1戸当りの飼養頭数が1.3頭程度で、零細自給用か副業の域を出ない。飼養規模50頭以上のものが50戸、その頭数合計が14千頭というのは、従来から見れば急上昇で、一方品種別にも、ヨークシャー種が急減して、パークシャー種とハンブシャー種或いはランドレース種との交雑が増加しつつある。従来見られなかった肥育事業普及への動きを認める事ができる。(第14、15表)

第14表 養豚推移状況

(単位: 1,000頭)

区分	年次		1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
	頭数推移	頭数	率	1,402	1,262	1,690	1,510	1,256	1,382	1,457
伸		ひ	100	90	121	108	90	99	104	93
戸数推移	戸数	数	1,097	1,005	1,245	1,285	1,006	1,083	1,149	1,041
	1戸当り	頭数	1.3	1.3	1.4	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3

(出所) 農林部「畜産統計」より作成。

第15表 養豚飼養規模別戸数・頭数

(単位: 1,000頭)

	1 頭		2~5頭		6~10頭		11~50頭		51~100頭		100頭以上	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
1965	956 <sup>戸</sup> (89.2%)	956 <sup>頭</sup> (69.2%)	115 <sup>戸</sup> (10.6%)	301 <sup>頭</sup> (22.0%)	8 <sup>戸</sup> (0.8%)	64 <sup>頭</sup> (4.7%)	2 <sup>戸</sup> (0.3%)	59 <sup>頭</sup> (4.3%)	11頭以上			
1966	1,018 <sup>戸</sup> (88.9%)	1,018 <sup>頭</sup> (70.0%)	119 <sup>戸</sup> (10.4%)	318 <sup>頭</sup> (21.6%)	8 <sup>戸</sup> (0.8%)	65 <sup>頭</sup> (4.4%)	1 <sup>戸</sup> (0.2%)	54 <sup>頭</sup> (3.7%)				
1967	934 <sup>戸</sup> (89.5%)	934 <sup>頭</sup> (72.1%)	96 <sup>戸</sup> (9.3%)	256 <sup>頭</sup> (19.5%)	8 <sup>戸</sup> (0.8%)	64 <sup>頭</sup> (5.0%)	1 <sup>戸</sup> (0.2%)	27 <sup>頭</sup> (2.4%)	0 <sup>戸</sup> (0.003%)	2 <sup>頭</sup> (0.017%)	0 <sup>戸</sup> (0.002%)	1 <sup>頭</sup> (0.9%)

(出所) 農林部「畜産統計」より作成。

(注) ( )内は飼養者全戸数、全頭数を100とした場合の割合。

專業養豚経営は韓牛肥育と同様、ソウル、釜山、大邱等の大都市周辺でみられるだけで、濃厚飼料にのみ依存する場合は、その経済性は極めて低くなり、残飯養豚が主体をなしている。

濃厚飼料のみによる專業養豚が成立し得ないのは、濃厚飼料価格に対して相対的に豚価が安いためである。

豚肉の海外輸出の展望があまり明るくない現段階においては、給与飼料が少なくとも50%以上を残飯にするか、価格の安い飼料を利用できる条件があるか、あるいは、また自給飼料を供給できる経営において比較的安んじた経営ができるといえる。

したがって、都市周辺では残飯養豚が今後有望であり、農村地域では自給飼料利用養豚を奨励す

のが当面の妥当な方向であるといえよう。

副業養豚の中心地帯は西部慶尙北道，全羅南道一帯，そして忠清南道と全羅北道の稲作地帯である。

養豚肥育と繁殖経営の収益性は第16，17表に示すとおりであり，養豚肥育の場合は飼養規模が大きくなるにしたがって，肉豚1頭当りの所得は減少している。その原因としては，多頭化に伴って自給飼料割合が減少し，購入飼料に対する依存度が高まってくること，また，企業経営になると，雇用労働費の支払が生じてくることなどによる。

つぎに繁殖経営の場合は，養豚肥育の場合と同様な理由によって，多頭化に伴って1頭当り所得は減少し，肥育経営，繁殖経営とも企業養豚経営の成立条件が極めて少ない。

なお，所得率でも明らかなように肥育経営の方が繁殖経営よりも収益率は高い現状である。肥育経営の方が繁殖経営よりも所得率が高いのは豚肉需要が増加傾向にあるときの普遍的な現象である。

第16表 飼養規模別肉豚1頭当り収益性分析

(単位：ウォン)

項目	規模 1～3頭		4～7		8頭以上		企業		平均	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
購入飼料費	3,027	259	2,930	266	4,075	319	4,040	344	3,517	313
自給飼料費	2,333	200	2,233	203	1,060	110	1,500	127	1,781	159
直接材料費	666	57	467	42	582	60	266	22	495	45
素豚費	4,500	386	4,500	408	4,250	442	3,750	318	4,250	377
建物費	350	30	310	28	275	29	385	58	330	30
農具費	193	17	170	15	125	13	505	43	248	23
賃料料金	600	51	417	38	760	27	700	59	496	44
雇用労働費							348	29	87	09
計	11,669	1000	11,027	1000	10,627	1000	11,494	1000	11,204	1000
生産物収入	15,200		14,400		13,200		14,000		14,200	
所得	3,531		3,373		2,573		2,506		2,996	
所得率		30.2		30.5		24.2		21.8		26.8

(出所) 第12表に同じ。

第17表 飼養規模別繁殖豚1頭当り収益性分析

(単位：ウォン)

項目	規模 1～3頭		4～7		8頭以上		企業		平均	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
購入飼料費	5,566	250	5,400	231	7,200	290	15,919	437	8,521	307
自給飼料費	2,766	124	3,110	133	1,966	80	265	07	2,027	73
牝豚償却費	5,500	24.7	5,500	235	5,500	22.2	5,500	15.1	5,500	21.3
直接材料費	766	34	681	29	516	21	1,964	54	982	35
建物費	590	27	566	24	550	22	367	10	518	1.8
農具費	373	17	333	1.4	300	1.2	300	0.8	327	1.1
賃料料金	116	50	1,026	43	982	4.0	1,570	4.3	1,173	4.2
哺育費	5,600	25.1	6,720	29.1	6,020	24.3	8,400	23.1	6,685	23.1
労賃					1,789	7.0	2,135	5.9	1,962	7.0
計	22,277	1000	23,336	1000	24,823	1000	3,420	1000	27,695	1000
生産物収入	29,300		33,330		30,000		42,000		33,650	
所得	7,023		9,994		5,177		5,580		5,955	
所得率		31.4		42.8		20.9		15.4		21.5

(出所) 第12表に同じ。

2-2-3 養 鶏

養鶏は、特に最近顕著に増加したものの一つで、1960年から1967年までに144%の上昇を見せ11,885千羽から17,079千羽になった。

企業的養鶏もふえて、500羽以上の飼養者が1,813戸で総羽数の15%に当る180万羽を占めている。2年前の1965年には5%の62万羽という実績であったから、その急上昇ぶりがわかる。たゞ、全般的にはまだ1戸当り13羽という零細飼養が多いが、これも1965年が9羽であったから、飼養規模拡大テンポは早い。

養鶏のうち、最近におけるブロイラーの発展が目につく。肉用鶏のひな発生羽数は、1965年の493千羽に対して1967年は1,947千羽と、約4倍に増加した。企業化の方向とブロイラーの上昇等、養鶏の革新的な躍進はそう遠くないようである。鶏の品種は、白色レグホン種とその交雑種を主体に、ニューハンプシャー種、プリマスロク種という構成になっているが、近年の輸入鶏急増の傾向は注目される。(第18, 19表)

第18表 鶏 飼 養 状 況

(単位: 1,000羽)

区分		年次							
		1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
羽数推移	羽数	11,885	11,030	13,216	11,907	10,282	11,893	14,007	17,079
	伸び率%	100	928	1112	1002	865	1001	1179	1437
戸数推移	戸数						1,320	1,297	1,293
	1戸当り羽数						9	11	13

(出所) 農林部「畜産統計」より作成。

第19表 鶏の飼養規模別戸数・羽数

(単位: 1,000羽)

区分	10羽以下		11~50羽		51~100羽		101~500羽		501~1,000羽		1,001羽以上	
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数
1965	1,161.3 (88.1)	5,990 (505)	141.2 (106)	2,578.6 (218)	9.8 (073)	727.2 (61)	73 (04)	1,524.9 (129)	0.7 (004)	432.9 (38)	0.2 (002)	588.9 (4.9)
1966	1,102.4 (840)	5,808 (41.6)	166.8 (128)	3,134.3 (22.2)	15.5 (1.2)	1,107.6 (79)	11.9 (0.8)	2,467.2 (177)	0.9 (007)	607.9 (43)	0.3 (002)	882.5 (63)
1967	1,053.3 (815)	5,786.9 (338)	194.3 (12.9)	3,819.3 (22.2)	22.1 (1.9)	1,628.8 (9.5)	16.5 (1.3)	3,530.6 (208)	1.3 (01)	893.9 (52)	0.6 (005)	1,319.6 (77)

(出所) 農林部「畜産統計」より作成。

(注) ( )内は、飼養者全戸数・全頭数を100とした場合の割合。

養鶏経営においては、経営費の80%程度が飼料費であるため、卵価と飼料価格の変動には特に敏感であり、近年になって卵価が下落するにしがたい、大規模養鶏は生産性が高く経営を維持できる能力をもっているが、副業養鶏はたえず動揺している。

採卵養鶏経営の収益性は第20表に示すとおり、飼養規模が拡大するにしたがって、有利性ははっきりしている。これは飼養規模が拡大するほど産卵率が上昇し、経営費が高まる以上に鶏卵収入が増大するためであり、産卵率の上昇は所得向上に支配的な役割を果たしている。そのほか、飼養規模拡大による有利性は、単位当りの労賃、償却費、器具費の節減、飼料品質の向上による飼料効率の上昇、卵価の上昇となって現われている。

第20表 養鶏経営の飼養規模別収益性分析

経営形態	副業	兼業	専業	平均	
平均飼養羽数	74頭	460	1,525	686	
一羽当り	育成飼料量	130kg	120	115	122
	産卵鶏飼料量	497	447	404	450
	計	62.7	56.7	51.9	57.2
100羽当り投下資本額	101,581 <sup>ウオン</sup>	115,762	116,580	111,307	
100羽当り投下労働時間	11,351 <sup>時間</sup>	601	324	759	
100羽当り飼料費	111,859 <sup>ウオン</sup>	118,040	120,922	116,940	
年平均産卵率	41.1%	48.5	58.0	49.2	
鶏卵1個当り販売価格	895 <sup>ウオン</sup>	910	958	921	
一戸当り	租収入	148,234 <sup>ウオン</sup>	1,029,777	4,000,648	1,726,219
	経常費	150,781	1,009,061	3,548,812	1,569,551
	所得	-2,547	20,716	451,836	156,668
所得率	-%	2.1	12.7	9.1	

(出所) 第12表に同じ。

#### 2-2-4 その他家畜

その他の家畜で、乳牛については後述するように、政府の強い推進によって、量的には少ないが急速な躍進を示している。特に、国土開発という見地からも、又、企業の経営の促進という点でも、今後一層発展することが期待されている。

馬は耕耘、運搬用にまだ重要な役割をもち、1960年の約20千頭から1967年の25千頭と、123%の増加を示している。然し、最近3カ年間の傾向ではやや減少気味に推移し、いわば、韓牛と相似する動向を見せ、済州島を除けば、馬飼養者1戸当り1.1頭である。たゞ済州島は小格馬という独自の馬産地として古くから名があり、1967年の全国飼養戸数13千戸の44%を占める58千戸が、全国頭数25千頭のうち68%に達する17千頭を飼養し、1戸当り約3頭となっている。

政府の強い奨励によって、アンゴラ兎が急速に増加し、1965年の50千頭から1967年の200千頭と、一兩年で約4倍に伸びている。主な飼養地は、江原道、京畿道、慶尙南道、慶尙北道に多い。(第21表)

第 2 1 表 乳用牛・馬・山羊・めん羊・兎の飼養頭数推移

(単位; 1,000頭)

種類	年次	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
乳用牛	09頭	1.1	24	35	52	66	85	104	
	(100%)	(1304)	(2772)	(4076)	(5990)	(7618)	(9759)	(11935)	
馬	202頭	217	253	267	269	277	277	250	
	(100%)	(1072)	(1251)	(1319)	(1331)	(1368)	(1367)	(1233)	
山羊	1555頭	231.6	3134	2864	2249	1975	1613	1334	
	(100%)	(1490)	(2016)	(1842)	(1446)	(1141)	(1038)	(858)	
めん羊	10頭	14	1.5	1.2	1.0	1.0	1.6	1.6	
	(100%)	(1474)	(1526)	(1228)	(1086)	(1072)	(1705)	(1671)	
兎	08頭	08	1.3	1.1	0.8	0.8	0.9	0.8	
	(100%)	(954)	(1682)	(1437)	(1009)	(969)	(1154)	(1058)	

(出所) 農林部「畜産統計」より作成。

(注) ( )内は1960年を100とした場合の増減比。

## 2-3 畜産物の需給

### 2-3-1 食肉類

近年における韓国の食糧需要パターンが変化しつつあるというのは、要するに畜産物の消費が増大したことを意味する。

先づ食肉類からその推移を見ると第22表に示すとおり年ごとの多少の起伏があつたり、統計上の整理の関係もあつたりはしているが、漸次消費量が増加し、最近になって急激な増大ぶりを示している。即ち、国民1人当りの年間消費量で、1960年の3.7Kg、1967年の4.2Kg、更に、非公式な発表ではあるが、1968年に5.3Kgと上昇して、今後の見通しでも1971年には6.9Kgと推算している。

肉類消費量が品目別には牛肉依存度を漸次減少し、鶏肉比重を高めつつあり、遂次牛肉は豚肉と鶏肉に代替して行くであろうと見られる。

牛肉の生産は韓牛が主体で、韓牛自体の飼養目的が役利用にある限り、このまま減少傾向をたどり、と殺頭数は一層増加するであろう。政府はこのため、1965年から法律によると殺制限を行ない、韓牛の雄は2才まで、雌は6才までと殺禁止とし、更に1968年10月から1969年9月までの1カ年は雌牛一切をと殺禁止した。一方、最近、論議の挙句、外国産肉専用種牛の導入と、韓牛との交雑利用が見られる。この事の是非論はとも角として、韓牛自体の在り方に、反省と改善への意欲的配慮を促がした契機となつたものとして認めることができる。

ホルスタイン種の雄子牛も新たな動きを提起しそうである。デーリービーフとして、今のところ資源的メリントは小さくとも、今後酪農の発展に伴って、経営的にも、牛肉資源上からも重要な役割を受け持つて行くことが期待される。

なお、肉類の都市と農村との消費形態の違いを見ると、都市人口1人当り、1967年で牛肉が2.037g、豚肉が1.274gとなつて、夫々国民1人当りと比較すると、牛肉が約2倍、豚肉が



約半分となっているのは、都市で牛肉、農村で豚肉消費が多いことを示す。

肉加工品は、米国、日本、香港等に輸出され、1967年の実績で、数量47,417Kg、金額55,743ドルとなっており、輸出の主体は牛肉缶詰である。(附表(7)参照)

第22表 肉類消費の推移

(単位: M/T)

		牛肉	豚肉	羊肉	兔肉	鶏肉	鴨肉	計	国民1人当り消費量
実績	1960	12,590 (13.6)	58,025 (64.0)	60 (0.1)	1,039 (1.4)	18,068 (19.9)	1,129 (1.2)	90,916 (100)	3.7 kg
	1962	16,847 (23.3)	38,019 (52.6)	210 (0.3)	1,086 (1.5)	15,730 (21.8)	569 (0.2)	72,461 (100)	2.8
	1964	31,923 (27.1)	62,511 (53.1)	1,072 (0.9)	2,474 (2.1)	18,836 (16.0)	949 (0.8)	117,764 (100)	4.3
	1965	27,261 (27.3)	55,881 (55.9)	813 (0.8)	1,358 (1.3)	14,458 (14.5)	193 (0.2)	114,280 (100)	4.0
	1966	29,152 (26.1)	95,800 (54.0)	626 (0.5)	957 (0.7)	18,700 (18.5)	253 (0.2)	127,559 (100)	4.4
	1967	30,173 (23.2)	72,154 (55.4)	823 (0.6)	1,965 (1.5)	23,960 (18.4)	1,184 (0.9)	125,173 (100)	4.2
	1968	35,870 (22.4)	82,014 (51.1)			42,557 (26.5)		160,441 (100)	5.3
見越し	1969	39,784 (21.8)	90,595 (49.9)			51,727 (28.4)		182,106 (100)	5.8
	1970	43,632 (21.3)	99,170 (48.4)			61,268 (29.0)		204,070 (100)	6.4
	1971	47,444 (21.0)	107,741 (48.0)			71,484 (31.0)		226,669 (100)	6.9

(出所) 1960~1967年は農林部「畜産統計」より作成。  
1968~1971年は農林部資料

第23表 都市人口1人当り肉類購入量

品目	年次			国民1人当り消費量(1967)
	1965	1966	1967	
牛肉	1,595 <sup>g</sup>	1,794 <sup>g</sup>	2,037 <sup>g</sup>	1,072 <sup>g</sup>
豚肉	815	1,064	1,274	2,423

(出所) 農協中央会「農業年鑑」および農林部「畜産統計」より作成。

### 2-3-2 卵類

卵類は鶏卵を主体とし、最近生産増加が顕著で、消費も又急上昇している。国民1人当りの年間消費量で見ると、1960年の34個が、1967年に535個に上った。今後の見通しについても、消費の増大と共に、企業の養鶏の進出等によって生産の急速な増加が見込まれている。1967年の生産実績は1,672,852(千個)で、消費実績は1,605,938(千個)となっており、国内自給体制は確保されている。

牛乳は年間生産量が1967年の実績で19,188M/Tに過ぎず、国内消費量125,205M/Tに対して殆んど自給力はない。(説明は後述)

その他、原皮、毛皮、豚毛等を輸出するほか、UN軍に対し鶏卵を納入している。(第24表)

第24表 卵類消費の推移

(単位: 100万個)

区分 \ 年次	1960	1962	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1971
鶏卵	8188	8381	9430	8558	1,298.1	1,590.7	1,584.0	1,757.4	2,095.7
鴨卵	11.4	7.7	9.4	8.1	13.5	15.2			
計	830.2	846.8	952.5	863.9	1,311.6	1,605.9	1,584.0	1,757.4	2,095.7
国民1人当り消費量	34	32	34.3	31.3	44.5	53.5	52	56	64

(出所) 1960~1967は農林部「畜産統計」  
1968~1971は農林部資料より作成。

第25表 卵類生産実績

(単位: 100万個)

	鶏卵	鴨卵	計	卵類UN軍 納入量
1964	9430	9.4	952.5	33.5
1965	8558	8.1	863.9	25.0
1966	1,298.1	13.5	1,311.6	29.0
1967	1,657.0	15.9	1,672.9	35.0

## 2-4 家畜・畜産物の流通と価格

### 2-4-1 家畜市場

家畜と畜産物の流通構造は、前時代的な慣行から逸脱し得ないまま、施設も又悪い。政府は最近家畜市場やと畜場の施設、運営の改善にとりかかったが、総じて、まだ試行的段階といえる。

登録家畜市場は、地方小市場、地方中市場並びに都市大市場の3種類で、その数は661カ所となっており、畜協又は農協が管理している。家畜市場で取引される家畜は殆んど韓牛に限られ、地方小市場は邑とか面に所在して、農民相互の売買が主体、地方中市場は郡程度の単位で、農民と家畜商が談合して取引する。一方、都市大市場はと畜場と併設されるものが多く、地方市場から購買してきた韓牛を食肉業者と取引するのが主体で、農民の参加は殆んどない。

取引の形はせり売買でなく、仲介人による斡旋の場が家畜市場ということで、性別、資質の識別もなく、秤量も行なわれない。

道別に市場数の多いのは、慶尙北道144カ所、慶尙南道133カ所、京畿道77カ所、全羅南道76カ所、江原道63カ所等で、市場上場手数料は一般に2%となっている。

又、近年、韓牛雌牛のと殺制限が行なわれていることにも関連して、都市周辺の家畜市場はその90%程度が雄牛となっている。(第26表)

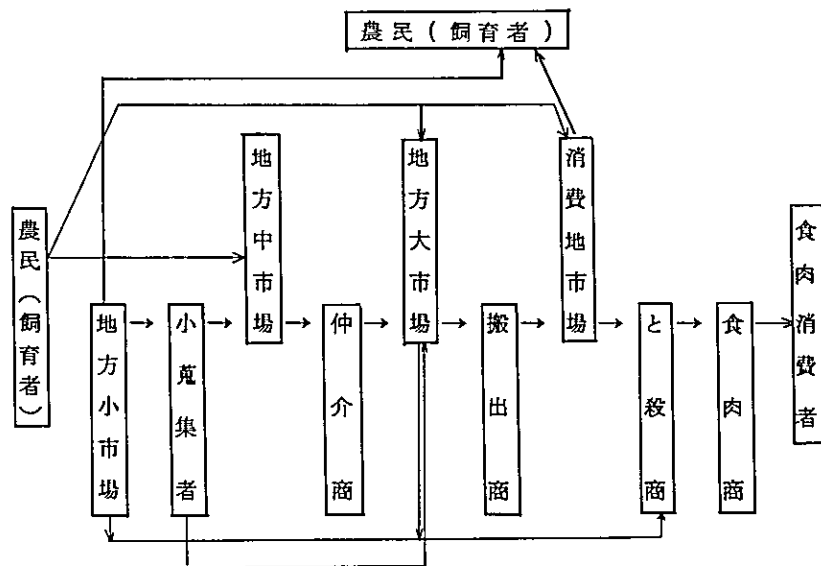
第26表 都市周辺家畜市場取引事例(1967年)

市場名	区分	総取引頭数	雄取引頭数	雄牛比率
京 畿 道	水原	15,656 <sup>頭</sup>	13,285 <sup>頭</sup>	84.9%
	抱川	6,080	5,355	88.1
	広州	5,184	5,184	100.0
	楊平	4,392	3,664	83.4
	龍仁	2,304	1,863	81.0
	安養	1,604	1,538	95.8
	計	35,220	30,889	87.7
慶 尚 北 道	大邱	11,067	9,879	89.3
	河陽	4,913	4,690	95.5
	慈仁	3,678	3,309	90.0
	達成	3,014	2,536	84.1
	慶山	2,713	2,484	91.6
	計	25,385	22,898	90.0

(出所) 農林部資料より作成。

韓牛の流通経路を図示すれば概ね次の通りであるが、実態は更に複雑のようである。

生牛及牛肉流通経路



豚の流通経路は韓牛に比し遙かに単純で、一般に蒐集者または中間商人(自転車商人ともいわれる。購入した豚を自転車で運搬するからである。)の手で食肉業者か肉商人を経て、と場から小売店舗へ、或いは中間商人から別の農家に転売されることもある。家畜市場に上場されることは余りない。

#### 2-4-2 と畜場と食肉加工場

と畜場は、第27表に示すとおり大小合わせて785カ所(1969年現在)となっており、一般には、農家の裏庭にある掘立小屋然としたものが多く、衛生的にも能率的にも条件は劣悪である。しかし、ソウル特別市と釜山市における施設は、米国の援助と指導によつたというだけあつて、施設も極めて近代化されていたが、1969年3月から食肉卸売市場が整備された。次いで、太田市と烏山市の両と畜場にも卸売市場を整備すべく、目下施設設置過程にある。

一般のと畜場には冷蔵庫がないが、食肉店舗は、食品衛生法によつて、冷蔵庫設置が義務づけられている。

食肉加工場の内容は極めて小規模なものが多く、第27表に示すとおり全国に55工場あるが、そのうち、ソウルミリオンⅡ、京畿オリオンⅡ、仁川クラウンⅡ及び釜山チンジュウⅡの4社が、全国食肉加工品生産量の90%を生産している。(附表(8)参照)

第27表 と畜場、食肉加工場数

区分	地域	ソウル	釜山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
と畜場		6	3	109	52	90	103	62	87	147	110	16	785
食肉加工場		1	11	5	3	—	3	2	4	9	1	9	55

(出所) 農林部 畜産局「畜産統計」より。

#### 2-4-3 家畜、畜産物の価格

家畜、畜産物の価格は需要の増大によつて年々上昇の傾向にあるが、特に食肉価格の高騰は、他の物価の先導的役割をも持つに到り、政府は、物価政策上、精肉業者組合に対し、食肉協定価格制度を実施したが、1968年市場流通改善および韓牛飼育意欲を高めるために主要都市において牛肉等級制度を実施して、協定価格制度から開放された。しかしながら、まだまだ協定価格から完全に離れたのではない。例えば牛肉で、1960年を100とした場合の1967年平均が310となっており、その後も最近に到るまで上昇が続いている。

韓牛の生体1頭当り農家手取価格は、体重350Kg程度、雌雄平均で1968年が80,881ウォンとなり、1965年時に比べると2倍以上の値上りである。(第28表)

牛肉は、硬軟、風味、さし等は殆んど価格差がなく、韓国の赤肉を好む食習慣のまゝ、単純な肉量本位で取引される。雄牛の去勢もしないし、肥育部門が成立しにくかつたのは、このような要因からきている。今後デーリービーフの生産と、対応する技術も、この点に留意されることが必要にならう。

牛肉の取引価格は、最近開設された枝肉卸売市場での実績によつて見るのが比較的正確であらう。1969年3月から9月までのKg当り価格が495~479ウォンという動きを示している。(第29表)

これに対して、牛の精肉小売価格は、第30表に示すとおり1967年に300ウォン/Kg台であつたのに、1968年は500ウォン台に更に1969年には600ウォン台にのせた。

第28表 牛の価格推移（全国平均）

区分	年度	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
生牛 7才以上 と殺用(雑)	ウオン	17,267	18,702	20,122	21,772	25,322	40,699	48,094	61,553	80,881
	(100)	(108.3)	(116.5)	(126.1)	(146.6)	(235.7)	(278.5)	(356.5)	(468.0)	
牛 肉 精肉 600g		69	81	87	92	107	141	160	203	
	(100)	(117.4)	(126.1)	(133.3)	(155.1)	(204.3)	(231.9)	(310.4)		
全国消費者 物価指数 (食料品)										
	(100)	(109)	(118)	(156.5)	(213.4)	(231.4)	(248.3)	(269.4)		

(出所) (1) 1960～1967年は農協中央会調で取引価格。

(2) 1968年は農林部畜産局調で農家手取価格。

(注) (1) 牛の生体重は概ね350kg。

(2) 精肉は小売価格。

第29表 枝肉卸売市場における取引価格

月別 価格	1969 4月	5月	6月	7月	8月	9月
牛 枝 肉 1 kg 当り	459 <sup>ウオン</sup>	462	479	470	471	471

(注) (1) 農林部畜産局畜政課調査による。

(2) ソウル、釜山、両枝肉卸売市場の平均価格。

(3) 両市場とも、1969年4月より開設された。

(4) 牛の生体重350kg程度であるが、国の方針は450kgを目標水準としている。

第30表 牛の精肉小売価格推移

年別 価格	1965	1966	1967	1968
精 肉 1 kg 当り	240	270	357	563
指 数	100	112.5	149.6	234.6

月別 価格	1969 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
精 肉 1 kg 当り	569 <sup>ウオン</sup>	575	585	586	590	596	596	596	601

(注) 農林部 畜産局 畜政課調査による。

2-5 畜産に関する政策

韓国政府は、第1次経済開発5カ年計画を終了して、1967年から第2次経済開発5カ年計画に基づいて実施中である。経済企画院の修正成長見通しても、国民総生産10.2%（当初7.0%）鉱工業19.0%（当初10.7%）の成長率に対して、農林漁業は当初計画通り年率5.0%という成長率にとどめている。現実にはこのような不均等成長が続くならば、工業化の進行過程で、農工間の所得格差は愈々拡大するだろうし、増大する食糧需要に対する国内供給力が更に不足するであろうことが心配された。1967年1月、農業基本法を制定し、その中で他産業従事者と所得均衡を実現しうる自立家族農を育成することを謳いあげ、1965年から開始した「自立安定農家造成事業」を、1966年からの適地適作主義に立つ「主産地造成事業」に含めることとして、1967年度に中断した。

主産地造成に伴う問題点として、従来、単一品目を主眼としたために、加工企業の稼働が保証されず、又、販売、価格等の不安定を齎らすことが指摘された。その対策として、生産から処理、加工、販売に到る一元的体系化を確立しようと、新たに「複合主産地」構想がクローズアップされた。即ち、「農漁民所得増大特別事業」の実施体制である。畜産は、この構想に基づく大宗として期待されている。

農漁民所得増大特別事業の1968～1971年、4カ年間は、総事業費として474億ウォンを見込み、そのうち畜産関係は39.4%の187億ウォンが予定されている。第2次5カ年計画樹立時点から1カ年遅れて策定された「畜産振興4カ年計画」の支柱をなすことはいうまでもない。（第31表）

1969年の畜産予算77億6千3百万ウォンのうち、この特別事業分として47億6千3百万ウォンが含まれ、韓牛、酪農の主産地造成を中心として編成している。

第31表 農漁民所得増大特別事業総事業費

(単位;金額は1000ウォン)

項目	年度	1968~71	1968	1969	1970	1971
総所要資金		47,426,509 <sup>5</sup>	6,212,118 <sup>5</sup>	16,176,101	12,787,881	12,250,409
事業費		46,984,509 <sup>5</sup>	6,212,118 <sup>5</sup>	15,705,101	-	-
事業数	90 箇所		40	87	74	64
参与戸数	449,570 <sup>戸</sup>		125,704	345,726	396,930	449,570
畜産部門		18,700,481	1,887,624	6,615,720	5,464,199	4,732,939
畜産の占める割合	39.43%		30.38	40.89	42.72	38.63
韓牛育成 (25)	126,878 <sup>頭</sup>		12,188	38,025	39,015	37,650
韓牛肥育 (10)	52,778 <sup>頭</sup>		2,398	17,630	17,650	15,100
酪農 (11)	4,871 <sup>頭</sup>		1,191	1,400	1,395	885

(出所) 農林部(1969)資料による。

(附表(9), (10)参照)

## Ⅱ 酪農の現況と課題

## II 酪農の現況と課題

### 1. 酪農生産部門の動向

#### 1-1 酪農開発の基本的方向

##### 1-1-1 酪農開発の必要性

1953年7月23日、所謂“韓国動乱”の休戦が成った。全国荒野と化された韓国において、1954年の乳用牛頭数が、統計上明らかにされ得る、史上最低の289頭を記録したのは、全くやむを得なかつた。

その後次第に回復して、第1次経済開発5カ年計画開始時、1961年当時には、ソウル等大都市周辺に、1,000頭余りの乳用牛が飼われたが、韓国酪農の本格的な開発への取り組みは、殆んどそれ以後のことである。即ち、1962年に米国ならびにニュージーランドから1,182頭を導入して以来、米国、カナダ、日本等から引続いて導入し、その累積8,000頭程度に及んでいる。導入財源の殆んどが借款あるいは外国援助資金によるもので、これに伴って拠出された国内資金も多額にのぼるし、又、今後もそうであろう。必ずしも豊とはいえない韓国経済からすれば、この強い酪農開発努力は、一体何に起因するのか。その一つは、荒廃した林野の開発利用ということである。全国林野700万haのうち、50万haが牧野適地と称せられ、これを牛によつて活用することは当然考えられるところである。韓国における牧野適地の調査は、個々具体的な小団地に到るまで、極めて行き届き、酪農立地の利用区分が概ね策定されている。肉用牛を考えると同時に、より土地利用率の高い酪農をとりあげる所似は、未開発資源を利用して、価値生産の高度化を企図することである。そして、その二は、生産される価値が、変革を迫られている農業と農民の所得に結びつけられることである。離脱農人口が漸やく顕著になりつつあるとはいえ、まだまだ農村は失業人口の緩衝地帯という宿命から抜けてはいない。耕種体系からいっても、米麦主体の偏向的農法のまゝ、土地生産性は低い。農業経営としてその規模を拡大し、過剰な労力の集約的就労を図り、相応の所得を確保することは、韓国経済の基本命題に繋がる緊要事である。もとより、こうした要請が成立する為には、牛乳に対する需要が増大しなければならない。だからその三として、飛躍的な牛乳、乳製品の消費上昇という背景をあげなければならない。現在および今後予測される需要見通しは、昨今の経済成長と食生活の改善傾向からみて、過去の推移に基づく算定では不可能であり、また消費量の絶対量も極めて低い水準にとどまっているが、とも角過去4年間ほどで4倍に増加した。牛乳、乳製品の国内自給という立場ではなく、少なくとも飲用牛乳の自給は確保したいという要請は当然である。その四として、酪農経営希望者が殺倒している条件がある。このことは勿論政策助長と裏腹ではあるが、それだけに、酪農経営の収益性が他の作目に比して有利であるからである。韓国における都市資本が、酪農を媒体として農村に流入しているという実態も評価しなければならない。

##### 1-1-2 酪農開発の推進方向

それでは、韓国の酪農に対する基本的な開発方向は何か。

畜産振興4カ年計画で公けにされている乳用牛増殖目標は、1967年の実績に基づく1968～1972年の計画で、1972年時の乳用牛頭数を21,010頭、牛乳生産量4,1970M/Tとし、飼養農家1戸当り頭数を6.6頭にしようとしている。しかし、その直後の社会的・経済的条件の変移と、それに伴う政策の補正等から、1968～1969年の実績と対比して、新たな計画を策定中である。



1961年に公布施行された「酪農振興法」に基づいて、4集約酪農地域を設定している。即ち、中部地域（太田市中心で、ソウル特別市にもつながる）、湖南地域（光州市中心）、嶺東地域（大邱市中心）、ならびに嶺南地域（釜山市中心）で、これ等の地域は、夫々主産団地の造成によって構成される。

酪農推進の基盤は、いままでもなく草資源の開発と利用を中心とし、特に、企業的酪農経営を促進することを根幹に、1969年1月17日、「草地法」を公布した。この法律は、私有地の強制収用を含む強い規制を織りこんでいる。

生乳の集出荷と牛乳処理加工施設の適正な配置も又重要な問題で、時として極めて簡易な、時としてかなり近代的な施設が錯雑していて、乳量と施設、更に施設ごとの調和がとれず、あるいは必要施設がなかつたりする。

又、牛乳の消費を促進することと同時に、むしろ、当面は販売体制の整備こそ急務とされている。潜在需要が旺盛でも、需要者は、随時求める方法さえ知らないことも珍しくない状態である。

### 1-1-3 酪農と農民所得増大

酪農の生産から流通消費に到る過程で、とり分け生産者に対する技術的・経営的指導とその助長には、最大の配慮を加えている。行政を主体とする組織的体系化に努力してきた結果、遂次整備の実はあがった。しかし、実質的な内容の充実はまだ充分でない。この点では、殆んど今後に残された課題となっている。酪農経営希望者が政府の財政措置等では応じきれないほど多いのは、酪農の収益性が相対的に高いことであり、その事は、生乳価格が生産者にとって有利に設定されていることからきている。高水準の乳価を前提として、投機的な企業意欲が先行することは、反って韓国農業の体質を弱体化さえしかねない。更に、企業的酪農経営の担い手が、もしも、単純な投資対象と見る不在地主が主体になるとするなら、韓国に酪農の定着を期することは困難になる。もとより、このような形で先導的役割を必要とはしても、主体は飽くまでも農民になければならないという。そうあつてこそ農民所得増大につながり、安定した韓国酪農を創設することにもなる。

このような目標を設定し、目標達成への道程を方向づけながら、韓国は、今意欲的な推進に努めている。

### 1-2 乳用牛の飼養状況

#### 1-2-1 乳用牛飼養頭数

1954年は韓国動乱後の混乱の中で、乳用牛頭数も289頭という史上最低を記録したが、その後1961年以降、第1次経済開発5カ年計画推進と共に急速な増加を示した。即ち、1960年に1,149頭を算えるに過ぎなかつたのが、1967年には10,360頭、更に1968年は12,760頭を示すに到った。この急上昇は、外国からの輸入によるものであつて、1962年以降の輸入累計8,169頭（1962～1969年10月）にのぼる。このような大規模の輸入事業に伴つて、現地購買から船舶輸送、検疫、事故処理等、更には農家の受入れから飼養管理指導に到る諸般の業務は、国をあげて関係者を忙殺させるに充分であつた。しかしながら、酪農の基礎作りとして、輸入牛にまつ以外にない韓国の事情では、避けがたい政策の要請であつたらう。

こうした急速度の乳用牛増加を反映して、乳用牛飼養者1戸当りの飼養頭数は、1961年の4.4頭から1967年の5.7頭に増え、日本の同年次全国平均4.0頭と比べて非常に高い。

（第32表）

第32表 乳用牛飼養戸数・頭数の推移

区分	年次	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
飼養戸数	戸	254	676	813	1,087	1,210	1,478	1,478
	頭	1,132	2,406	3,538	5,199	6,612	8,471	10,360
1戸当り数	頭	4.4	3.5	4.3	4.7	5.4	5.7	5.7

(出所) 農林部「畜産統計」による。

1-2-2 乳用牛飼養規模

乳用牛飼養規模別の飼養戸数を第33表によってみると、1頭飼養が26.9%、2頭~5頭が44.8%、6~10頭が15.6%、11頭以上が12.8%となっており、頭数の占めるシェアから見ると、11頭階層以上で約40%の高い比率を示す。特に65年以降は飼養規模拡大テンポが激しく、67年になると51頭以上が9戸にのぼっている。それでも、1頭飼養が相当数あるが、少なくとも行政的な対象としてよりも、農家自身の希望に基づいた自力導入のようである。

第33表 乳用牛飼養規模別推移

年次	1頭		2~5頭		6~10頭		11~50頭		51頭以上	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
1961	75 (29.5)	75 (50.0)	127 (50.0)		25 (9.9)		27 (10.6)			
1962	224 (33.0)	224	335 (52.5)		57 (8.4)		40 (5.9)			
1963	203 (25.0)	203	439 (54.0)		116 (14.3)		55 (6.7)			
1964	289 (26.6)	289	536 (49.3)		159 (14.6)		103 (9.5)			
1965	270 (22.3)	270 (4.0)	587 (48.5)	1,925 (29.1)	204 (16.9)	1,588 (24.0)	149 (12.3)	2,829 (42.7)		
1966	376 (25.4)	376 (4.4)	668 (45.2)	2,227 (26.3)	250 (16.9)	1,914 (22.6)	184 (12.4)	3,954 (46.7)		
1967	489 (26.9)	489 (4.7)	814 (44.8)	2,593 (25.0)	283 (15.5)	2,204 (21.2)	223 (12.3)	4,379 (42.2)	9 (0.5)	695 (6.9)

(出所) 農林部「畜産統計」による。

(注) ( )内の数字は、夫々全戸数、全頭数を100とした場合の割合を示す。

この様に高い平均飼養規模は創設時代にある韓国の政策誘導によるものであろう。

例えば、1968年及び1969年の計画導入中、カナダ借款にかゝる乳用牛導入と、1969年に公布された「草地法」とに、その顕著な事例を見ることができる。

カナダ借款による乳用牛導入は、その対象者選定基準として「草地造成面積2ha毎に乳用牛1頭」で、現実には、生産性の高い経営を育成しようとの見地から、初年度に限り4haに3頭を割当てた。基準そのものは異常に高い。しかし、それはともすれば走り勝ちな購入飼料依存傾向に対

する歯どめの狙いであろう。乳価50ウォン/Kg, 配合飼料22ウォン/Kgというこの開差は、自給飼料の必然性を軽視させないとはいえなかつた。

一方、導入農家が甘んじてこの基準を遵守できた所似には、一般金利が24分という年率に比して、乳用牛導入に対する乳牛代金は70%融資、30%自己資金と施設資金10万ウォンの70%を9分という相対的低利率であり、草地造成にしても、実質負担金額は1ha当り1万ウォン程度に過ぎないという実情が働くからであろう。

「草地法」の“企業牧畜業者”登録制と、草地造成利用上の優遇措置も、都市資本の農村流入という政策意図に沿いながら、特にソウル近辺に相当数の大規模経営を創設するに役立っている。

1戸当り飼養規模の高さは、こうした諸要因が重なって、所謂“農民”ではない新農業企業者層をつくり出しているからである。

### 1-2-3 乳用牛飼養の地域性

地域別乳用牛の分布状況によれば、1968年の実績で、ソウルとその周辺の京畿道と忠清南道に69%の頭数、次いで釜山とその周辺の慶尙南道に18.5%と、合わせて全国の87.5%が偏在している。

又、1戸当りの飼養頭数では、京畿道が12.9頭、釜山市が8.9頭、ソウルが8.7頭と非常に高くなっている。もとより、ソウルと釜山という大消費都市を背景に乳用牛が分布するのは当然だとしても、飼養規模、頭数の点からも、都市資本の投資しやすい条件が一方に集中していることを示すであろう。(第34表)

第34表 乳用牛の地域分布状況 (1968年)

市道別	飼養戸数	飼養頭数	1戸当り頭数	市道別	飼養戸数	飼養頭数	1戸当り頭数
ソウル	193	1,670	8.7	全南	104	586	5.6
釜山	95	854	8.9	慶北	184	803	4.9
京畿	900	6,472	12.9	慶南	111	783	7.6
江原	80	320	4.0	済州	10	49	4.9
忠北	190	506	2.7				
忠南	199	1,368	6.9				
全北	79	242	3.1	計	2,145	13,760	6.4

(出所) 農林部 畜産局調(未公表)による。

乳用牛の品種は、1967年におけるホルスタイン種が総頭数の95.7%となっており、その他、ジャージー種が釜山と京畿道に266頭、それに京畿道には107頭のガーンジー種がある。何れにしても今後ホルスタイン種に統一されることは明らかであろう。

年令的に2~6才が多いのは、初産妊娠牛の導入頭数が多いからでもあり、又、搾乳牛率から見ると、1965年80.7%、1966年78.9%、1967年84.1%と高いのもそのせいである。

### 1-3 乳用牛の導入と改良

#### 1-3-1 乳用牛の導入

乳用牛の外国導入は1962年から始まり、第1次5カ年計画期間中の1966年まで3487頭、次いで第2次計画途次の1968年まで1,342頭、更に1969年の3,340頭の導入を実施中で、これ等を合わせれば8,169頭の多きに達する。(第35表)

第35表 年度別乳用牛導入実績

第1次経済開発5カ年計画					第2次経済開発5カ年計画				
実績					実績→←実施中→計画				
年次	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970
導入頭数	1,085頭	271	905	600	626	306	1,036	3,340	3,500
輸入先	アメリカ ニューファンド	アメリカ	アメリカ	アメリカ	カナダ	カナダ 日本	カナダ	カナダ	

(出所) 農林部 畜産局調査より。

今年度導入実施中の実績と計画を見れば、京畿道と忠清南道に多く、次いで慶尙南、北道となっており、現在までの乳用牛地域分布の格差が益々開いて行く傾向にある。酪農振興のための乳牛導入は全面的に政府が担当しており、約95%以上を政府保有費(農協中央会代行)、またはカナダ借款で導入しており、民間および宗教団体の1969年度導入頭数は115頭だけであつた。

(第36表)

第36表 1969年度乳用牛導入地域別計画

区分	市道別	ソウル	釜山	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	計
Canada 借款		45頭		359	9	232		5		50		700
KFX 農協中央会代行		20	80	586	200	470	40	83	426	521	5	2,426
西独援助				99								99
宗教団体及び民間				97						13		115
計		65	80	1,141	209	702	40	88	426	584	5	3,340

(出所) 農林部 畜産局調査による。

導入牛はすべて初妊牛を原則としており、従来の実績では18ヶ月~27ヶ月で、稀には13ヶ月程度のものもあつたが、遂次初妊牛を選定することが困難になっている上に、輸送中の事故等も多く、今後はこの点からも導入牛規格の再検討が迫られている。

乳用牛の価格は、資質等によって格差があるが、概ね次の実績となっている。

a. 導入価格 US\$ 700~800 (C.I.F.)

b. 販売価格 160,000~276,000ウォン

農家負担 30% 政府融資 70% (農協取扱)

産地別、乳用牛産乳能力の比較は困難で、又、現実に系列的な追跡調査も充分には行なわれていないが、種畜改良協会が政府の委託によって実施した高等登録能力検定成績によれば総平均で4,842.4kgとなり、1~2産次の成績としては優良といえよう。

#### 1-3-2 種雄牛の配置

種雄牛頭数129頭というのは、1万頭程度の乳用牛から考えれば極めて多い。たゞ、その所有区分を見ると、公的機関に人工授精に供用されているのが14頭で、115頭が個人所有である。

(第37表)

地域別の種雄牛分布は、概ね乳用牛頭数に応じているが、それも効率的利用という点では極めて不均衡である。(第38表)

第37表 種雄牛所有区分別頭数

区 分	道 立 種 畜 場	農協中央会 人工授精所	国 立 種 畜 場	畜 産 試 験 場	計	個 人 牧 場	総 計
頭 数	7頭	4	1	2	14	115	129

(出所) 農林部 畜産局(1969年9月未現在)調査より。

第38表 地域別種雄牛頭数分布

市道別	ソウル	釜 山	京 畿	江 原	忠 北	忠 南	全 北	全 南	慶 北	慶 南	済 州	計
頭 数	32	0	35	1	2	9	1	7	10	27	5	129

(出所) 農林部 畜産局調査より。

個人所有の種雄牛115頭のうち、血統登録のものは40頭だけで、概して遠隔地の為に人工授精ができにくい場所とか、自家利用をしながら、附近の韓牛にも交配するような、種雄牛として価値のないものが多い。

現在、登録種雄牛71頭の繁殖者と所有者との関係は第39表のとおりで、外国産と民間生産を除いて、国立種畜場産が最も多い。しかし目下のところでは、各道立種畜場への払下げがなく、むしろ国立畜産試験場がその役割を果している。国立種畜場は、従来の敷地面積60haを新たに480haに拡大して施設を整備中で、近くカナダ産乳用種雄牛を導入する予定となっている。

種雄畜に対しては、「畜産法」に基づき、定期あるいは臨時の種畜検査を実施し、不合格なものを去勢するなどの措置を講じているが、今後、種雄牛の質的な向上と効率的利用に努める必要を認めている。

なお、1968年9月20日に設定された乳用牛の改良目標は第40表のとおりである。

第39表 種雄牛の繁殖者別所有区分

繁 殖 者		所 有 者	
区 分	頭 数	区 分	頭 数
外 国 産	16	農 協 中 央 会	4
		道 立 種 畜 場	9
		国 立 畜 産 試 験 場	3
国 立 種 畜 場 産	9	国 立 種 畜 場	9
国 立 畜 産 試 験 場 産	3	農 協 中 央 会	1
		民 間	2
道 立 種 畜 場	4	道 立 種 畜 場	3
		民 間	1
民 間	39	民 間	39
計	71	計	71

(出所) 農林部 畜産局調査より。

第40表 乳用牛改良目標

区 分	能 力	乳 脂 率	分 娩 間 隔	備 考
現 在	3,800 <sup>kg</sup>	34%	16 <sup>カ月</sup>	1967 <sup>年</sup>
目 標	4,000	35	14	1971

(出所) 畜産振興計画 農林部より。

1-3-3 家畜人工授精体制

家畜人工授精に関する事業は、国立畜産試験場、国立種畜場、道立種畜場から成る行政機関による系列と、農協中央会中央人工授精所を中心とする系統によって行なわれている。畜産法に規定する事業計画は第41表のとおりで、実績では農協中央会のものが50%以上のシェアを持っている。

第41表 人工授精の実績と計画

(単位:頭)

	韓牛	乳牛	豚	計	備考
1966	8,937	3,194	63,497	75,628	実績
1967	9,839	4,129	64,052	78,020	"
1968	13,400	4,400	91,700	109,500	"
1969	26,300	5,500	110,000	141,500	計画
1970	32,000	6,600	121,000	159,600	"
1971	40,000	7,900	135,000	182,900	"

(出所) 農林部 畜産局調査より。

(a) 国立種畜場

場有地480haのうち、民家に近い50haの牧草地を周辺農家に無償貸与して、種畜場業務と連関する協同畜産団地活動を試図しており、その主な事業の一つに候補種雄牛育成事業を実施している。即ち、場生産の雄子牛を農家に配付し、そのうちから選定した候補種雄牛を各道種畜場に譲渡する方式で、種雄牛後代検定を含めて体系づけようとしている。

人工授精用精液の分譲は、今のところ年間約100本で、忠清南・北道の一部を対象としているが、この程人工授精科を新設し、凍結精液体制の準備をしている。

(b) 農業協同組合中央会・中央人工授精所

センター1, 支所7, サブセンター10, ステーション164の組織から成り、全国一円に亘って精液を配付している。今年度8月31日までの途中実績は第42表のとおりで、施設もほぼ整備され、利用効率も良い。

第42表 農協中央会・中央人工授精所精液配付種付実績

	家畜別				道別							
	豚	韓牛	肉牛	乳牛	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南
計画	91,009頭	21,098	9,200	4,407	2,321	150	194	587	81	230	300	541
実績	47,178頭	12,222	4,203	2,596	1,413	89	106	377	45	140	129	297
比率	49%	58	45	62	53	59	55	64	56	60	48	55

(出所) 中央人工授精所調査による。

(注) 1969年計画に対し、1~8月までの実績。

当面の計画として、センターに乳用牛10、アンガス牛10、韓牛20頭、大邱に韓牛40、アンガス牛5頭を、光州に韓牛40、アンガス牛5頭を夫々配置し、1頭当り6,000頭の雌牛を対象に、年間8万本の精液生産を予定している。

凍結精液利用に関する研究も進められている。液体窒素の確保に難があり、又、経済的にもすぐには実施体制に入ることがむづかしいので、当所が開発した酵素利用方式で当面は進めようと準備中である。

国立種畜場と農協中央会中央人工授精所は、今後の人工授精にとって2本の柱になるであろう。当然、夫々の役割は違つていようし、又、違ふべきである。種畜場は改良の中心的な種畜生産を本来の任務とし、人工授精所は種畜場との連繫によつて事業化するのが任務であろう。しかし、現在の段階では官庁ベースと民間ベースという表現の違いはあつても、輸入牛の利用から出発している点で変わりがある筈はない。政府は、人工授精所の総経費にとつて4分の1に当る補助金を交付する。

1969年の補助金額は8,606.5千ウォンで、その限りでは政府ベースである。今後、両施設の夫々が、固有の業務を分担し合つて、競合することがないように充実させて行くことが課題になるであろう。

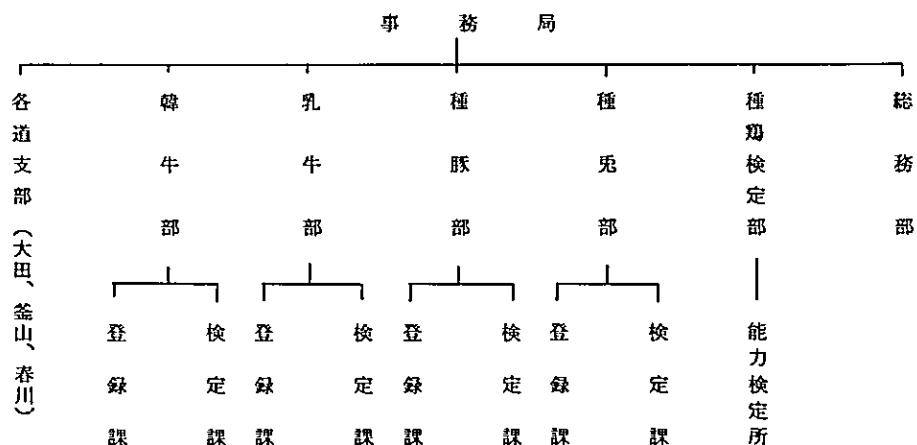
以上の外、畜産試験場と道種畜場の精液配付業務がある。畜産試験場は試験研究の傍ら、求めに応じて周辺に分譲サービスしているに過ぎないが、一方道種畜場は、施設等も不十分なまゝ、望ましい機能は発揮できにくい状況にある。国一道の種畜場を体系づける改良指導体制の整備が望まれている。

末端の単位人工授精所は、郡の農協か畜産農協が開設し、道知事の許可事項となつている家畜人工授精師は、種畜場か中央人工授精所において1ヵ月以上の訓練を経たものでなければ資格を与えられない。政府は1969年で単位家畜人工授精所に交付する補助金55,459.2千ウォンを計上している。これには人工授精師の給料、旅費に対する約1/2の補助金が含まれる。(附表(11)参照)

#### 1-3-4 乳用牛の登録と検定

1966年2月設立された韓国ホルスタイン登録協会は、1969年4月、豚を除く他の家畜すべてを統合して、韓国種畜改良協会として改組された。その事務局組織内容は第43表の通りである。

第43表 韓国種畜改良協会事務局組織



乳牛登録事業は種牛登録と種系牛登録に大別され、

種牛登録＝血統登録－高等登録

種系牛登録＝基礎登録－予備登録－本登録

となっており、更に乳牛能力検定事業として分娩後6日から305日間の産乳能力検定を行なうこととしている。

韓国の酪農は日が浅く、それにもまして登録協会の歴史もごく新しい。協会そのものも、まだ整備されてはいないが、それよりも乳用牛飼養者の関心は極めて薄いというべきであろう。少なくとも原則として導入牛の登録は義務づけられているが、子牛の登録までは手がのびない。まして、雄子牛を除けば殆んど取引されることのない現段階では、登録牛という価格差への妙味も持てない。事実、登録か非登録かによる価格の開きはまず見られないようである。

協会の構成員も固定的で年1,000ウオンの会員制となっており、正会員数312名と称する。専任の審査委員はなく、ソウル農科大学とか組合専務という名士5名で構成され、地方審査員22名も、大学教授を中心に委嘱されるという形である。

いずれにしても、外国導入牛が相次ぐさ中だけに、今のところ、登録そのものを活用する場はない。しかし、登録しておかない限り改良の足がかりを失ってしまう。

能力検定事業も本格的に進め得る段階ではなさそうである。政府の補助事業として、昨年度23頭、本年度200頭を、ソウル周辺農家を選んで試行したというところである。

しかし、導入計画は1973年で打切る方針になっており、その後は国内生産牛の改良によって賄われる。当面は経済能力検定を行って、経営指導の有力な手段にし、追って検定組織を整備して育種体制に発展させたいというのが関係者の要請になっている。

又、乳用牛取引が積極化されるのも遠くないと考えられ、又そのためには取引市場の設定が必要になる。その場合、乳用牛形質の判断は登録による能力記録に頼ることになる。こうした観点からも、政府が交付している登録関係補助金は、1969年度に15,546.6千ウォンになっている。

#### 1-4 自給飼料の生産と利用

##### 1-4-1 気象条件と草種

飼料作物等の栽培の基礎条件となる気象について、クライモグラフを描けば、附表(12)のとおりである。このグラフが示すとおり、韓国の気象は、気温較差が大きく、降雨量は酷暑の夏に集中し、典型的な東アジアのモンスーン気候であることが判る。

この気象条件下においては、自然草は高温多湿の夏期に生長して、低温乾燥の冬期に休眠する所謂「夏型」の粗剛な草が多くなる。

従って、今後、草地の改良上、良質の永年牧草の導入が必要となってくるが、その草種の選定や、利用管理上に配慮すべき事項について、気象条件の近似する日本の西南暖地の成績から類推すれば概ね次のとおりである。

- 欧州原産の牧草の多くは、所謂「夏枯れ現象」を起し、特に耐暑性の弱いチモンソーヤベレニアル・ライグラス等の生存期間は極めて短く、耐暑性の比較的強いオーチャードですら、その生存期間は3年位であろう。
- 日本の暖地で成功しているパーミューダ・グラス、バヒア・グラス等は冬の気温が低いため導入は困難であろう。
- 秋播の越年性の飼料作物としては、青刈ライ麦が一般的である。



- 光州においては青刈えん麦は充分入り得る。
- イタリアン・ライグラスはソウル以南で充分栽培可能である。

1-4-2 耕地の利用

邑面における平均耕地規模の分布を示したのが第44表である。これを見れば、韓国北部の江原、京畿道において1ha以上層が30.3%、67.6%と多く、南部地域では、耕地規模はなお零細である。しかし、この相対的な耕地規模の零細性は、二毛作等の土地利用の高さで補っている。(第45表)

第44表 耕地規模別全国邑面の分布 (邑面数)

区分	50a反未満	50~75	75~100	100~125	125a以上	計
江原	1 (0.9)	12 (11.0)	63 (55.0)	29 (26.6)	4 (3.7)	109 (7.3) (100.0)
京畿	1 (0.5)	7 (3.5)	57 (28.4)	112 (55.7)	24 (11.9)	201 (13.6) (100.0)
忠北	0	11 (10.5)	75 (71.4)	19 (18.1)	0	105 (7.1) (100.0)
忠南	0	36 (19.8)	117 (64.3)	28 (15.4)	1 (0.5)	182 (12.3) (100.0)
全北	0	66 (40.7)	84 (51.9)	12 (7.4)	0	162 (11.0) (100.0)
全南	8 (3.4)	102 (43.4)	116 (49.4)	9 (3.8)	0	235 (15.9) (100.0)
慶北	2 (0.8)	110 (44.5)	117 (47.4)	18 (7.3)	0	247 (16.8) (100.0)
慶南	25 (10.7)	137 (58.8)	70 (30.0)	1 (0.5)	0	233 (15.8) (100.0)
計	37 (2.5)	481 (32.6)	699 (47.4)	228 (15.5)	29 (2.0)	1,474 (100.0) (100.0)

第45表 水田二毛作比率と地域別分布

区分	25%以下	25~50	50~75	75以上	計
江原	109	0	0	0	109
京畿	201	0	0	0	201
忠北	85	15	5	0	105
忠南	166	15	1	0	182
全北	111	45	6	0	162
全南	96	88	45	6	235
慶北	50	59	80	58	247
慶南	13	55	130	35	233
計	831	277	267	99	1,474

従来、韓国畜産の主流をなしてきた韓牛飼養は、稲ワラや山野草に依存する零細飼養であつて、飼料生産部門を持つ必要のないものであつた。現在、進展中の酪農の導入にあつては、他作目に対し絶対的な優位性をもつ酪農であるだけに、その飼料作（耕地における）も進むであろうが、この耕地規模の零細性が、酪農における飼養規模の限界形成の要因となりかねない。一方、韓国畜産経営研究所の実態調査報告書によつて見れば、酪農＋耕種の経営組織をもつ農家の耕地規模は下表のとおりであつて、酪農を導入する農家が、飼料生産や資本蓄積等の面からも、耕地規模の上層であることの一断面を見ることが出来よう。

酪農＋耕種 農場の田畑面積（1戸当り）

区 分	農場数	水 田	畑	果樹園	計
6 頭 以 下	3	1.1 <sup>ha</sup>	1.1 <sup>ha</sup>	—	2.2
7 ～ 1 6 頭	3	1.4	0.2	—	1.6
1 6 頭 以 上	3	3.0	—	3.7	6.7
計又は平均	9	1.8	0.4	1.2	3.2

また、耕地の飼料作については、詳かにしなかつたが、今回の現地調査では、技術の進んだ酪農家の中には、狭少な耕地内において、北部では夏作のデントコーン、南部では、夏作のデントコーンと冬作のイタリアンライグラスの栽培体系がほぼ確立しているものが見受けられ、政府でも、これに研究を集中して、飼料作物の栽培基準を作成している。（附表（13）参照）

#### 1-4-3 野草地の利用

酪農導入以前における韓国の牧野利用は、主として韓牛に対する野乾草調製によつて代表される。この現象は、酪農の進展を見つゝある今日においても、乳用牛飼養にこの流通野乾草に依存するものが多いことによつて知られる。即ち、酪農の歴史の新しい光州地域においては、良質の野乾草が、1kg当り6ウオン程度の価格で、豊富に流通しており、酪農家の中にも牧草地造成の不急を唱える者もある程であり、中部地域においても、相当量が流通している。

野草の主な草種は次のとおりである。

禾本科草：ススキ、トダシバ、オカルガヤ、メカルガヤ、オオアブラススキ、サイトウガヤ、その他。

豆科草：マルバハギ、クズ、その他。

その他：シラヤマギク、オトコヨモギ、その他。

となつており、これらのすべては、多年性で高温多湿な夏期に1～2mにも生長し、粗剛、かつ、寒冷乾燥の冬期には、完全に休眠する性質を有している。刈取りは、年に1回、または2年に1回、生長の終つた秋に人力で行ない天日乾燥している。

遊休労働力の農村滞留が多く、労賃の安かつた従来においては、この野乾草利用もそれなりの合理性をもつていたが、今後、急速な酪農の展開を意図するとすれば、牧草の夏枯れ時期の補完としての野草利用の存在は大きいが、次のような点から、その利用は次第に困難となるであろう。

- (a) 労働力減少による刈取調製の減退と、労賃アップによる野乾草価格の高騰。
- (b) 酪農家の増加に伴う需要増大による入手難と価格の高騰。
- (c) 多頭化する酪農家と韓牛飼養農家との競合による自由採草の困難。

#### 1-4-4 草地造成

韓国における草地造成は、実質的には1968年の第1次畜産振興4カ年計画の発足とともに始まったと云つてよい。

それ以前においても、草地の造成は政府施策のもとに実施されてはいたが、利用者の認識不足や管理不良によつて荒廃し、数字として捕えられているものは、1967年に造成された草地面積以降のものである。

韓国の総土地面積9,847,748haのうち、林野面積は、この68%を占める6,667,570haとなっており、このうち、林野以外の状態での開発対象となるものが、1,234,000haあり、この10%の1,234,000haを畜産振興計画の期間内において草地造成をしようとしている。

草地造成の実績と計画

単位: ha						
区 分	1967	1968	1969	1970	1971	計(1968~1971)
集約草地	2,840	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000
牧草秋播	-	-	10,000	10,000	10,000	30,000
野草地改良	-	-	20,000	20,000	30,000	70,000
砂防草地	-	-	1,000	1,000	1,000	3,000
計	2,840	5,000	36,000	36,000	46,000	123,000

畜産振興4カ年計画期間

上表に見る造成区分別の方法と牧草等の生産基準については、次のように設定している。

区 分	造 成 方 法	草生産量の基準
集約草地	耕起方式による集約牧草地の造成	25T/ha
牧草秋播	荳科牧草種子の秋播による漸進的な牧草化	15
野草地改良	障害物除去と施肥による草生の改良	7

このうち、野草地改良、牧草秋播の草地改良は、その殆んどが韓牛用の草地であつて、酪農用の牧草地は集約草地が主体となっている。

草地造成の制度は、1969年の「草地法」の制定によつて確立されたわけであり、その内容も整備されている。同法の中で特徴的な点は、草地造成用の土地対策として、土地収用を含んだ取得対策と、大規模な企業牧畜業の育成が盛られていることであつて、このことは、ソウル近郊の大牧場の輩出に見る如く、都市資本家の牧場開発に対する投資を誘導と同時に草地法による草地使用及び賃貸の道が開かれており、農漁民所得増大事業推進とともに、農家への酪農導入が容易になる反面酪農導入とその規模拡大のために制度融資の問題は、まだまだ今後の課題として残るであろう。

草地造成に対する補助施策として、その集約草地の造成について見れば、ha当りの標準事業費は63,000ウォンで、この1/2が国庫補助となり、更に残額の1/2が融資対象となっている。その条件は、2年据置きの3年の元利均等償還で、年利率は9分となっている。

草地造成の工法は、現在、豊富な労働力を活用し、人力による丁寧な牧草地を造成している。しかし、昨今における農村労働力の減少傾向から見て、今後工事そのもの省力化、工事のスピード

アップによる適期播種、造成草地における機械利用を可能にする施工が必要となろう。このためには、機械工法や踏耕法等の採用がなされるものと思われる。

又、対象地の土壌は、夏期の多雨のため酸性が強く、牧草地造成に際しては石灰の施用が不可欠であり、磷酸、特にアルファルファに対する窒素の施用も必要である。

集約草地の草種は、多年性の混播牧草が殆んどを占めており、その主体は、禾本科ではオーチャードグラスとトールフェスキュー、荳科では、ラディノクローバとなっている。しかし、ラディノクローバが、禾本科草を圧倒して草地の寿命を短くしていることからみれば、Common type（例えば、ニュージーランド・ホワイト）やWild type のホワイトクローバ等に置き換える必要がある。

オーチャードグラスは、収量も多く、乳用牛の嗜好性もよいが、夏枯れのためか、多少寿命が短かく、3～4年程度のものである。

トールフェスキューは永続性があり、5～6年の草地でも、まだ高い生産力をあげているが、草丈の短かい、若い間に利用しないと嗜好性が低い。

その他、ベレニアル・ライグラスやケンタッキーブルーグラス等も用いられているが、高温多湿のための夏枯れで永続性に問題がある。

草地造成用種子は、需要量のほぼ1/2程度を輸入に依っているが、輸入種子についての発芽率、発芽勢、純度などの品質検査体制の整備も必要となろう。

また、自給種子については、採種技術の向上は勿論のこと、原種圃、採種圃の系列化を図るとともに、品質保証、品種保証についても早急な整備が望まれる。

夏枯れ対策としては、

春の一番草の伸ばし過ぎが、反って夏枯れを助長する傾向がみられることから、適期刈取による牧草サイレージ調製等の利用上の指導が必要と考えられる。

又、夏枯れに強い草種の選抜については、可及的に数多くの牧草を集めて、この中から適草種を選抜することが、最も早く実用化する方法と考えられる。

一方、夏枯れ対策の一環として、自然草からの育種研究にも着手していたが、野生草の栽培は、短年月での効果は期待困難と考えられ、研究陣等の強化とともに、10～20年の長期に亘る研究を可能にする体制が必要と考えられる。

#### 1-4-5 造成草地の利用

造成草地利用の主体は、手鎌刈取りによる青草給与である。

政府の強い指導によつて、1頭当り2haの草地を有する農家も、大規模企業牧場も、この対応は同様である。

そして、このことが、一番草の刈遅れ、夏枯れの助長、草地の急速な荒廃という悪循環の大きな要素となっているといえよう。

これが機械力導入の必然性が、労働力の流出や賃金の上昇という背景以外に、技術的な側面からも迫られているとする論拠でもある。

一面、豊富な造成草地における放牧利用は全くといえる程、なされていない。極く稀に人が牛群を追って歩く牧場を見かけたに過ぎない。

豊富な低賃金労働力の上に成り立っていた大規模企業牧場も、先づ、季節的な臨時雇用労働力の

確保難から機械化を迫られるであろうし、これに影響されて、従来、安定就労的な意味で、臨時雇用労働力よりも、相対的に低賃金水準にあった年雇用労働力についても、徐々に確保難の事態はやってこよう。

そして、一方においては、経営の当然の対応として、多頭化に伴う土地利用の集約化が要求されてくる。

更に、現在迄のところ、農機具メーカーが附属農機具の製造を手がけなかったこと、輸入抑制の政策との関連で、乳用牛飼養農家の大半が国産の耕耘機を持ちながらも、主として運搬に用いるのみであったが、最近における、当該メーカーと日本およびアメリカのメーカーとの提携による附属農機具製造への着手と政府による支援が現実化している。

この様な条件の出揃った時、韓国酪農における、特に草地の管理利用における機械化は急速で進展して行くものと考えられるのであって、この時のためにあらかじめ利用体系、技術体系確立の準備がなされている必要がある。

又、放牧利用については、大規模な企業牧場に限らず、農家における複合的酪農経営においても、耕種部門や、夏期間の貯蔵飼料確保のための作業との労力競合の関係から、放牧方式の採用を迫られて来ることは当然であろう。

これについても、技術的な準備とともに、政策面においても、牧場、給水施設等の施策対応が必要となるものと考えられる。

#### 1-4-6 飼料の需給

韓国における濃厚飼料の原料は、糠類68%、穀類18%、その他14%で、その利用方法も従来はすべて単味飼料のみであり、このような濃厚飼料の利用形態からも韓国の畜産は農業副産物利用による全くの副産畜産であったことが想像できる。

しかし、飼料の消費量は最近急速に増加し、特に濃厚飼料の消費量は、採卵養鶏の企業化、プロイラー産業の抬頭、酪農の振興等により顕著な増加を示している。

配合飼料の生産も1967年より本格的に開始され、1968年10月現在、政府に登録した配合飼料工場は60カ所を数え、年間の生産能力は700,000M/Tに達しているが、1968年度の配合飼料生産量は200,000M/Tのみで、工場施設の稼働率は30%弱である。市道別の配合飼料工場の分布状況は第46表のとおりである。

これまでの流通飼料と畜産物の価格の推移をみると、第47表に示すとおり、両者の価格が絶えず不安定で、価格変動がある毎に畜産物生産者だけでなく飼料業者も打撃を蒙っていたことが明らかである。

家畜増殖計画においては、家畜別の増殖計画に合わせて、飼料需給計画を別表(14)のとおり作成している。これによると、1971年の見通しは濃厚飼料不足による輸入必要量は、1967年の約10倍の279,000M/Tになる見通しをたてており、現在の主要飼料価格は下記のとおり乳価に比して安価であるが、今後においては上記のような濃厚飼料不足から値上がりが見込まれる。

これに対して政府は、飼料調節基金を設置して飼料価格の安定化を図っており、また、1969年になって政府は、飼料価格の変動に備えるため1969年より3年間270,000M/TのトウモロコシをPL480の1によって輸入することを決め、すでに1969年度分として90,000M/Tの輸入を実現している。なお、この輸入トウモロコシの管理業務はAFDCに委託している。

購入飼料 1 Kg 当り 価格

トウモロコシ	3 0.0 0	ウオン	1 2.7 0
大 麦	2 9.0 0	大 麦 糠	1 2.1 7
脱 脂 糠	1 1.2 3	塩	6.2 5
大 豆 粕	4 0.6 3	貝 粉	3.2 5
菜 種 粕	2 0.5 0		

(注) 配合飼料は注文者の要求によって成分が異なるので、統一価格を示すことはできないが、乳牛配合飼料の農家購入価格は18~22ウオン位である。

さて、短期的には飼料価格の安定策として適量の輸入は必要と思われるが、長期的には畜産物輸出見通しのたゞない韓国においては、自給飼料資源の開発利用によって輸入飼料は漸次抑制することが必要であろう。

第46表 配合飼料工場分布状況

	所属別登録飼料工場				年次別登録状況						
	飼料協会	農畜場	一般	合計	1963	64	65	66	67	68	計
ソウル	20	1	2	23	2	8	1	3	7	2	23
釜山	2	2	1	5	2	1		1	1		5
京畿道	5	5	2	15	5			2	2	3	12
江原道	1			1	1						1
忠清北道	1		1	2	1				1		2
忠清南道	3	2		5	1	1			1	2	5
全羅北道	2	1		3	2					1	3
全羅南道	1	1	3	5		3				2	5
慶尙北道		2		2			1		1		2
慶尙南道	1			1					1		1
済州道			1	1		1					1
計	36	14	10	60	14	14	2	6	14	10	60

(注) 韓国畜産経営研究所「畜産振興に関する研究報告書」より。

第47表 飼料と畜産物の価格動向(1962年=100)

		1960	61	62	63	64	65	66	67
飼料	トウモロコシ	63	92	100	142	260	189	227	244
	麩	77	78	100	102	119	134	269	167
畜産物	鶏 卵	79	86	100	119	170	135	238	246
	生 豚	62	71	100	95	133	207	185	279

(注) 韓国畜産経営研究所「畜産振興に関する研究報告書」より。

1-5 酪農経営と指導

1-5-1 酪農経営の特質

乳用牛飼養の動向と規模別戸数の分布については、II-1-2-1~II-1-2-3において述べたが、この経営の実態について、1968年に、韓国畜産経営研究所の行った「実態調査報告書」によって概観すると次のとおりである。

本調査は、ソウルに近い京畿道楊州郡の14牧場、平沢および天原地方の8牧場、計22牧場について聴取りによったものである。

その規模別戸数と経営主の在不在、および、経営主の学歴等については第48表のとおりである。

第48表 経営主および経営組織

区 分	経営主の常住			学 歴				年令・経験年数		経 営 組 織		
	常住	非常住	計	国卒	中卒	高卒	大卒	年令	経験年数	酪農専門	酪農耕種	酪農+畜産
6頭以下	7	-	7	2	2	-	2	46.9	4.2	2	3	2
7~16頭	5	4	9	-	1	5	3	47.7	5.4	5	3	1
17頭以上	4	2	6	-	1	-	5	49.8	6.0	2	3	1
計又は平均	16	6	22	2	4	6	10	47.5	5.2	9	9	4

これらの経営の収益性分析表は第49表に示すとおりである。

第49表 経 営 分 析 表

飼 養 規 模	1~6頭	7~16頭	17頭以上	平 均	摘 要
平均飼養頭数 (搾乳牛)	29 頭 (21)	109 頭 (9.0)	30.7 頭 (22.8)	138 頭 (106)	
飼料圃面積 牧野面積	05 ha 05	48 1.9	7.9 2.0	4.3 1.5	
1頭当り労働時間 (うち自家労働時間)	1,350 時間 (925)	1,108 (141)	725 (49)	891 (139)	
1頭当り 購入飼料費 自給 計	ウオン 72,975 17,677 90,652	ウオン 53,856 9,133 62,989	ウオン 66,418 7,544 73,962	ウオン 62,697 8,723 71,420	
飼料自給率	195 %	14.5	10.2	12.2	費用比率
1頭当り 投下資本	627,800 ウオン	656,461	564,998	595,314	
1頭当り 搾乳牛乳量	4,805 kg	4,047	4,380	4,332	
牛乳1kg当り 生産費	46.05 ウオン	32.73	32.41	44.35	
1kg当り 乳 価	49~50 ウオン	49~50	49~50	49~50	
1頭当り 粗 収 益 経 営 費 所 得 率 所 得 率	ウオン 188,319 ウオン 127,260 ウオン 61,059 32.4 %	ウオン 157,313 ウオン 117,618 ウオン 39,695 33.7	ウオン 183,406 ウオン 130,213 ウオン 53,193 29.0	ウオン 166,887 ウオン 125,748 ウオン 41,139 24.7	

この表に見る如く、規模別には、6頭以下層が、1頭当りで最高の61,059ウオンの所得をあげ、次いで17頭以上層の53,193ウオン、7～16頭層は、最低の39,695ウオンとなっている。

7頭以上層が、共に、相対的な所得低位を示す共通原因としては、雇用労働による牧場所得の減少があげられる。その程度は、7～16頭層で、総投下労働時間に占める雇用労働の割合は87%、17頭以上層では、実に93.2%となっている。次いで、7～16頭層が特に最低の所得額を示す理由は、牛乳生産量の4,047kgという低さに起因するものであって、「報告書」によれば、これをもたらしたものは、「飼料の投入や、労働の集約等によって影響されたのではなく、飼育技術乃至は、経営の合理化の差異による」としている。そして、この立証として、学歴、経営主の在、不在、経験年数等を指標として分類した「技術水準」別に産乳量を分類し第50表のような分析を行っている。

第50表 技術水準別の搾乳量等

区 分	単 位	技術水準			平 均
		I	II	III	
搾 乳 量	kg	3,735	4,280	4,984	4,332
搾乳牛比率	%	828	70.0	794	769
飼 料 費	ウオン	74,029	58,587	84,736	71,240
労働時間	時間	957	756	997	891
経営所得	ウオン	21,444	44,663	55,110	41,139

### 1-5-2 飼料の生産給与

飼料の生産給与について見れば、第51表のとおりである。

第51表 自給飼料の生産

区 分	飼料生産面積			自給飼料の内容				10a当り 生産給与量 (栽培飼料)
	飼料圃	牧野地	計	栽培飼料	野草採取量	農場副産物	計	
6頭以下	16.9 <sup>a</sup>	16.4 <sup>a</sup>	33.3 <sup>a</sup>	5,518 <sup>kg</sup>	5,094 <sup>kg</sup>	1,484 <sup>kg</sup>	12,096 <sup>kg</sup>	1,600 <sup>kg</sup>
7～16頭	4.43	17.3	61.6	9,816	8,344	367	18,160	1,500
17頭以上	25.6	0.65	32.1	4,360	2,100	282	6,742	1,300
平 均	30.7	10.6	41.3	6,196	4,320	391	10,907	1,500

上表に見る如く、飼料生産面積は、各階層平均で41.3aとなっており、頭数規模の拡大に相応して、面積確保はなされている。しかし、この飼料生産面積に対する栽培飼料の生産給与量は、各階層平均でも1,500kgと極めて低位であって、更にこれと裏腹に、野草採取量の多さが特徴的である。そして、このことが、総体的な労働時間の多いことの一要因となっているものと考えられる。

更にその、濃厚飼料と粗飼料の給与量についてみれば、第52表のとおり、濃厚飼料の多給が目立ち、必要養分量を越えた給与がなされているものと考えられる。



第52表 飼料の給与量

区 分	年間給与量 (1頭当り)		1日1頭当り給与量	
	濃厚飼料	粗飼料	濃厚飼料	粗飼料
6頭以下	4,433 kg	15,435 kg	12 kg	42 kg
7～16頭	3,947	14,775	11	40
17頭以上	6,235	11,137	17	30
平均	5,362	12,589	15	34

以上、「報告書」の中から問題となるべき事項を中心に概観したが、今回の現地調査によっても、広大な草地利用について、放牧をとり入れることなしに、手刈りをもって挑み、搾乳や牛乳運搬に多くの労働力を消費しており、しかも、この労働力の大部分が雇用労働力依存という経営主不在の牧場を数多く見受けた。又、搾乳量にしても、主として分娩間隔の長いことによる平均搾乳の低さにもかわらず、必要以上の濃厚飼料の多給が見受けられた。これらの現象は、何れも、短期間における急速な多頭化の実現によつて、経営管理や技術がこれに追いつけず、経営の各要素が正常に機能していないことを物語っている。

特に、韓国酪農の特徴として目立つことは、高い乳価と、安い飼料価格である。この条件の中では、都市近郊の土地利用を行なわない搾乳専業の経営も、それなりの収益を上げて成立し得るし、一方、可成の飼料生産圃場又は草地等をもつ経営であつても、迂回度の強い自給飼料の生産利用を敬遠して、安易な購入飼料依存の多頭酪農に向かう傾向を強めるであろう。そして、このことに、安い雇用労賃と、安い野乾草の流通が拍車をかけている。

政府は、さきに、乳牛導入資金および施設資金の割当条件として乳牛1頭当り2haの草地造成を条件とした所似のものも、この傾向の是正による土地利用に立脚した健全な酪農の育成にあつたものと考えられるのであつて、これらの推進のためにも、土地利用と自家労働力を主体とする適正規模での農家酪農の育成と主産地化が特に期待される。

### 1-5-3 酪農指導体制

農業の試験研究機関および指導組織については、第53表の機構図のとおり、体系的には整備されている。

このうち、酪農に関する試験研究機関としては、中央政府農林部の外庁である農村振興庁の研究局傘下に、植物環境研究所、畜産試験場、家畜衛生研究所、農工利用研究所、および農業経営研究所等がある。

伝統と蓄積をもつ植物環境研究所と家畜衛生研究所の外は、各機関とも酪農に関しては発足段階であつて、倍についたばかりといひ得るが、少壮気鋭の研究者を揃えたこれ等機関の今後の活躍に期待するところは大きい。それだけに、迂回度が高く問題の多い酪農の課題について、緩急の選択による能率の高い研究推進の対応が特に要請されよう。

一方、普及指導については、農村振興庁指導局を頂点として、各道の外庁である農村振興院—市郡指導所と繋がつて普及組織を形成している。

全国800カ所の市郡指導所および同支所には、6,700名の普及員を擁して普及指導に当たっているが、この中には、普及員の中から選ばれて、農業経営を営みながら周辺農家の指導にも当る「駐在指導士」(総数640名のうち畜産146名)があり、更に、篤農家的な、かつ指導力のある農家を「定着指導士」としてグループ活動の中核的存在たらしめている。



創設期の酪農推進上の共通の特徴として、政府―道庁―郡庁等の行政執行機関による事業実施に関連する推進指導が重要な役割と影響力をもつことがあげられよう。韓国の場合は、特にこの推進指導等が強力なようである。

団体の指導としては、農協中央会の系列に繋がり、資金融通を事業の主体とする市郡農協と里洞農協があるが、こゝにおける指導員は、主として融資にかゝる導入牛の確認や、一般的な経営指導にあたっている。この外、組織的には、農協中央会に繋がるが、信用事業を行なわない、道段階に設立されている畜産農業協同組合や人工授精施設（農中、畜協）の技術指導員や人工授精師による指導がある。

このように、国における試験研究、国―道―市―郡を通ずる普及、行政機関による指導は、組織的には申し分のない体制を有するといえるし、現段階においては、その指導活動も極めて積極的である。

しかし、急速に増加する乳牛頭数や新規多頭経営に対応して、その健全な育成を図るためには、質量共に今後の整備に俟たねばならず、更に、団体等における指導力の増強が期待されることである。

今後、酪農の急速な進展と同時併行的に指導力の強化を図らねばならない事情を思えば、多元的指導による農家の混乱や、指導エネルギーの重複を回避する配慮が特に必要と考えられる。

#### 1-6 乳用牛の衛生と共済

##### 1-6-1 乳用牛の防疫衛生

家畜伝染病の防疫については、中央政府の畜産局衛生課を頂点として、道および道の家畜保健所を通ずる国家防疫体制を布いている。現在まで、家畜伝染病の発生は第54表に見るよう極めて少なく、関係機関の努力がうかがわれる。（附表(15)参照）

これら機関のうち、長い歴史と蓄積をもつ家畜衛生研究所は、農村振興庁の系列にあり、主として家畜伝染病の試験研究と鶏の一部を除くワクチン製造に当たっている。最近では乳用牛の大量輸入や国内における急速な頭数増加に対応し、繁殖障害や一般疾病の治療、更には人工授精の研究をも手がけつゝある。（附表(16)参照）

又、家畜保健所は、道の農村振興院の下部組織として、各市道に設置され、防疫衛生、畜産物検査、疾病診断および可検物検査を担当している。（附表(17)(18)(19)参照）

獣医師の分布は、第55表のとおりとなっているが、これ等のうち、無獣医地域や山村、島嶼には、国の手当補助による公獣医師も含まれている。

急増する輸入乳用牛の検疫対策としては、1969年に引続き、1970年においても検疫施設の新増設を計画中であり、防疫衛生体制の整備には、よく配慮されている。（附表(20)参照）

しかし、最近における、年間3,000頭を越える乳用牛の輸入、新規多頭飼養経営の急増、更には、草地造成の進展に伴う放牧利用の必然化等を考慮した場合、既に、次のような課題が提起されていると見ることが出来、その対策が急がねばならないであろう。

- (a) 育成牛輸入に対する検疫の対応と購買方法の検討
- (b) 繁殖障害、乳房炎等に対する指導の強化
- (c) 放牧衛生についての研究と指導
- (d) 獣医師の技術向上と活用

第54表 家畜伝染病発生状況

	Black-leg	Anthrax	Rabies	Hog Cholera	New-castle Disease	Fowl Pox	Infectious Coryza	Swine Erysipelas	Cattle Influenza	Swine Influenza	Pasture-illness	Black head	Pullorum	Tuberculosis	Bruce-lliosis
1965	54	28	47	1,817	14,179	-	-	133	-	-	-	-	17,720	33	-
1966	27	5	10	687	6,499	200	480	73	3,788	28	7	300	6,411	44	3
1967	18	1	8	46	5,194	100	1,849	22	1	-	72	11	13,527	46	10
ノウル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	137	3	-
釜山	-	-	-	-	-	100	3	-	-	-	72	11	173	2	-
京畿道	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,083	32	-
江原道	-	-	2	-	1,411	-	-	-	-	-	-	-	426	-	-
忠清北道	4	-	-	-	463	-	-	-	-	-	-	-	759	-	2
忠清南道	-	-	-	7	1,325	-	1,589	3	1	-	-	-	2,875	1	-
全羅北道	-	-	2	19	1,380	-	260	19	-	-	-	-	619	-	-
全羅南道	-	-	-	-	549	-	-	-	-	-	-	-	1,025	-	1
慶尙北道	12	-	2	1	3	-	-	-	-	-	-	-	2,569	7	-
慶尙南道	-	-	-	17	63	-	-	-	-	-	-	-	1,194	1	-
済州道	2	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7

(出所) 農林部 畜産局「畜産統計」1967年による。

第55表 獣医師分布状況

区分	総数	職業別							
		行政	研究	公獣医	開業	学校	団体	その他	
1965	2,054	438	116	421	421	185	157	316	
1966	2,073	433	119	364	509	183	178	287	
1967	2,122	466	141	349	549	216	169	256	
ノウル	190	25	6	-	109	15	12	23	
釜山	72	14	13	-	23	4	4	14	
京畿道	285	56	59	46	58	17	32	17	
江原道	117	33	6	36	16	7	2	17	
忠清北道	88	25	5	22	17	8	4	7	
忠清南道	163	28	11	39	43	8	17	17	
全羅北道	325	74	5	36	51	40	33	86	
全羅南道	250	67	10	49	47	36	18	23	
慶尙北道	276	52	9	61	102	24	17	11	
慶尙南道	236	47	7	52	59	39	16	16	
済州道	120	25	10	8	20	18	14	25	
京畿道	安城	11	3	-	2	2	1	2	1
	平沢	15	2	-	3	7	-	3	-
忠清南道	天原	9	-	4	2	1	-	-	2
	天安	11	3	-	-	3	-	2	3
	牙山	11	5	-	3	3	-	-	-
全羅南道	光州	40	10	3	-	5	16	2	4
	光山	7	1	2	3	-	-	-	1
	潭陽	8	2	-	2	1	1	2	-
	和順	9	5	-	3	1	-	-	-
	羅州	12	1	-	3	5	-	-	3
	長城	7	2	-	3	1	-	1	-
	咸平	7	2	-	2	1	2	-	-
計	90	23	5	16	14	19	5	8	

(出所) 農林部 畜産局「畜産統計」1967年および畜産局衛生課資料による。

### 1-6-2 乳用牛の共済

家畜共済制度は、一般共済と特殊共済に分れており、乳用牛は特殊共済として運用されている。共済機関としては、農業協同組合中央会および同市郡農業協同組合がこれに当たっている。対象乳牛は、生後6ヵ月以上のもとなっており、次のものは義務加入となっている。

- (a) 血統登録の乳牛および種雄牛
- (b) 国有並びに地方自治団体所有牛
- (c) 政府計画による導入雌牛
- (d) 対日請求権資金による導入雌牛

共済事項は、斃死、切迫と殺、法令による殺処分で、共済金額は共済契約当時の家畜価格の100分の80を最高額としている。農事資金により斡旋購入した乳用牛については、その貸出金額以上、購入金額以下であつて、共済掛金は乳牛価格の1,000分の25、共済期間は1年となっている。

以上の如く、現在のところ、共済制度としては、死産共済だけであるが、将来、疾病共済についても、これを制度として仕組むことの検討がなされるものと考えられる。

一方、韓国酪農加工協において、農家、牧場等の加入による互助組織等を作って、自衛対策の一助とすることが望ましいと考えられる。

### 1-7 農業金融と酪農

#### 1-7-1 農業金融のしくみ

韓国の農業金融は、農業協同組合を中心として行なわれている。

別表1のとおり、全金融機関の農業資金貸出のうち94%強が農協扱いである。

韓国の農業協同組合は、里洞組合を単位として、市郡に市郡組合、中央に中央会をおく3段階組織である。この一般農協組織のほか畜産と園芸2種類の特殊組合が中央会の構成員として存在する。

全国の農協営業店舗数は607に及んでいる。(送金取扱店舗275、国庫収納代理店166、国庫代理店12)。

今日の農業協同組合は、1907年に発足した金融組合を前身とし、1961年8月農業銀行との統合により設立された第2次の農協である。

農業協同組合は、法律に基づいて信用事業のほか指導、購買、販売、利用、加工の各事業を営むが、農協の沿革に鑑み金融中心的事業運営といえる。

しかも金融組合が当初市郡段階に設置され歴史的に発展した経緯からして、市郡農協が農業協同組合の中で中心的な存在となって活動している。

里洞農協は、組合員規模が1組合員平均160名弱と零細で、いわゆる「自立組合」(経営能力を認められ肥料業務と農事資金取扱業務を市郡農協より移管)は全体の2.8%に当る400組合にすぎない。

反面、農業協同組合中央会は、市郡農協および特殊農協を会員とし、各道に支部をおき、農業協同組合の中央組織として全国的な相互調整を行なっており、農産物共販場・配合肥料工場・配合飼料工場・乳牛牧場・家畜人工授精所・農協大学など各種施設を保有し、別表2のとおり自体資金700億ウォン、政府資金800億ウォン計1,500億ウォンを財源に各事業を運営している強大な中央機関である。

韓国の農業協同組合組織の現状は、上部組織ほど経営基盤が強固であり、個々の直接組合員を結合する里洞農協は組織・経営とも脆弱であることが特徴的である。

韓国の農業金融は、以上のような農業協同組合を中心に行なわれているが、組合員農家に対する金融の主体は市郡農協であつて、市郡農協から里洞農協を通ずる金融ルートは一部の自立里洞組合に限られ、大半市郡農協が直接組合員に金融を行なつている。

特殊農協は金融事業は行なえないことになつている。

#### 1-7-2 農業金融の内容

次に農業金融の実情を内容的に概観すると下記のとおりである。

##### (a) 農協中央会の金融指導方針

農協中央会は、市郡農協の余裕金を吸収した自体資金と政策的な政府資金を財源とし、季節的不足資金は韓国銀行借入金により調達、市郡農協を通じて融資を行なうが、農協中央会が現在とつている金融指導方針は次のとおりである。

##### (1) 農協自体資金の増強

1969年度末(12月末)農協予金残高目標700億ウォンを必達する。

(注) 1969年度中増加目標242億ウォン

##### (2) 里洞組合対策

面単位に合併を推進し、農事資金(短期営農資金)を取扱わせる。

合併目標は、現組合数14,100を1969年度末までに10,000組合にする。

##### (3) 一組合員貸付限度

担保評価額の80%以内を原則とし、一般短期資金は最高20万ウォンとする。

##### (4) 融資率

原則として70%以内(運営資金は50%以内)とする。

自己資金調達の確認は、予金実績によるほか、資金の払出しは出来高に応じ融資率により実行する。

##### (5) 担保

原則として第1順位で徴する。

農家に対しては農地を担保に徴する(農地担保法)。

##### (6) 保証

原則として有担保の場合1名、無担保の場合は2名の連帯保証を徴する。

##### (7) 貸出金回収率

短期営農資金は当年12月末までに最低70%、少なくとも翌年3月末までに100%回収する。

##### (8) 組合員に対する指導

営農改善・経営の合理化・経営収支簿記帳等経営指導を行なう。

市郡農協は地区内農家数に対し職員数が少ないので、里洞農協を面単位に拡大を推進し、経営指導体制を強化する。

(注) 技術指導は国、道等の技術普及組織に委ねられており、農協自体による指導は行なわれていない。

中央会の方針をうけて、市郡農協自体で貸出対象の選定、貸出条件および事後管理について厳正な方針をとつている。

例えば、貸出先の審査は、信用調査(人的要素と物的要素)に基づく点数制による評定を行なつているほか、事後管理も指導員による経営指導とともに、日常職員の部落別担当制による

管理を行なっている。

(b) 金利体系

韓国の農業金融における金利体系は下表のとおりである。

(予 金)

種 別	利 率	摘 要
普通予金	年 1.8%	
通知	5.0%	据置30日以上
国民貯蓄組合	22.8%	
据置	定期予金に同じ	
定期	3カ月以上満期	年 12.0%
	6カ月以上	16.8%
	1年以上2年	22.8%
生活	年 9.6%	1カ月以上据置、予置限度5百万ウォン以下
農民	12.0%	農産物販売代金より予入

(貸 出 金)

種 別	利 率	摘 要
一般資金	年 24.0%	
一般農事	15.0%	農業生産資金(営農資金)
農 林	24.0%	農産物加工団体、山林組合等団体の生産、集荷資金
積 金 貸 出	24.0%	積金契約額の範囲内の貸出
積 金 担 保 貸 出	18.8%	払込額の
当 座 貸 越	26.0%	
対充農業 短期	10.0%	援助物資見返り、営農資金、里洞組合、財政資金貸出、特殊組合事業資金等
中期	9.0%	施設資金、農業近代化、倉庫資金等
財 特 農 業 資 金	9.0%	財特会計よりの貸出、(一般会計、公務員年金会計) 飼料調節、農産物価格安定資金等
生活資金先貸	11.6%	米代金入金までのつなぎ貸出

(注) 延滞金利 年36.5%

韓国の金利は、全金融機関統一されており、予金利息は非課税となっている。

韓国の金利が相当高率であるのは、新政府のいわゆる「逆マージン政策」(予金金利を高くして遊休資金吸収)によるものであつて、1968年まで農協の一般貸出金利も年26%であつたが、1969年6月より年24%に引下げた。

農協中央会は、今後農協予金量の増大に伴つて漸次引下げに努力する方針である。

(c) 農協の資金調達規模

別表3のとおり、1967年末の資金調達規模は737億ウォンで、内訳は予受金

278億ウォン(37.7%)、政府借入金

192億ウォン(26.1%)、韓国銀行借入金

242億ウォン(32.8%)となっており、農協自体資金の不足により政府、韓国銀行借入れの依存度が高い。

とくに、農協信用事業資金の韓銀借入れが増加しており、農協の金融部門貸出金の韓銀依存度が1967年末22.5%に高まってきている。(参考計表(2)参照)。

(d) 農協の予金

1968年末468億ウォン(年間増加額190億ウォン、増加率68.3%)で逐年急速に伸長している。

1967年末の一般金融機関予金

1,963億ウォンに対し農協予金は278億ウォンで14.2%に当るが、内容的には貯蓄性予金が一般金融機関で73%を占めているのに対し、農協は54.4%でこの比率が低下の傾向にある。(参考計表(3)参照)。

さらに、農協予金を予金主別にみると、1967年末非農民予金が87.5%と高い比重を占めているのが特徴的である。

このことは、予金層と借入層が完全に分解し、組合員農家は資金力に乏しく、大半資金の需要者として存在していることを意味する。

(e) 農協の貸出金

1968年末471億ウォン(年間増加額127億ウォン、増加率36.9%)で、このうち農業資金が389億ウォンであつて、金融部門に202億ウォン、財政部門に187億ウォンを貸出している。

別表4のとおり、農協の貸出は、1967年で年間626億ウォンに達しているが、内容的には金融部門貸出が一般資金・農林資金および会員経済事業資金を中心に552億ウォン(88.2%)を占め、財政部門貸出74億ウォンは農業資金貸出の比重が高い。

農業資金のうち中長期資金が131億ウォン(44.9%)で、この比重が高まりつつある。(参考計表(4)参照)。

農協貸出金の短期・中期・長期別貸出条件は別表5のとおりである。

1-7-3 酪農金融

金融措置が制度化され融資が行なわれるに至つたのは1968年度からで、最も新しい金融分野である。

1968年「農漁民所得増大特別事業」が設定され、この事業に共について政府資金による乳牛導入資金および牛乳加工施設資金が農協系統を通じて融資されるに至つた。

(a) 乳牛導入資金(農家に貸付)

貸付資金枠 1968年度 4億ウォン

1969年度 4億ウォン

貸付条件 貸付限度 所要資金の70%

償還方法 2年据置、3ヵ年償還

金利 年9%

(農協貸出金利率24%の差15%を政府4%、地方公共団体(郡)11%の利子補給)



(b) 牛乳加工施設資金（農協に貸付）

貸付条件 償還方法 2年据置，3カ年償還  
金 利 年9%

（政府利子補給年5%により実質負担4%）

さらに，1968年度から「農漁民所得増大特別事業」の一環として外国借款による乳牛導入資金の貸付も行なわれている。

これはカナダより政府間ベースで1968年度1億ウォン，1969年度1億5千万ウォンの乳牛（合計1,500頭）の買付けに係わる借款である。

借入条件 { 乳牛を現物借入（費用加算転貸）  
7年据置，23カ年償還  
年3%

貸付条件 { 貸付限度 所要資金の70%  
償還方法 3年据置，4カ年償還  
金 利 年9%

乳牛の事故対策として農協扱いで特別家畜共済制度が設けられ，乳牛価格の1%を基金として積立て，この基金をプールして事故牛に対し時価の80%を補償する措置をとっており，乳牛導入資金についてはすべてこの共済加入を条件としている。

借入れにより導入した乳牛から生産される牛乳は，酪農組合の集乳所を通じあるいは直接牛乳処理工場に販売されるが，韓国の場合牛乳販売代金は10日毎あるいは15日毎に直接出荷者に対し現金で支払われており，資金を借入れた生産者は支払期日に借入先に償還する方法がとられ，融資機関における牛乳販売代金の捕捉，経由と貸付金の償還準備のための天引積立措置はとられていない。この点貸付金管理上問題である。

1-7-4 農家の負債

1965年の農家経済調査による負債の借入先別供給額は下表のとおりである。

項目の公共機関，銀行の大部分が農協からの貸出してであるが，農家全体の負債に占める農協融資の割合は22%強にすぎず，個人からの負債が71.4%を占めている。

つまり農協系統の自己資金力が弱いため，個人の貸借が農村金融の主流をなしている。

区 分	金 額	比 率
負 債 総 額	25,621 <sup>百万ウォン</sup>	100.0%
内		
公共機関，銀行（農協）	5,655	22.1
個 人	18,309	71.4
訳		
そ の 他	1,656	6.5

個人からの負債は1戸当り1万ないし2万ウォン程度のもが多いが，年間の農業所得（116千ウォン）からみて返済は困難である。したがって借入れ目的からみると，生計費を中心とする消費的支出が57.6%を占め，営農支出のための負債は比較的少なく（23.7%），資本的支出（家畜，農機具，施設）のための負債は僅か18.7%にすぎない。

なお，個人からの負債は，だいたい農協の貸出金利の5倍を上回る高利債とされている。（参考計表(5)参照）。

以上からみて、韓国の農業金融の現状は要約して次の点を指摘することができる。

- (a) 韓国の農業は収益性が低いため、資金が欠乏している。農業が利潤を生み、農家が可処分所得のうちから貯蓄を行ない、その貯金が農業生産のために貸出され、その貸付金が農業の収益で利息を付けて償還されてゆく、という仕組みでの農業金融は韓国ではまだ成立していない。  
したがって現状では、農業金融は、農業以外の資金源から資金を調達して、これを農業へ廻すという機能が中心となっている。
- (b) 農業金融の担い手としての農協系統の自己資金力はまだ弱く、農協は政府資金、韓国銀行借入金の導入機関としての機能が主である。
- (c) 直接農家に接する里洞農協が、組織、経営ともに極めて弱体で、殆んど金融機関となり得ないとともに、専門的に農家の面倒をみる特殊農協は金融事業を行なうことができない。  
したがって市郡農協が金融事業の主体となっている。
- (d) 市郡農協は、その沿革からして金融機関としての体制は整備されているが、農家数に対して職員数が少ないため、金融面の事後管理ならびに事後指導が徹底を期し難い。  
(注) 農家数1万~2万名に対し職員数40~50名の現状である。
- (e) 農協の農家に対する指導は、経営指導に限られ、技術指導は、国・道等の技術普及組織に委ねられているので、金融後の一貫した指導が徹底を期し難い。
- (f) 酪農金融は、1968年度から本格化したもので、農協系統においても最も新しい金融分野である。  
現状は、農協において牛乳販売代金の捕捉、経由とその代金から天引による償還準備積立措置が実行されておらず、事後管理は不十分である。

別表1 金融機関別農業資金の推移

(単位:百万ウォン)

区 分	1961年末		1966年末		1967年末	
	金額	%	金額	%	金額	%
農 協	16,410	99.5	23,550	95.2	27,837	94.4
産 業 銀 行	-	-	412	1.7	429	1.5
国 民	-	-	101	0.4	349	1.2
一 般	78	0.5	686	2.7	873	2.9
合 計	16,488	100.0	24,749	100.0	29,488	100.0

(農協中央会調査)

別表2 農協中央会の総合資金需給計画

(単位:億ウォン)

区 分			1969年度計画		
			68年末残	69年末残	純 増
調	自 体 調 達	予 受 金	468	700	232
		出 資 ・ 剰 余	21	23	2
小 計		489	723	234	
達	政 府 資 金 支 援	財 政	226	269	43
		再 割	24	10	△ 14
		借 款	-	186	186
		安 定 基 金	10	51	41
		肥 料	279	320	41
小 計	539	836	297		
計	1,028	1,559	531		
運	現 金 ・ 支 払 準 備		107	133	26
	貸 出	金 融	202	366	164
		財 政	187	230	43
		借 款	-	129	129
		小 計	389	725	336
	金	安 定 基 金	1	10	9
		一 般 資 金	81	148	67
貸 出 ・ 合 計		471	883	412	
用	高 利 債 整 備		15	14	△ 1
	経 済 事 業		80	142	62
	肥 料		279	320	41
	そ の 他		76	67	△ 9
	計		1,028	1,559	531

(農協中央会資料による)

別表3 農協の資金調達規模

(単位;百万ウォン)

区 分	1966年末	1967年末	増 減 (円)
政府貸下金 (A)	17,557	19,228	1,671
韓 銀 借 入 金 (B)	20,626	24,202	3,576
(信用部門) (C)	(2,126)	(4,102)	(1,976)
(肥料・) (D)	(18,500)	(20,100)	(1,600)
農業金融債券発行 (E)	465	223	△ 242
予 受 金 (F)	20,948	27,774	6,826
納入出資金と剰余金 (G)	2,119	2,282	163
合 計 (H)	61,715	73,709	11,994
肥料借入除外 (H-D=I)	43,215	53,609	10,394
経 済 事 業 転 用 (J)	4,507	5,689	1,182
固 定 投 資 (K)	2,367	2,707	340
融資財源 (I-J-K=L)	36,341	45,213	8,872

(農協中央会調査)

別表4 農協の資金別貸出金推移

(単位;百万ウォン)

区 分	1961年		1966年		1967年		
	年間貸出	年末残高	年間貸出	年末残高	年間貸出	年末残高	
金 融 部 門	農 事 資 金	320	1,817	2,598	1,642	3,018	1,805
	農 林  "	351	957	6,449	3,682	11,489	4,061
	米 担  "	2,257	1,998	1,965	1,492	1,589	1,045
	高利債整理 "	2,488	2,715	-	1,916	-	1,786
	漁 業  "	21	128	1,421	662	2,136	1,264
	一 般  "	240	519	11,254	1,701	22,931	3,781
	水産特別 "	-	-	7	113	5	83
	会員経済事業 "	35	-	10,767	2,541	12,193	2,910
	農企業 "	-	-	622	446	1,828	1,530
小 計	5,712	8,134	35,083	14,195	55,189	18,265	
財 政 部 門	農 業 資 金	512	2,376	4,018	6,062	5,433	8,036
	水 利  "	161	6,106	1,248	6,713	1,917	7,947
	倉 庫  "	226	72	-	138	12	129
	小 計	899	8,554	5,266	12,913	7,362	16,112
合 計	6,611	16,688	40,349	27,108	62,551	34,377	
農 林 業 資 金	6,350	16,041	27,668	24,631	37,479	29,249	

(農協中央会調査)

別表5 農協貸出金の短期・中期・長期別貸出条件

(1) 短期資金

種 別	源 資	融資機関	貸付対象	用 途	貸 付 条 件				
					利 率	貸付期間	償還方法	保証・担保	
農 業 資 金	農業資金	見返資金	郡 農 協	農 家	機械施設購入	150%	1年	随 時	信用又は担保
	農業団体	農協信用	農協中央会	農業団体	農産物の生産・集荷	25.2	・	・	・
	生産物集荷	・	・	系列会社	農産物の集荷	・	・	・	・
	穀物	・	郡 農 協	農 家	穀物価格の安定	・	・	・	・
	企業	・	・	農家その他	農産物の生産・配給	・	・	・	・
	農協	見返資金	農協中央会	里洞農協	農協事業	100	・	・	・
	飼料	財政特別計	農協中央会	特殊系列会社	飼料の確保・調節	(100) 90	・	・	・
	加工施設	・	・	農協	農産物の集荷・加工・貯蔵	(100) 90	・	・	・
	速 営	・	・	・	・	・	・	・	・
	価格安定	安定基金	・	・	・	100	・	・	・
漁業資金	海苔養殖資金	農協信用	農協中央会	漁業団体	漁業、海苔養殖	11.0	・	・	・
	深海漁業	・	・	漁業団体	深海漁業操業	20.0	・	・	・
	その他漁業	・	・	漁業団体	水産物の集荷・加工	25.2	・	・	・
貯蓄増強資金	一般予金(積立金)	農協信用	郡 農 協	予金者公益事業関係者	一般資金	25.2	・	・	・
	予金見合貸付	・	・	積立予金者	・	20.0	・	・	・
	当座貸越	・	・	当座勘定者	・	28.0	・	・	・
	教育予金	・	・	郡市教育機関	一時資金	20.0	・	・	信用

(2) 中期資金

種 別	源 資	融資機関	貸付対象	用 途	貸 付 条 件			
					利 率	貸付期間	償還方法	保証・担保
食糧増産資金	・	郡 農 協	農 家	小機械、石灰購入生産基盤造成	9.0%	5年	2年据置 3年分割	信用又は担保
小家畜育成	・	・	・	家禽・兎・蜜蜂の飼育	・	3	均等分割	・
中	・	・	・	豚・羊の育成	・	・	1年据置 2年分割	・
大	・	・	・	酪農および血統牛の育成	・	5	2年据置 3年分割	・
養 蚕	・	・	・	蚕室の取得、養蚕設備購入	・	・	・	・
工業用作物栽培	・	・	・	きのこ、アスパラガス、タバコ栽培	・	・	・	・
人参栽培	財政資金	農協中央会	・	人参栽培	・	4	一時払い	・
園 芸	制度財政資金	郡 農 協	・	ビニールハウス、貯蔵庫建設	・	5	2年据置 3年分割	・
農村開発	制度資金	・	・	里洞農協の部落施設建設	・	・	・	・
農産物の消費・加工	制度財政資金	農協中央会	農業団体	加工場、貯蔵庫	(12.0) 9.0	・	・	担 保
農産物の生産・配給	・	郡 農 協	系列会社	輸送施設	(・)	・	・	・
水産養殖	制度資金	・	漁 家	農産用資材器具の生産、貯蔵、輸送施設	・	・	・	・
水産物の消費・加工	・	・	漁業団体	海苔、貝類の養殖施設	9.0	・	・	・
			系列会社	水産物の貯蔵、加工、輸送施設	・	・	・	・

(3) 長期資金

種 別	源 資	融資機関	貸付対象	用 途	貸 付 条 件			
					利 率	貸付期間	償還方法	保証・担保
食糧増産資金	制度 財政資金	郡 農 協	農 家	大型機械購入 生産基盤造成	9.0%	10年	3年据置 7年分割	担 保
牧畜育成	"	"	"	牧野造成	"	"	2年据置 8年分割	"
酪農育成	借 款	"	"	乳牛、酪農施設 の導入	"	7	3年据置 4年分割	"
養 蚕	制度 財政資金	"	"	桑園造成	"	8	3年据置 5年分割	信用又は 担保
地域開発	制度資金 借 款	"	"	里洞農協の 部落施設	"	13	3年据置 10年分割	"
土地基盤整備	財政資金	農協中央会	農業団 体	農業用水開発	3.5	3.5	3年据置 30年分割	政府保証
造 林	"	郡 農 協	農 業 団 体	森林組合育成	9.0	10	5年据置 5年分割	担 保
農産物の消費 加工	制度 財政資金	農協中央会	農業団 体 系列社	工業用林造成 加工場、貯蔵庫 輸送施設	(11.0) 9.0	8	3年据置 5年分割	"
農業用機械の 生産・配給	"	"	"	農業用資材、器具の 生産・貯蔵・輸送施設	(11.0) 9.0	"	"	"
水産物の消費 加工	制度資金	"	漁 業 団 体 系列社	水産物の貯蔵 加工・輸送施設	9.0	"	"	"

(出所) 農協中央会資料による。

(注) 利率欄( )内は系列会社に対する貸付利率。

(その他参考計表)

(1) 農協中央会の農水産資金支援計画(1969年度)

(単位：億ウオン)

区 分	年 間 計 画				8 / 30	
	財 政	金 融	糧 穀	計	実 績	
中 期 農 業	土地基盤造成	21	—	36	57	46
	所得増大	47	32	—	79	44
	農業増産	48	3	—	51	4
	畜 産	6	15	—	21	8
	経済作物	6	—	—	6	3
	水 産	—	8	—	8	4
	林 業	1	—	—	1	1
	蚕 業	—	27	—	27	—
計	129	85	36	250	110	
短 期 農 業	農 水 産	—	44	3	47	47
	夏 穀 収 買	—	—	57	57	5
	保 留	—	—	5	5	—
	計	—	44	65	109	52
総 計	129	129	101	359	162	

(農協中央会資料による)

(2) 農協の政府貸下金、韓国銀行借入依存度推移

(単位：百万ウォン)

区 分		1961年末	1966年末	1967年末
政府 貸下 金	水利資金	6,198	6,803	7,906
	農業*	3,235	9,156	9,733
	倉庫*	228	220	211
	高利負債整理*	-	1,378	1,378
	合計	9,661	17,557	19,228
韓 銀 借 入 金	信用事業借入金	2,854	2,126	4,102
	経済事業*	200	18,500	20,100
	合計	3,054	20,626	24,202
韓 銀 借 入 依 存 度	金融部門貸出金(A)	8,134	14,195	18,265
	韓銀借入金(B) (信用部門)	2,854	2,126	4,102
	韓銀借入依存度 (B/A)	35.1%	15.0%	22.5%

(農協中央会調査)

(3) 農協下金種別、千金主別推移

(単位：百万ウォン)

区 分	1961年末		1966年末		1967年末		
	金額	%	金額	%	金額	%	
予 金 種 別	要求払予金	1,831	52.7	7,586	36.2	12,673	45.6
	貯蓄性*	1,638	47.2	13,362	63.8	15,100	54.4
	国債貯金	2	0.1	1	-	1	-
	合計	3,471	100.0	20,948	100.0	27,774	100.0
予 金 主 別	農民予金	985	28.4	1,895	9.0	3,461	12.5
	非農民*	2,486	71.6	19,053	91.0	24,313	87.5
	合計	3,471	100.0	20,948	100.0	27,774	100.0

(農協中央会調査)

(4) 農協の中長期農業資金の推移

(単位：百万ウォン)

区 分	1961年末	1962*	1963*	1964*	1965*	1966*	1967*
農業資金総額(A)	16,410	17,125	18,285	21,287	21,717	24,631	29,249
うち中長期農業資金(B)	6,525	7,582	8,058	9,114	9,723	10,386	13,130
水利資金(C)	6,106	6,603	7,040	7,558	6,276	6,713	7,947
農業資金 (水利資金除外)(D)	10,304	10,522	11,245	13,729	15,441	17,918	21,302
中長期 農業資金(E)(%)	419	979	1,018	1,556	3,447	3,673	5,183
B/A(%)	39.8	44.3	44.1	42.8	44.8	42.2	44.9
E/D(%)	4.1	9.3	9.1	11.3	22.3	20.5	24.3

(農協中央会調査)

(5) 農家の個人負債の利子月率分布

利子率(%)	構成(%)
0	5.4
1.7未満	0.7
1.7~3.0	3.3
3.0~5.0	43.8
5.0~10.0	45.7
10.0以上	1.1
計	100.0

(1965年農協中央会調査)

## 2. 牛乳、乳製品の動向

### 2-1 牛乳および乳製品の需給、消費

#### 2-1-1 需給の概要

韓国における1968年の生乳生産量は24.4千M/Tで、1964年の生産量7.1千M/Tに比べて3倍余の著しい増加を示している。

過去5カ年間に於ける牛乳および乳製品の需要ならびに供給の推移をみると、これまでのところ、国内生産量をもってはその需要を充たすことができない状態にある。しかしながら、国内の農業年鑑等の資料に基づく附表(36)の需給表の需要の内容をみると、輸入乳製品のほとんど総てとみられる海外援助による学校給食用等救護用の脱脂粉乳等の需要が多量に含まれており、これらを一般需要と合わせて取り扱うことは問題があるものと考えられる。

いずれにしても韓国における牛乳および乳製品の需要は、過去数年間に目醒しい上昇を示しており、今後においても、国民所得の増加および食生活改善等によりさらに大巾な増加が予想される。

以下、飲用牛乳および乳製品についてその需要と供給を中心に記載することとする。

#### 2-1-2 飲用牛乳

1968年の韓国における飲用牛乳の生産量(処理量)は11.255M/Tであるが、最近5カ年の動きを見ると、(附表(22)参照)毎年、対前年比11.1%から14.9%の伸び率で上昇を示していると同時に、4~5年前に圧倒的に比率の高かつた飲用牛乳処理量が、次第に、乳製品向処理量と近い比率になつてきていることがわかる。これは、育児用粉乳の確保を第一義とする国の施策の線に沿つて1965年より粉乳の国内生産が開始され、国内における原料生乳の生産増加に呼応して粉乳生産量を高めてきたことによるもので、その過程の1968年度の夏期において1時的ではあつたが、幼児用調製粉乳の不足を感じる事態があり、市場では粉乳製品の仮需要が増加し、その価格も高騰するという現象が生じたため、ソウル牛乳協同組合の場合のように一部の飲用牛乳原料乳を粉乳生産のために振り向けるといつた緊急措置が経過的にとられた例もあつた。

したがつて、韓国における飲用牛乳の需要量は、政策面での影響もあるので、当然飲用牛乳仕向を優先する諸外国の場合とは異り、表に示された数字の外にかなりの飲用牛乳の需要があるものと考えなければならない。

次に、飲用牛乳の需給の状況を地域別に見ると、附表(25)の生産量を即消費量と読み換えるならば、ソウルおよび釜山の2大都市のそれが、総消費量の中で圧倒的な比率(1967年73%、1968年69%)を占めていることがわかる。

まづ飲用牛乳の1人1カ年当りの消費量を全国ベースで見ると、附表(29)に示すとおり僅か、292gであつて1日に換算すると実に1g弱という微量であるが、上記の2大都市の場合では、ソウル市4.3g、釜山市が1.8gと平均値を大巾に上廻っている一方、全羅北道や済州では1人1日0.1g前後という世界的に見ても全く少ない消費量となつている。

#### 2-1-3 乳製品

韓国における飲用牛乳の消費が著しく少ないと同様に、乳製品においてもまた、国内生産の供給面からその消費は、現在極めて僅かである。

韓国での乳製品の生産は、1963年にソウル牛乳組合が煉乳製造を開始したのに始まり、続いて2年後の1965年と同じく同組合が粉乳生産を開始しており、乳製品の国内供給の歴史は極めて浅い。



1968年の乳製品の国内生産量は、

粉乳	1,311M/T (育児用調製粉乳主体)
煉乳	930
その他	5.5

であるが、主要企業者の、同年間におけるこれら乳製品の販売量の合計額も概ねこの数字と一致しており上記の数量をもつて同年間の国内産乳製品の消費量とみて、これを生乳に換算すると11,583M/Tとなり、同年の飲用牛乳消費量とほぼ同量であることがわかる。

これらの乳製品の過去における消費動向は、附表(29)に見られるように、国内において煉乳生産が開始された1963年以降急速に増加しており、1968年にはその13~14倍に達している。

次に、これら乳製品の消費の形態を見ると、その中心をなす粉乳は、ほとんど総てが育児用の調整粉乳(全脂粉乳)の小缶(450g入)であつて、付図の取引機構図にも示すような、代理店(または特約店)から小売店(または系列店やデパートを含む)を経て販売されており、その販売地域はソウルや釜山のような大都市に集中している。

上記の粉乳のほか、加糖れん乳や無糖煉乳(生産量は少いが)も、その消費は、小缶(加糖397g入、無糖411g入)で、主として都会における嗜好品として家庭や、喫茶店等で消費されており、その流通経路は前述の粉乳の場合と大体同様である。

なお、最近における乳製品の流通価格は、附表(31)に示すとおりである。

以上の国内産乳製品のほか、学校給食等を対象とした救護用乳製品の供給がある。

これは、全量が、海外援助による輸入脱脂粉乳で賄われており附表(34)に示す様に、1968年には1,2000M/Tが輸入、供給されている。学校給食用脱脂粉乳の輸入および国内供給は、文教部が担当しており、1968年における学校給食用物資の輸入供給量は、学童200万人を対象として、小麦粉4,8000M/T、脱脂粉乳1,2000M/T、食用油1,600M/T、合計61,600M/Tとなつている。

学校給食の実施基準は、製菓(麵麩)給食の場合は、1人1食当り小麦粉120g、脱脂粉乳30g、食用油4g、合計154gとなつており、また還元乳給食の場合は、脱脂粉乳36gを溶かして180ccとしている。なお、還元乳給食の実施は、給食対象人員の1%以下で、殆んどが製菓給食の形態で実施されている。

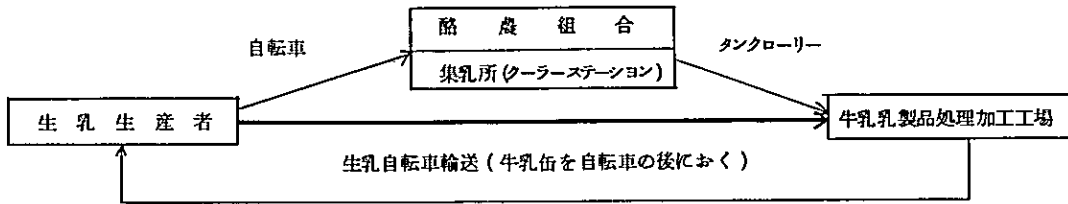
学校給食の実施方法は、製菓給食の場合は、地区教育委員会が製菓業者にその加工を委託して、麵麩を製造し、加工賃1個当り1.22ウオンは国家が負担している。又、還元乳給食の場合は、学校に処理施設を設置している。

学校給食用物資は、すべて外国からの無償援助によつてまかなわれており、今後、その取扱に当つては、農林部も参加して種々改善することが望ましいと考えられる。

なお、以上に述べた学校給食等特別用途向乳製品の需給については、その性格上、一般需給と切り離して考えるのが妥当であろう。

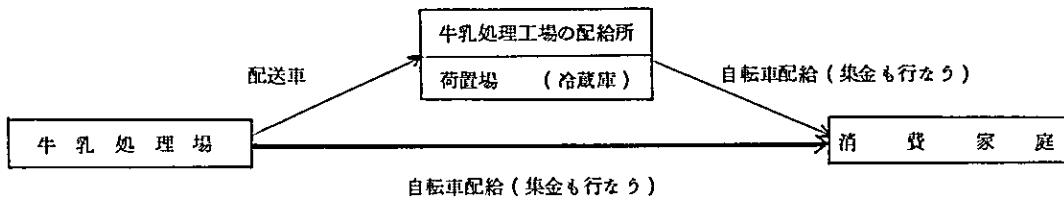
付 図 生乳、牛乳乳製品の取引流通機構

(1) 生乳の取引流通機構



生乳代金支払(口頭契約で、おおむね支払期間が15日、乳代が1kg当り50ウオンとなっている。)

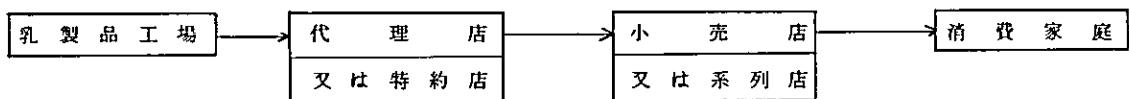
(2) 飲用牛乳の取引流通機構



販売価格  
の1例

区 分	牛乳処理場販売価格	消費者購入価格
180ㄱびん入	13ウオン	16ウオン
360ㄱびん入	26	32

(3) 乳製品の取引流通機構



販売価格  
の1例

区 分	乳製品工場販売価格	消費者購入価格
加糖煉乳397ㄱ1缶	105ウオン	130ウオン
無糖煉乳411ㄱ1缶	130	150
育児用調製粉乳450ㄱ1缶	250	300
全脂粉乳450ㄱ1缶	120	140

#### 2-1-4 牛乳および乳製品の需要の見透し

韓国における牛乳ならびに乳製品の一般消費は以上述べたとおり、目下のところ、牛乳、乳製品を合わせて、生乳換算平均1人1日当たり29という極めて低い水準にあるが、その理由としては、

- (a) これまで米麦、野菜、海産物を主体とした食生活であつたため、牛乳や乳製品は、一般的には単なる嗜好品か特別な栄養品と考えられていたこと。
- (b) 上記のことと絡んで、一般国民の牛乳や乳製品に対するなじみが薄いため、これに対する知識や関心の程度も極めて低かつたこと。
- (c) 最近急速に消費が向上しつつあるとはいえ、国民所得水準が低く、比較的価格の高い、牛乳や乳製品に対する購買意欲が一般に低いと考えられること。
- (d) ソウルのような大都市でさえも、飲用牛乳などは、何処でも手軽に購入できる状態にないこと。
- (e) 牛乳の処理、流通段階における衛生的扱いがまだ不十分なものが往々あるため、国民が、国内産牛乳々製品を十分に信頼しないこと等があげられる。

その反映として、例えば上記(e)に関連して大都市の一流ホテルでは、コーヒー用に輸入品の無糖煉乳を使用し、また特殊ルートで一部市販されている外国産の育児用粉乳には、4509缶入が900ウォン余の高価格が付されているなどが見受けられる。

このような牛乳、乳製品の消費の状態が今後どのように変わっていくであろうかという見透しについては、上述のように韓国におけるその消費の歴史が近々僅か10年に充たない事情等から、系数的に割り出すことは甚だむづかしいが、さきに掲げた、これまでの牛乳、乳製品の需要の停滞理由の中心をなすところのものが、最近における韓国の目醒しい経済成長や、人口の都市集中化、それに食生活パターンの変化、特に肉、卵を主体とする動物蛋白摂取量の急速な増加の傾向等によつて、大きく変わりつつある動向から見て、韓国における牛乳、乳製品の需要は、且つての日本国におけるような経過をとつて、ソウルならびにその周辺都市および釜山等の主要都市を消費の中核として、今後極めて急速に増加するものと考えられる。

参考例として、日本国における牛乳、乳製品の消費増大の経過を示すと次のとおりである。

まず飲用牛乳について見ると、1960年における1人年間消費量は、1800cc容56本(10,360gに相当し、1日当たり28.4g=0.153本)であつて、これを地域的に見ると、最高は関東地方の平均71本(13,135g、1日当たり36.0g=0.195本)で、最低は九州地方の37本(6,845g、1日当たり18.8g=0.101本)となつている。しかし5年後の1965年には、関東地方は1人平均120本に、そして最低の九州地方は概ね5年前の関東地方の線に達し、さらに3年後の1968年には、全国平均は131本に、そして最大の関東地方は156本(28,860g、1日当たり79.1g=0.427本)と大きく上昇し、最低の九州地方においても、5年前の関東地方を20%も大きく超過して104本(19,240g、1日当たり52.7g=0.285本)と大巾な伸長を示している。

次にまた、1950年以降の飲用牛乳の生産量(即消費量)の概略の推移を示すと第56表のとおりである。

なお、この期間における生乳の全処理加工量に対する飲用牛乳向原料牛乳の割合は、第57表に示すように次第に増加している。

第56表 飲用牛乳生産量の推移

年次	飲用牛乳生産量	指数
1950年	千M/T 138	100
1960	938	679
1965	1726	1257
1968	2404	1742

(出所) 農林省統計調査部毎年度調査統計による。

第57表 飲用牛乳向原料牛乳割合の推移

年次	原料牛乳処理比率		その他の消費
	飲用牛乳向	乳製品向	
1950年	37.3%	54.2%	8.5
1960	52.3	39.3	8.4
1965	55.0	39.1	5.9
1968	57.8	37.5	4.7

(出所) 左表に同じ。

(注) 1950年当時は乳製品は配給統制が実施されていた。

次に、乳製品を含めての、日本国における牛乳の消費の推移を示すと、

第58表 日本国における牛乳、乳製品の消費量および供給量の推移

年 度	1人1年当り消費量 (生乳換算)			牛乳乳製品供給量 (生乳換算)		各年の乳牛飼養頭数 (毎2月1日)
	飲用牛乳	乳製品	計	総供給量	うち輸入量	
年度	kg	kg	kg	千M/T	千M/T	千頭
1951	...	...	5.8	529	59	256
1955	62	49	13.1	1,159	130	421
1960	11.8	96	21.4	2,539	606	824
1965	19.9	16.4	36.3	3,901	580	1,289
1967	21.3	22.0	43.3	4,491	964	1,376
1968	23.0	21.8	44.8	4,706	630	1,489

(出所) 農林省「食糧需給表」その他に基づく。

- (注) 1. 各年度とも4月1日より翌3月31日迄の間であり、歴年による他の表の数字との間に多少相異がある。  
 2. 乳製品の消費の内訳は育児用等粉乳が最多比率を占め、最近数年では過半量を占めており、バターおよび煉乳がこれに次いでいるが、最近ではチーズの比率が年々急速に増加している。

第58表のとおりであつて、過去10年から20年の間に日本国における牛乳々製品の消費は極めて顕著な伸長を果げたことがわかるが、このことは、第59表に示す食料の変化率からも容易に理解されることと思ふ。

しかし、このような急速な消費の増加の経過をとつて現在の水準に達した日本国の牛乳、乳製品の消費量自体が、世界の水準から見れば、まだ相当低いものであつて、飲用牛乳に例をとるならば、西欧諸国との比較においては7~8分の1乃至は10分の1以下であり、殊にバター、チーズ等乳製品にあつては全く桁外れの低水準にあるといつても過言ではない。

これらのことは、国民生活が序々に西欧化の動向にある高度経済成長国にあつては、国民の所得水準の上昇と共に牛乳々製品を大巾に採り入れる可能性—謂わば大きな潜在消費基盤が存している—と解せられるが、日本国の場合には、国内生産の増加をもつて需要の増加を充たすことができなるときには、乳製品の輸入を行なつて需給の調整および価格の安定が図られてきたのであるが、結果的に見るならば国内酪農の進展に伴なり国内産牛乳、乳製品の増加とともに乳製品の輸入もまた急速に増加してきたことが窺われる。

第59表 日本国1人当り食料の変化率 (1960年=100)

	1912年	1926年	1935年	1955年	1960年	1965年
直接消費						
米	114.7	135.5	123.9	103.2	100.0	97.2
麦類	154.7	119.7	83.4	184.8	100.0	12.4
雑穀	494.1	279.8	149.6	130.6	100.0	38.6
豆類	181.1	152.7	127.5	120.0	100.0	98.4
いも類	168.7	109.4	108.6	144.5	100.0	69.6
野菜	77.3	71.1	78.0	91.3	100.0	117.0
果実	58.1	75.7	78.0	62.2	100.0	150.3
肉類	37.6	63.9	70.0	76.6	100.0	226.7
○牛乳	9.4	15.5	22.9	51.4	100.0	169.5
鶏卵	17.2	32.4	51.3	74.7	100.0	193.5
計	100.3	109.0	102.2	101.3	100.0	115.5
加工品						
穀粉及てん粉 (小麦粉)	44.6 (27.2)	58.7 (45.0)	55.9 (40.0)	90.0 (90.6)	100.0	108.1 (113.3)
肉製品	8.3	6.4	8.8	42.0	100.0	170.3
○乳製品	7.6	19.6	20.6	58.3	100.0	200.1
酒類	12.7	134.4	96.4	58.3	100.0	193.1
調味料	83.8	104.9	100.4	98.7	100.0	92.6
植物油	25.3	32.6	61.6	47.8	100.0	129.8
糖類	38.9	92.8	97.2	79.9	100.0	131.9
嗜好飲料	25.7	40.0	47.5	69.9	100.0	157.6
煙草	31.1	42.8	49.7	84.0	100.0	137.0
計	56.8	76.0	70.0	73.6	100.0	144.8
合計	81.4	94.7	88.0	89.3	100.0	127.9

(出所) 全国食生活改善協会刊(食品工業白書)より。

次に、非常に具体的な例として、簡明且つ単純に1975年におけるソウル市の、飲用牛乳の消費見込量を次のようなことを仮定して試算して見ると、

	現在 (1967年)	1975年	
ソウル市人口	3,969千人	4,600千人	毎年2%宛の増加とした。
人口1万人当り 1日飲用牛乳消費量	⊕1 43 kg	⊕2 188 kg	

(注) ⊕1 は1967年ソウル市の実績

⊕2 は1960年、日本国九州地域の平均消費実績

(日本国の同年における最低消費地域で、1人当り個人所得は約9万円)

その消費量は1日86M/T、年間31,390M/Tとなる。今、仮に、1975年においてもソウル市の牛乳消費の比率が、1967、1968年当時と同様全国の消費量に対して概ね2分の1と見るならば、1975年の韓国における飲用牛乳の消費量は、63,300M/T程度まで伸長するものと推定されるが、ソウルおよび釜山両市の他、地方の中堅都市の消費も、今後、飲用牛乳の供給条件如何によつては意外な消費の増加も予想され、現に、1969年夏期、調査の対象となつた道の首都において、季節的に特に増加する飲用牛乳の需要に対して供給が間に合わない実態も見受けられており、場合によつては飲用牛乳の全国消費は、前述の予想よりも更に上廻るのではないかと考えられる。

次にまた、乳製品の代表としての育児用調製粉乳についての若干の試算を試みると、

まづ、日本国の例から、人工栄養児1人1年当りの育児用粉乳の標準所要量は、

$$450g \times 9 \text{ 缶} \times 12 \text{ ヶ月} = 48.6 \text{ Kg} \quad (\text{生乳換算} 420 \text{ Kg})$$

であり、混合栄養児では25.4Kg(生乳換算220Kg)とされているが、1968年、韓国における乳製品の生産量11,583M/T(生乳換算)の総てを、一応育児用粉乳として計算するならば、同上の数量では僅かに27,600人の人工栄養児分を賄い得るだけで、またこれを混合栄養児に仕向けるとしても僅か52,600人分に過ぎないもので、増して現実の乳製品の中には加糖煉乳もありアイスクリームも含まれており、今後においては、従来比較的国内供給数量の少なかつた製菓用等の業務用乳製品の需要も増大すると考えられるので、乳製品全体としての需要は、飲用牛乳類の製品の多様化の方向とその需要の増大と同様に相当大巾な伸長を示すのではないかと考えられる。

#### 2-1-5 乳製品の輸入貿易および関税

乳製品の輸入については、上述したように、救護用乳製品(脱脂粉乳)が海外援助により輸入されているのみであるが、その輸入貿易制度は、現在国際収支の改善および国内酪農振興を図る上から煉乳については輸入禁止措置が、その他の乳製品については輸入制限措置がとられている。

又、乳製品の輸入関税率は、附表(33)のように、現在80%から150%が賦課されている。

韓国は、1967年にガント協定に加盟し、韓国酪農乳業も将来は国際競争力を持つことが目標とされていることはいうまでもないことである。

今、韓国と日本との主要乳製品の国内価格を比較してみると、第60表のように、韓国は日本よりおおむね20%高くなっているが、今後乳量の増加および施設の合理化等により、価格の低減が図られるものと考えられる。

第60表 韓国と日本との乳製品価格比較

区 分	韓 国(A)	日 本(B)	A - B %
全脂加糖れん乳 397g 1缶	105 ウォン	88 ウォン	119%
育児用調製粉乳 450g 1缶	250	215	117

(注) 韓 国 ソウル牛乳協同組合販売価格  
日 本 製造業者販売価格 1968年平均  
全脂加糖れん乳 110円  
育児用調製粉乳 270

## 2-2 生乳の取引および集出荷

### 2-2-1 集出荷体制等

酪農家は搾乳の都度生乳を、そのまま冷却せずに、20kgまたは30～40kg容の牛乳缶（最近ではステンレス製のものが多く使われている）に入れて、自転車、リヤカーあるいは自走式の耕耘機で牛乳処理加工々場に搬入する。ある地区では牛乳缶の代わりに挟口のプラスチック製のガソリン輸送タンク様の容器を使用しているのも見受けられた。

平沢と天安との間にある成歙邑には成歙酪農組合（組合員64人、乳牛660～670頭）の経営する集乳冷却所があり、ブラインによる1T/hのプレート式冷却機と540ℓの貯乳タンクの設備をもつて、周辺の酪農家の乳を一度受入れて冷却後、南陽乳業のタンクローリーで同社の天安工場に出荷していた。

同集乳所および一般牛乳処理加工々場（小規模のプラントを除く）における生乳の品質検査は、風味検査、アルコール（68%）テスト、酸度テスト、比重検査および脂肪検査（集乳所では行なっていない）が行なわれており、稀にResazurin試験が行なわれているが、九月中旬の調査時における一般乳質は、極く一部のものを除いては大体良好と認められた。しかし、煉乳および粉乳を分析調査した結果、製品に酵母がかなり混在していたことよりして、乳質の改善について一層留意の必要が認められた。

因みに、同上の検査による等外牛乳の比率は初秋の調査時で1～2%前後、農繁期や盛夏期の最多時には5%に達することがある模様である。

脂肪含量は概ね3.5%前後であるが、現在のところ生乳の取引は単純な目方買いであつて、高脂肪含量等による加算は行われておらず、脂肪率3%以下のものは不合格乳として扱われている。

### 2-2-2 生乳取引価格

生乳の取引価格は、工場着で1kg当り50ウォン1本が標準価格となつており、末端まで工場側が集乳に廻る場合は1kg当り2ウォン程度の集荷費を牛乳代金より差引いている。

しかし、原料生乳の集荷を確保するため一部の工場では1kg当り酪農家の手取り乳代として53ウォン程度を支払っているものもあり、また一定量以上の乳量を出荷した酪農家に融資を行なう条件を附している企業も見受けられた。

何れにしても、生乳取引の現状は酪農家と工場との直接取引が圧倒的に多く、乳代金の支払い等についても農協を経由することは一般的には行なわれていない。

今後、酪農家戸数の増加ならびに販売乳量の増加に応じて、生産者サイドとしての生乳集出荷組織およびその施設の整備が必要と考えられる。

さて、韓国の生乳取引、ひいては製品のコストに及ぼす重要な問題点は、前述のようにその生乳取引が用途別に関係なく1本乳価であり、しかも現在その水準が世界的に見ても非常に高い部類に属することである。

即ち、第61表に見られるように、

飲用牛乳原料価格として比較的高い水準（各国の生乳の規格ならびに受渡場所等の条件が一様ではないが）にある米国および日本の51円/kg内外に対し、韓国の場合は円換算約65円とさらに約30%高であり、しかもこの価格は、加工原料にもそのまま適用されており、米国および日本の場合、飲用牛乳原料乳価格に対する加工原料乳価格が、それぞれ65%、83%とかなり低位にあるのに比べて全く高水準にあるといわざるを得ない。

このような生乳の1本価格とその水準については、これが製品コストに影響するところが多大で

あるので、今後、韓国における酪農の本格的に発展の過程において、生産者、乳業者、それに消費者の各サイドおよび国民経済的見地より充分検討の上、合理的な方向に改善することが必要と考えられる。

第61表 国別生乳生産者価格比較 (円/kg)

国 別	① 飲用牛乳向	② 乳製品製造向	摘 要
U S A	50.24~51.43	32.42	① 飲用牛乳適格市場における基準価格 3.5% FaT. (1968.1~5月) ② バター原料乳、工場渡生産者受取価格 FaT平均36.9% (1967年平均価格)
E E C	.....	37.08	共通指標価格工場渡3.7% FaT (1966年7月)
オーストラリア	① 27.32	② 16.84	① 生産者受取価格、乳業者タンクローリー使用 3.5% FaT (1967年) ② Butfer Fat 取引生産者受取価格 生乳1kg当り換算 (1967年)
日 本	① 52~53	② 37.03 ③ 43.03 ④ 46.60	① 主要地域の生産者団体取引契約 価格概算Fat 3.2% (1969.10) ② 畜産物価格安定法による取引基準価格 ③ 政府保証価格共に3.2% Fat (1969年) ④ 農村物価貸銀調査平均価格 (1968年)
韓 国		≐ 65.00	工場渡生産者価格≐ 50ウオン/kg × 1.3 (円換算)

(出所) 各国の各種資料に基づき総合より。

### 2-3 乳 業

韓国における牛乳および乳製品の需給等については既に記載したとおりであり、特に乳製品については、煉乳が1963年から、また、粉乳は、つい数年前の1965年から、はじめて国内生産が始められたばかりでその歴史は極めて浅く、その生産の数量規模も酪農における先進諸外国に比べて極めて小さい。

これら、国内における飲用牛乳あるいは乳製品の生産を担当する乳業の現状について見ると、まづ飲用牛乳処理工場は、ソウル特別市をはじめ全国の主要都市に配置されており、(附表(28)参照) 1969年9月現在稼働中のもの18、未稼働7、併せて25工場となつている。

また、乳製品製造工場は、同上現在稼働中のものは、ソウル牛乳協同組合工場、天安市在、南陽乳業株式会社工場ほか3工場であるが、うち1工場は、冬期の飲用牛乳残乳を少量処理するために臨時的に設備されたものに過ぎない。しかし以上の他に、畜産物処理加工法に基づき設置が許可されているが未設置、未稼働のものが、釜山市およびその周辺に、釜山牛乳組合工場、大韓乳業公社工場があり、この外慶尙南、北道に4工場となつている。

今次の調査から見た韓国の乳業工場の設備は、一部の主要工場の場合を除いては、極めて小規模のものが圧倒的に多く、飲用牛乳工場に例をとるならば、殺菌装置は一応小型のHTST式を備えているが洗灌機はまことに不十分な手洗式であつたり、完全な冷蔵庫をもたないといったように、衛生面においても不十分な点が多いばかりでなく、機械設備のアンバランス等もあつて、非常に人手を多く要しているもの(生乳180ℓ当り2~3人の作業員)も往々見受けられた。

また、これらの飲用牛乳プラントは市街地にある場合が多く、敷地の狹隘や、道路条件等より、受乳や製品の搬出等が非常に不便且つ非能率であるものが多く、その大多数が、その場所での施設の整備拡充は困難と見受けられた。



また、飲用牛乳処理における問題点の1つとして牛乳壺の問題がある。これは、韓国における壺の製法が口吹き方式であるため、その形状に不同があり、特に壺（現在は、大部分が180㏄入り、一部360㏄入り）の頸部に多少の歪みのあるものが往々混在するため、牛乳充填に際して壺が破損する場合や、稀にはガラスの破片が牛乳中に混入されるような例もあり、人体に危険であるばかりでなく、乳業経済面からも不利であるので、正しい規格壺の生産を図ることが緊要と考えられる。

次に、乳製品工場の場合においては、「計画地域関連工場として第62表に掲げたソウル牛乳協同組合工場、南陽乳業(株)天安工場、大韓食品公社水原工場の3者以外には、特に記すべき稼働工場はなく、上記の工場の場合も、操業当初の少い原乳量と、その後における乳量の増加や特定乳製品の需要に応ずるため、設備を逐次増強せざるを得なかつた事情等から、CONTINUOUS SYSTEMの粉乳等の一貫製造設備を有するものは南陽工場のみであり、将来加工原料乳が大巾に増加したような場合、その設備の改善や切替えの必要も生じよう。

なお、乳業工場の生産能力と操業状況を全国ベースで見ると、生乳供給量が2,000M/T（1968年間）程度の現状では設備過剰であり、特に、乳製品工場については、極く最近における工場の新設や設備の増設等もあつて、主要工場はいずれもかなりの処理余力を有している状態である。

しかし、上記の設備過剰は、需要の停滞に起因するものではなく、概ね、原料乳の供給不足によるものであつて、無計画な新工場の乱立がない限り、原料乳の供給増加に伴つて逐次改善されるものと考えられる。

また、処理加工設備の状況を地域的に見るならば、ソウル市や光州市については第62表「計画地域関連工場の状況」からも窺えるように、飲用牛乳の需要が増大する夏季には、ソウル市の牛乳組合の飲用牛乳処理部門は既にフル操業であり、光州地域の場合は、飲用牛乳の需要が落ちる冬期には残乳処理の適切な施設がないという有様であり、特に後者の場合は、現在の道路条件やその輸送距離からして、残乳を経済的に南陽工場等余力のある工場に経済的に送乳することは無理な状態にある。

以上のほか、釜山市においても、現在の飲用牛乳処理中心施設である釜山牛乳組合工場もフル操業であつて、現有設備の程度では、今後の原料乳供給増加には応じ切れないものと判断される。

現在、韓国における乳業工場の設置については、畜産物処理加工法に基づく農林部長官の許可を得ることが必要となつており、また、その設備の基準や牛乳、乳製品の容器等についても同法に基づく畜産物処理規則によつて規制されているほか、牛乳の処理加工手数料（Commission for Milk Processing）は、生乳コストの50%以上であつてはならない旨規定されている。

第62表 計画地域圏連工場の状況

所在地	工場名	経営主体区分	製品	造目	稼働開始年月	集乳区域	対乳牛頭数	集乳日量	生産能力および稼働状況等 (生乳換算)			備考
									能力(年間)	稼働率	備	
SEOUL市	SEOUL牛乳組合工場	専門農協	飲用牛乳① 粉乳③煉乳② アイスクリューム③	①63.5 ②.3 ③65.5	53.5	SEOUL市およびその周辺地域で、同市のほかYangju, Siheung等を主要集乳地域となっている。集乳時間は大体2~4時間、冬期は釜山からも一部搬入される。	組合員約800人 乳牛約8000頭	M/T 50~60	M/T 7,665 (飲) 15,768 (アイス)	M/T 5,948	78	(飲) 設備6,000本/h×1 3600Lびん, 3,000-4,000本/h×1 夏期はフル稼働 (粉) 設備中3,600kg/h 乾燥機は'699月完成であるので'68.0の実際稼働率は100%以上である。 濃縮機はBATCH式
水原市	大韓食品公社工場	私企業	粉煉乳	69.7	7	水原周辺および平沢地区		2~5	(物標準) 2,920	(69年0月) 5T/日	63	乾燥機能力 1T/h 濃縮機はBATCH式 飲用牛乳設備計画中
天安市	南陽乳業粉天安工場	"	粉煉乳	65.12 66.12	12	天原郡, 牙山郡および天安市周辺地区 冬期には釜山地区からも一部搬入される	天原, 牙山3組合で乳牛の80% 他個人直接20%	6~10	6,716 ('68.7~'69.6) 2,600	1,685	25	各主要設備は北政製連続式 濃縮機能力は2300kg/h
光州市	畜産組合牛乳処理場 湖南綜合食品工業会社工場	専門農協 私企業	飲用牛乳 煉乳	64.9 69	9	光州および周辺6郡	乳牛約6000頭	≒1 秋~春のみ 0.5~1	2T/日 0.5T/日	1T/日 0.5~1.0T/日	50	720BATCH PASX1 手動式洗びん 果実缶詰等食品加工が主体。 極小型 国内製 SINGLE PAN 1基。飲用牛乳残乳ある時期のみ稼働。調査時休止

(出所) 農林部 畜産局酪農現況ほか、経営主体資料および現地調査に基づく。

- (注) 1. 生産能力=1969年 9~10月の現地調査時の設備を基とし、主要機械8時間稼働をもって標準能力とした。  
また、煉乳と粉乳を生産する工場、いずれも濃縮機は兼用であるので粉乳を標準とした能力を提示した。  
2. 生産実績=1968年において生産実績のないもの、または実績の明らかでないものは現地調査時の状況より算定した。  
3. 極小規模工場の除外=原乳2T/日処理規模以下の極小工場は、特別なものを除き記載を省略した。

### Ⅲ 総括（希望意見等）

### Ⅲ 総括（希望・意見等）

#### 1. プロジェクト策定に関する意見

##### 1-1 実施体制に関すること

###### 1-1-1 事業実施地域の選定について

農業の構造的変革を必然とする社会的、経済的環境の許で、夫々の適地適産による農業立地区分を設定し、行政的には、複合生産団地構想に基づく「農漁民所得増大特別事業」を重点施行する等、韓国政府ならびに関係機関の推進体制は着実な効果をあげ得ることを期待させる。酪農については、既に4重点地域を設定し、当該地域を中心とする振興に努めており、更に今回のプロジェクト案によれば、中部地域ならびに湖南地域を、体系的に一括選定しようとしているのは、次に掲げる趣旨から見ても、極めて妥当なもの認められる。

飲用原料乳中心 …… 中部地域（安城・平沢  
天安・天原・牙山）

嶺南地域（釜山・東萊・蔚州・梁山・密陽・金海）

加工乳中心 …… 湖南地域（光州・長城・潭陽・光山・咸平・羅洲・和順）

嶺東地域（慶州・月城・永川・慶山・大邱）

特に韓国における消費市場が、牛乳・乳製品に対する強い潜在需要を含みながらも、現段階では効率的に有効需要に結びつかせるための変革期にあるので、一層この点に留意する必要がある。この意味で、次の2系列に分けることができる。

中部地域と湖南地域

嶺南地域と嶺東地域

現在および今後における飲用乳の需給見通しでは、ソウルを背後に控え、更に殆んど市場開発実績のない大田市、光州市等を持つ、中部-湖南ラインをとりあげることは妥当で、又、あらゆる部門で立ち遅れ、酪農立地として恵まれた条件にある全羅南道の振興が急務とされている。

従来の行政指導だけでは不十分な個別指導について、事業主体である韓国酪農加工協が、生産から処理加工、販売に到る一貫した指導、事業体制を整備することにより、モデル的地域開発が期待される。

###### 1-1-2 事業主体とその運営について

1962年以來、政府は酪農振興計画に基づいて、外国産乳用牛の導入を中心として酪農の開発推進を図っており、その実際の業務は政府の強力な支援によつて農協中央会が代行してきた。しかし一方においては、乳用牛頭数の増加を主体とする形作りに忙殺された感もない訳ではない。このことは、初期的発展段階には免れにくいことであり、まして政治、経済、社会の諸般の情勢から、極度の速効を迫られただけに、少なくない課題を孕んだまゝである。今日、工業化を基幹とする経済の高度成長の許で、社会構造は急激な変革過程にあり、そのためにも農業と、農業の基幹の一つである酪農の、長期的視点からする計画的充実振興を図るべき転機にある。こゝにAFDCがその設立使命を達成するためにも、全額出資による韓国酪農加工協をして当該事業の実施に当らしめることは望ましいことと考えられる。たゞ事業実施に当つては特に次の諸点に留意されたい。

(a) 政府は、AFDCが行なう事業の円滑な運営に対し、これを十分に指導助長すること。

(b) AFDCは、自ずからの事業として韓国酪農加工協を助け、実質的に参画すること。

(c) 公社並びに会社は、事業実施に当つて農協中央会とその緊密な連繫を図り、更にその推進力を

積極的に活用すること。

## 1-2 酪農生産に関すること

### 1-2-1 乳用牛飼養頭数の増加について

乳用牛増殖計画が国全体の包括的算定だけで、道別、郡別、邑面別に樹立されていない。又、算定基礎も従来の実績等からみて過大な点もあると認められるので、これが再検討を図ること。なお、当方の試算例は別冊、附属資料(1)を参照されたい。

### 1-2-2 乳用牛の導入について

導入頭数は、地域の実情と受入体勢を勘案して、京畿道1,000頭、忠清南道1,500頭、全羅南道2,500頭程度が望ましい。

又、導入牛の規格については、

(a) 過去における初妊牛導入が、経営的にも、又、国内の頭数増加の面からも、一応の成功を収めていること。

(b) 一日も早く収益をあげたいとする農家の強い希望があること。

等の理由から全頭初妊牛輸入を計画しているが、このことについては、次のような問題点を抱えている。

(a) 多頭数の初妊牛の選定が極めて困難であること。

(b) 輸送上、流産、死産等の危険度が高いこと。

(c) 輸送後の不妊、低能力等に対処することが困難なこと。

(d) 経験の浅い対象農家に、一挙に多頭数の初妊牛導入を行うことには、その技術等の不安が多いこと。

(e) 分娩後の子牛について、その哺育、育成の対策が、技術的に体制的に充分でないこと。

従つて、導入牛の規格については、事業費(外貨)の節約ということ以外に、上記の問題点の緩和という意味からも、初妊牛のみでなく、育成牛を相当の割合で組み合わせるよう再検討することが望ましい。

ただし、ブルセラの予防注射実施国からの育成牛輸入にあつては、検疫検査の反応識別に問題があるので、輸入にあつては、購買方法や検査方法について、相手国との間で、充分な要請や協議を行い、円滑な輸入が出来るよう、豫め配慮する必要がある。

### 1-2-3 乳用子牛の育成体制について

乳用子牛の育成体制の整備は、次の理由によつて早急に確立することが望ましい。

(a) 飼料生産基盤に恵まれない経営として複合的酪農経営、都市近郊等の大規模経営等が含まれようが、これ等は、経営の効率化を期待して育成部門を分離するようになることが考えられる。

(b) その他の経営においても、更新用及び飼養規模拡大計画に相応する育成牛を除いては、現金調達という意味でも育成牛を販売することになる。

(c) 導入牛には育成牛を含めて再検討することが望ましいが、新規導入農家の受入れ体制如何によつては、これを集団育成して、初妊牛にして引渡すことが考えられる。

(d) 国内の乳用牛資源の培養のためには、正常な発育が期せられるような育成体制と、更に育成牛の流通を円滑にすることが不可欠要件となる。

次いで、育成体制の整備については、今後、次に掲げる諸点に配慮することが望ましい。

(a) 国立、道立示範牧場等において集団育成事業を採用すること。

(b) 飼料基盤に恵まれた農家と、その集団を育成団地として助長することを考える。

- (c) 育成運営資金融通の制度化を図ること。
- (d) 会社の示範牧場を預託育成牧場として活用を図ること。
- (e) 育成牛の評価購買と市場取引の推進を図ること。
- (f) 導入資金の条件を緩和して、育成牛に適応する措置をとること。

#### 1-2-4 種雄牛の導入について

会社が自ずから種雄牛を繁殖して精液配付事業を行なうこととしているが、このことは技術的にも経済的にも困難なことである。種雄牛の選定とその配置は、精液生産だけに重点があるのではなく、それによつて改良の実効があがることも重要な要件である。特に早晚凍結精液が一般化されようとしているだけに、Proved Sire System の確立が不可欠な条件になるであろう。会社は、むしろ授精業務を中心に、検定、登録等の分担等、指導の徹底を図ることが望ましい。

なお、湖南地域において、種雄牛の導入を必要とするならば、会社が購入して、これを道立種畜場等に委託することも考えられる。

#### 1-2-5 乳用牛の人工授精事業について

人工授精用精液の配付は、国と道の施設からの機構と、農協中央人工授精所からの機構があり、いずれも地区農協あるいは畜協の人工授精施設が授精事業を行なっている。会社は単位人工授精所を開発し、単なる精液注入業務だけでなく、繁殖技術、飼養管理技術をも兼ねた、指導的酪農技術員を配置して行なうことが望ましい。

#### 1-2-6 乳用牛導入対象農家の選定について

選定の基本方針として次の点に留意することが望ましい。

- (a) 乳用牛導入対象農家は、原則として家族労力を主体とする自立経営の樹立助長を目的として選定する。このため、概ね5年後において都市勤労者世帯との所得均衡を保持し得ることを下限標準とする。
- (b) 経営類型を区分し、類型別に乳用牛飼養に関する標準目標規模を設定し、この目標達成を可能とする助長手段を勘案の上、必要とする現在の条件を基準として設定すること。

又、選定基準の下限として韓国が設定しているつぎの条件は妥当なものと思われる。

- (a) 経営耕地1.5ha以上を保有するもの。但し、このうち0.8ha以上を飼料生産圃場として確保可能なものであること。
- (b) 牧野2.0ha以上の利用が可能であつて、これが管理利用能力を有する者であること。
- (c) 高等学校卒業以上の学力を有するか、あるいは同等以上の後継者を有する者であること。
- (d) 地域において先導的役割を持つことのできる者であること。
- (e) 乳用牛導入資金および施設資金貸付に対する担保力を有する者であること。
- (f) 会社の示範牧場等において、所定の技術研修を修了した者であること。

以上の基準は、従来、やむを得ず都市資本の投資対象としての酪農経営が多かつたが、少なくとも農村、農民の所得に結びつかせる為に必要な、基本の方針の改善に関連するものである。

#### 1-2-7 酪農経営類型の設定と経営設計について

新規に酪農にとりかゝる農家、既存の酪農家等を対象として、急速に効率的な酪農経営の定着を図るためには、地域性及び生産条件等の立地別に、営農類型を設定して助長手段を重点実施することが要請される。

また本プロジェクトの生産部門における総投資額の算出と総合的な経営効果を計測する上からも、類型別、年次別推移による経営試算を行ない、経営収益性と償還可能性とを立証することが

望ましく、概ね次の事項に留意すること。

- (a) 類型分類に当つては、酪農およびその他の部門の生産と経営に因与する諸要素のうち、その重要なものを指標として選択して分類を行なうと共に、戸数を設定すること。
- (b) 分類された類型別に、その生産条件および技術改善等の見通しを勘案して、目標規模の設定と生産体系、助長手段の樹立という手順が考えられる。
- (c) 類型別の経営試算を行なうには

(1) 生産および経営に因与する諸元について、現状と今後の技術改善等の見通しを勘案し、年次別に策定すること。

(2) 試算結果については、プロジェクトにあげられている手法によつて、夫々分析を行ない、その妥当性の検討、特に償還計画と償還後の経済余剰を計測し、計画の妥当性を立証すること。なお当方の具体的事例として、別冊附属資料(4)を参照されたい。

#### 1-2-8 酪農用機械類の利用について

従来、過剰な人口を抱え、失業者の緩衝地帯として、やむを得ない役割に甘んじ、更に農業従事内容も、季節的労力遊休化を避け得ない等、長い停滞も止むなくしてきた。しかし昨今の経済情勢は急速に変化し、農村人口の流出と減少傾向が、予期以上の激しさで強まる気配である。

現在酪農経営の、特に企業牧場等においては、草地造成から利用に到るまで殆んど手労働に依存し、低賃金、多労働の雇傭労力に支えられてきた。このことは、雇傭賃金の増加だけでなく、むしろ技術的にも限界を生じつつある。

一方、自動耕耘機が急速に普及し出しており、その利用は耕耘作業と、より多くは運搬に供用される程度で、必ずしも利用効率が良いとはいえない。附属機械類が円滑に供給されないこともあろうが、作業体系を合理化しようとする生産者側の要請も強く働いていないこともあろう。

政府は現在「農業機械化促進法」(案)を準備中で、20億ウオンを基金として、農業機械導入に対する、5カ年間、5%以下の低利融資を主体に助長しようとしている。

又、草地、農地、地下水等の造成改良において大型トラクター装備等による事業を促進する為に「農業振興公団」を設立すべく推進中である。

更に、1970年度予算要求では、耕耘機の既供給台数9,000台、1970年の融資計画対象として16,000台としており、小型機械の普及は今後一層進展するものと期待される。

以上の動向から、韓国における農業機械化傾向は既に始まつており、又その普及は意外に早いであろう。酪農の場合は、最も早く機械化されなければならない部門であつて、少なくとも、これが検討用意をして置く必要がある。資本蓄積の問題や、機械の製造生産事情等もあり、現実にはまだ農村人口過剰には違いないという条件の許で、誘導方向を積極的に打出すべきであろう。

- (a) 経営類型別に、雇傭労賃との比較経済性とか、飼料生産利用技術の合理化等を勘案して、機械化利用体系を設定し、これをプロジェクトに織りこむこと。
- (b) 政府は無灯農村の解消に努めているが、年率15%の進捗を見込むうち、本プロジェクト地域を可及的に優先すること。
- (c) 飼養管理機械のうち、ミルクカーの採用が必要にならう。価格、賃金等を勘案してプロジェクトに織り込むこと。

#### 1-2-9 会社の指導体制整備計画について

プロジェクトによれば、会社は「韓国・ニュージーランド示範牧場」の運営によつて、モデル経営を示範し、農家や技術員の教育訓練を行なうほか、導入牛200頭に1人、戸数にして40戸

に1人の割合で指導員を整備しようとしている。生産から販売に到る一貫した事業体制を整備しようとする意図は、極めて積極的で適切なものといえる。ただ、会社という立場で必要不可欠な指導事項については充分検討の上準備すべきものと考えられるので、主として次の諸点に留意して行うことが望ましい。

- (a) 行政系列の指導と異なつて、むしろ、それを補完するという立場から、個別経営における飼料給与、繁殖、病気に対する指導に重点を置き、指導員はなるべく獣医師が望ましい。
- (b) 示範牧場の運営については、単なる搾乳経営のみでなく、育成牛の買取育成事業もおりこんで計画すること。
- (c) 研修事業については政府の助成等が得られるよう配慮すること。
- (d) 会社の技術員の指導力引揚げには特に配慮すると共に、個別指導に当つては機動力の整備を図ること。

#### 1-2-10 デーリービーフの生産指導について

乳用雄牛の育成と肥育によるデーリービーフの生産は、牛肉資源から見ても、又経営的に見ても、その役割は極めて大きいものと考えられるので、今後特に生産指導に留意することが望ましい。(附属資料(5)参照)

#### 1-2-11 草地造成と利用について

- (a) 草地造成改良計画は、道別、邑面別に策定すること。
- (b) 草地の維持管理と利用計画をおりこむこと。
- (c) トラクター導入については、必要タイプ、台数等を地域ごとに積算すること。今後耕耘機の普及が早いと思われるが、アタツチメントの生産、導入に配慮すると共に、大型機械類の必要性も明らかにすること。

#### 1-2-12 飼料作物の生産と利用について

プロジェクトは、5頭飼養経営を対象に放牧、採草用集約草地1haと、乾草調製を目的とした荳科と禾本科との混播草地1ha及びSilage材料用のCorn、それに青刈給与用のRye、Vetch、混播用に1haの耕地利用をすることで編成しているが、次々に経営規模が拡大し、その内容が充実に従つて、飼料生産利用体系の標準を設定し、更に地域内での耕地利用面積の作目分類計画を樹立すること。

### 1-3 牛乳、乳製品の需給、消費に関すること

#### 1-3-1 乳業工場に関する計画等について

計画地域に設置する乳業工場の規模および設計等については、才1工場および才2工場について作成した別案ならびに附属資料(別添)に基づいて、それぞれ計画地域の牛乳処理、加工に関する計画を策定されることがよいと考えるが、この場合、次の諸点に関しては充分留意されたいこと。

- (a) 上記各工場の規模決定の基礎となつている受入乳量が確保されることが要件であること。
- (b) 工場の規模については、それぞれ計画地域における生乳の生産、供給および飲用牛乳、乳製品の需要見透し等から差当つて、才1工場は、飲用牛乳生産能力12,000本/時(1本180c.c.入)1ライン、才2工場は、飲用牛乳6,000本/時1ライン、粉乳生産能力2,100kg/時(原料乳換算)としたが、より経済的な工場運営の見地からすれば、将来、供給生乳量と牛乳、乳製品の需要の増加に応じて、さらに、原料生乳の集中、工場規模の拡大の方向を採ることが望ましく、特に乳製品工場においては、1日処理乳量50~60M/Tに達すること



とが望ましいので、このような工場の未来図をも考慮の上、当面の工場設置計画を進められたいこと。

- (c) 工場の位置については、乳業工場の立地としての一般要件を具備するほか、特に、中部地域を生乳供給基盤とするオム工場（飲用牛乳類専門）にあつては、余乳の供給を受けて乳製品生産を「分担」することとなる地域内特定工場との関連ならびに飲用牛乳販売対象地域に関する諸要件を考慮して適切な地区を選定すること。
- (d) 工場設立3ケ年後には、定時full操作が可能であること。
- (e) 各工場の、年次別所要労力計画については、別添資料のとおりであるが、右労力をはじめ工場の運営管理を、でき得る限り合理化することと、原料生乳の集中化を併せて処理、加工コストの低減を図ること。
- (f) これらの工場の運営を担当する「韓国酪農加工団」においては、工場管理に関する組織を整備する外、特に、輸送面を含む製品の販売組織を整備する必要があること。

#### 1-3-2 牛乳、乳製品の需給計画に関すること

計画地域を中心とする牛乳、乳製品の需給計画については、国全体の同上需給計画における計画地域の位置づけを充分検討、把握の上、国の全体計画との均衡をよく図ることが必要であること。

## 2. 酪農推進上、今後特に留意すべき事項

### 2-1 酪農生産に関すること

#### 2-1-1 乳用牛の改良増殖について

- (a) 優良種雄牛の整備を図ると共に、民間所有種雄牛の選抜淘汰すること。
- (b) 特に、道立種畜場の整備拡充を急ぎ、国、道を通ずる後代検定事業の組織的実施に努めること。
- (c) 乳用牛改良基地を設定し、集团的ブリーディング地区の育成助長を図ること。
- (d) 乳用牛人工授精師の技術向上に努め、その活動について機動力を整備すること。
- (e) 凍結精液の実施体制を整備すること。
- (f) 乳用牛登録の意義と必要性の認識向上を図ると共に、登録団体とその組織体制を充実させること。
- (g) 乳用牛の経営能力検定事業を実施し、経営指導と合わせて、乳用牛育種体系の整備を図ること。

#### 2-1-2 自給飼料の生産利用について

- (a) 飼料作物や牧草用採種事業に関しては徹底した指導を行ない、国内自給用、輸入用の種子検定機構を整備すること。
- (b) 飼料作物と牧草に関する標準技術体系の設定を図りその助長に努めること。
- (c) 草地造成改良方式の改善に努め、政府の助成施策の拡大を図ること。
- (d) 草地取得に関する政府資金融通を図ること。
- (e) 草地造成改良に関する機械利用の普及に努め、公共団体が事業主体となつて推進すること。
- (f) 牧道、草地利用附帯施設設置に関する助成対策を拡充整備すること。
- (g) 粗飼料の流通体制整備を図ること。

- (h) 公共草地进行開放して、集団利用でき得るよう措置すること。
- (i) 牧草、飼料作物等の育種体制整備に努め、特に夏枯れ対策、自然草利用等の試験研究については、携まざる長年の努力が必要であること。

#### 2-1-3 乳用牛飼養と酪農経営

- (a) 子牛哺乳に関する代用乳利用を推進すること。
- (b) 育成牛対策、特に集団育成体制の整備に努めること。
- (c) 酪農機械類の普及を図り、その助長に努めること。
- (d) 牛肉の価格抑制施策を再検討し、牛肉生産意欲の向上に努め、更に、乳用雄子牛の肥育技術の確立を図り、デリービーフの生産助長に努めること。

#### 2-1-4 酪農指導体制について

- (a) 酪農技術員の指導水準を引き上げるよう特に努めること。
- (b) 農家の技術向上に一層配慮すること。
- (c) 主要酪農地域に、酪農指導所（仮称）の設置を検討すること。
- (d) 家畜保健所の増設と機能の充実を図ること。

#### 2-1-5 家畜衛生について

- (a) 乳用牛衛生、特に放牧衛生、繁殖障害、ブルセラ病等 に対する対処に留意すること。
- (b) 一般疾病に対する診療機構の整備を図り家畜共済事業担当団体の独立化と、診療体制の併設について検討すること。
- (c) 乳用牛共済に関しては、特に経済廃用措置と集団加入方式等の改善に努めること。

#### 2-1-6 酪農金融について

- (a) 韓国酪農加工(株)が金融主体となるに当つて、次の点に留意すること。
  - (1) 乳牛導入対象農家の選定に当つては、農協とも充分協議のうえ、農協を通ずる既往導入牛・既往融資金との競合を避け、牛乳の出荷ならびに償還財源の確保は会社にて一元化する。
  - (2) 農協系統との協調体制を次の方法等により確立する。
    - ① 会社から農家に支払う牛乳代金は、農協を経由してその貯金口座に振込む。  
牛乳代金から償還準備のため一定率の天引を行ない、農協貯金口座に積立てる。
    - ② 導入乳牛は農協の特別家畜共済に加入させる。
    - ③ 農協の経営指導ならびに職員の部落担当制等による事後管理を充分会社で活用する。
    - ④ 農協の人工授精施設等を極力利用する。
- (b) 会社が農家に金融するに当つて、次の点に留意すること。
  - (1) 対象農家の経営内容および他負債との競合関係を充分審査すること。
  - (2) 保証人の徴求、担保として農地その他不動産の徴求、導入牛の家畜共済への加入を条件とすること。
  - (3) 償還は、据置期間の当初から、毎月牛乳販売代金より一定率天引による償還準備積立措置を条件とすること。
  - (4) 農家からの償還金について、米ドルとの交換リスクを考慮する必要があるが、このリスクは性格上政府負担とするよう措置すること。
  - (5) 農家に対する飼料供給代金は、会社が政府資金借入れにより調達する関係上、金銭消費貸借契約に基づく正規の貸付金とすること。

## 2-2 牛乳、乳製品に関すること

### 2-2-1 乳業について

- (a) 乳業工場を経済的に運営し、製品のコストダウンを図るためには、一定水準以上の工場規模を有することが必要（製品の種類、乳業機械の型式等によつても一様ではないが、概ね処理日量 30 M/T程度が最低線と考えられ、特に粉乳等主体の工場にあつては、さらに大規模集中化の傾向が強い）であるので乳業工場の設置については、全国的な酪農振興計画を基として配置計画を作り、無計画な、非効率小規模工場の乱立を極力回避することが必要である。
- (b) 生乳の供給増加に伴ない、乳業設備も効率の高い、高性能のものを設置することが必要となるので、これらの操作を担当する技術者の養成ならびにその技術水準の向上を図る必要がある。
- (c) 乳業工場の増加ならびに高性能の乳機種の導入に伴ない、これらの修理等アフターサービスを担当し得る企業の育成を考慮する必要がある。
- (d) 生乳の生産出荷から処理、加工、販売までの段階を通じて牛乳衛生の改善向上を図り、牛乳、乳製品に対する消費者の信頼感を確保することが緊要である。
- (e) 飲用牛乳の容器については差し当り、規格の統一された良品質の罐の生産確保を図ることが必要である。

### 2-2-2 需給、消費について

- (a) 牛乳および乳製品の販売の対象となる市場の実態と動向を迅速且つ的確に把握する措置を講じて、酪農振興の進展に応じて、積極的、弾力的な牛乳、乳製品生産、販売施策を講ずることが望ましい。
- (b) 上記事項と関連して、今後、大衆の本格的な牛乳、乳製品の需要を喚起するための方途として、大衆が近づき易い牛乳や乳製品（例えばアイスクリームやコーヒー牛乳、あるいは乳酸菌飲料のような）の生産も一部併せて実施する等のほか、一般牛乳、乳製品を含めて、これらを容易に入手し得るような販売方式を採用することが望ましい。

付 表

附表 (1) 国内総生産に占める農林漁業生産の推移

単位：10億ウォン

区分	1960		1961		1962		1963		1964		1965		1966		1967		
	附加価値	対前年比%	附加価値	対前年比%	附加価値	対前年比%	附加価値	対前年比%	附加価値	対前年比%	附加価値	対前年比%	附加価値	対前年比%	附加価値	対前年比%	
経常費による	国内総生産(A)	22641	113	27618	220	31898	155	45455	425	65868	449	75114	140	94687	260	113453	177
	農林漁業(B)	9054	190	11839	308	12664	70	20459	616	31201	559	31026	△27	37060	194	38658	43
	B/A×100	400		429		397		450		485		413		392		341	
不変費による	国内総生産(a)	54864	22	57486	48	59114	28	64540	92	70202	88	75114	140	84645	127	90484	69
	農林漁業(b)	24290	01	26735	101	25125	△60	26937	72	31293	162	31026	△09	34439	110	32845	△61
	(b)/(a)×100	443		465		425		417		446		413		407		358	

(出所) 韓国銀行の資料による。

附表 (2) 全国卸売物価指数

(1965=1000)

年次	品目	総指数	食料品	穀物	穀物以外の商品	食料品以外の商品	生産材				消費材		
							平均	原材料	建築材料	其他	平均	非耐久材	耐久材
1960		452	405	406	461	481	459	428	509	508	447	-	-
61		512	477	503	514	535	525	474	544	648	504	-	-
62		560	516	533	565	573	576	528	593	694	549	-	-
63		675	734	845	642	633	639	609	632	723	700	-	-
64		909	1017	1067	878	842	850	842	845	873	961	-	-
65		1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
66		1038	1073	1050	1094	1094	1030	1064	1128	1080	1094	1093	1129
67		1158	1168	1170	1157	1155	1109	1063	1149	1180	1191	1190	1240

(出所) 農協中央会資料による。

附表 (3) 農作物10a当り収益性比較

	10a当り収量	粗収益(a)	経常費(b)	所得(a)-(b)	備考
米	313 kg	18472 ウォン	3689 ウォン	14783 ウォン	平年作
大 麦	185	6847	2443	4557	67年
裸 麦	207	6551	2776	3867	#
小 麦	264	6474	2499	4138	#
玉 蜀 黍	267	6806	2677	4129	#
大 豆	106	5676	1428	4248	#
小 豆	102	6466	1066	5400	#
甘 藷	1668	11093	2609	8484	平年作
馬 鈴 薯	965	13664	3923	9741	67年
り ん ご	1934	84661	32500	52161	平年作
大 根	1710	14723	3454	11269	67年
キャベツ	2230	27362	6261	21101	#

(出所) AFDCから本調査団に提示された資料による。

附表 (4) 農産物生産額の年次別推移

単位：千ウォン

		1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967
農産物 合計		247816 (1000)	238995 (1000)	256349 (1000)	259403 (1000)	279785 (1000)	444443 (1000)	478276 (1000)
耕 種	計	233871 (944)	222347 (931)	264367 (923)	326079 (907)	333830 (879)	393876 (886)	407652 (853)
	食糧 作物	208091 (840)	186919 (782)	211978 (740)	254360 (708)	244561 (644)	265888 (538)	274617 (564)
	専売 作物	3885 (16)	4978 (21)	4963 (17)	10236 (28)	16512 (43)	21502 (48)	20018 (41)
	果実	2163 (09)	3394 (14)	3337 (12)	6700 (19)	9185 (24)	10619 (24)	12552 (26)
	蔬菜	8707 (35)	11545 (48)	21131 (74)	26143 (73)	36201 (95)	53485 (120)	52714 (110)
	特用 作物	1711 (07)	1952 (09)	1995 (06)	3007 (08)	3680 (10)	5599 (13)	6281 (13)
	副産物	9315 (37)	13560 (57)	21163 (74)	25634 (71)	23741 (63)	36723 (83)	41571 (89)
	計	13382 (54)	15329 (66)	21064 (74)	31920 (89)	43372 (114)	47728 (106)	66160 (139)
	家畜	10655 (43)	12387 (52)	15959 (56)	24881 (69)	32818 (76)	34817 (78)	48568 (102)
	畜産物	2728 (11)	3442 (14)	5105 (18)	7039 (20)	10555 (28)	12411 (28)	17592 (36)
養蚕	561 (02)	759 (03)	918 (03)	1409 (04)	2532 (07)	3399 (08)	4264 (09)	

(出所) 農林部 農林統計年報(1968)より積算

別表 (5) 1戸当り農家所得と農業所得の動向

単位：ウォン

		収 入			支 出			農家所得	農業所得
		計 (a)	農業収入 (b)	農外収入	計 (c)	農業支出(d)	農外支出	(a)-(c)	(b)-(d)
年 次	1962	89442	73416	16026	21557	19390	2167	67885	54026
	1963	122057	100925	21132	28878	24383	4495	93179	76542
	1964	158007	128072	29935	32315	24327	7988	125692	103745
	1965	146323	115991	30332	34122	27179	6943	112201	88812
	1966	166987	131407	35580	36311	29977	6334	130176	101430
	1967	190150	150995	39155	40680	34636	6044	149470	116359
耕地 規模 別	0.5ha未満	120907	66493	54414	24027	14569	9458	96880	51924
	0.5 ~ 1.0	158223	119885	38338	32203	24553	7650	126020	95832
	1.0 ~ 1.5	211023	181722	29301	44431	41512	2919	166592	140210
	1.5 ~ 2.0	277098	246144	30954	58609	57589	1020	218489	188555
	2.0 ha以上	377947	340355	37592	95285	91868	3417	282662	248487

(出所) 農林部「農林統計年鑑」1968年より算出。

(注) 支出には租税公課、支払利子は含まない。耕地規模別は1967年。

附表 (6) 家畜および畜産物生産額の推移

年次	合計	家						畜				
		計	母牛 <sup>1</sup>	乳牛	豚	山羊	綿羊	兎	鶏	家鴨	馬	
1961	13383273 (1000)	10654687 (795)	292084 (218)	23490 (02)	3757591 (281)	51080 (04)	345 (0)	195148 (10)	3691163 (275)	60341 (05)	12695 (01)	
1962	15828867 (1000)	12886622 (783)	4114925 (260)	74381 (05)	4249509 (268)	101427 (06)	395 (0)	194229 (12)	3570659 (226)	40516 (03)	40481 (03)	
1963	21064106 (1000)	15959115 (788)	5049187 (240)	49323 (02)	4748384 (226)	408990 (19)	2185 (0)	363278 (17)	5232313 (249)	81532 (04)	27923 (01)	
1964	31919909 (1000)	24881220 (779)	9917180 (310)	123227 (04)	7198910 (226)	224265 (07)	1784 (0)	423976 (13)	6869410 (214)	123679 (04)	3789 (01)	
1965	43372208 (1000)	32317517 (757)	10450157 (241)	53680 (01)	13066906 (301)	170100 (04)	1408 (0)	275374 (06)	8631398 (200)	132406 (03)	36088 (01)	
1966	47227900 (1000)	34816625 (737)	11766308 (249)	61932 (01)	12895428 (273)	210952 (04)	943 (0)	537568 (11)	3286407 (137)	52464 (01)	4623 (01)	
1967	66160417 (1000)	48568197 (724)	14106156 (214)	92305 (01)	18790596 (284)	178933 (03)	1961 (0)	348872 (05)	14953244 (227)	96130 (01)	-	

年次	計	畜産物				
		鶏卵	鴨卵	牛乳	蜂蜜	山羊乳
1961	2728386 (204)	2576921 (132)	32994 (03)	20699 (02)	80220 (06)	17652 (01)
1962	3442245 (217)	3242912 (205)	27331 (02)	32406 (02)	102440 (06)	37156 (02)
1963	5104990 (242)	4753236 (226)	51726 (02)	92349 (04)	144856 (07)	63323 (03)
1964	7038689 (221)	6584192 (206)	59730 (02)	147748 (05)	177845 (06)	69174 (02)
1965	10554691 (243)	9853246 (227)	75559 (02)	314226 (07)	193881 (04)	117779 (03)
1966	12411275 (263)	11423066 (242)	101560 (02)	431871 (09)	233772 (05)	216006 (05)
1967	17592220 (266)	16072861 (243)	131605 (02)	825084 (12)	375061 (06)	187609 (03)

(出所) 農林部「農林統計年報」1968年による。

附表 (7) 肉類輸出実績

	母牛		豚		肉加工品	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
1965	5 頭	950 ドル	100 頭	3800 ドル	180593 kg	154289 ドル
1966						82160
1967			780	33485	47817	55743
アメリカ					6128	13749
日本					8040	3600
香港			780	33485	1000	750
その他					32649	31644

(出所) 農林部畜産局「畜産統計」1967年による。

附表 (8) 食肉加工品生産実績

単位: kg

	1966	1967
Ham	147335	163209
Sausage	352642	741246
Bacon	4110	5488
Wiener Sausage	-	125
C-Ration	-	20400
Meat Powder	300	749
Dry Meat	3268	8318
Dried slices of Beef	1741	524
Pork Can	18906	48073
Beef Can	157933	476932
Freezing Beef	-	6000
Other	7749	590
Total		1477654

(出所) 農林部畜産局「畜産統計」1967年による。

附表 (9) 畜産関係法規

- 畜産法
  - 畜産法施行令
  - 畜産法施行規則
- 飼料管理法
  - 飼料管理法施行令
  - 飼料管理法施行規則
- 畜産物加工処理法
  - 畜産物加工処理法施行規則
- 酪農振興法
  - 酪農振興法施行令
- 草地法
- 農業基本法
- 農漁村開発公社法
  - 農漁村開発公社施行令

附表 (10) 1969年度畜産予算

単位：1,000ウォン

事項	内 訳	投資(補助)	融 資	備 考
(1) 家畜増殖	1 人工授精	662218		
	(1) 中央センター	86065		
	(2) 市 郡	564597		
	2 家畜品評会	67500		
	(1) 中央大会	0		
	(2) 地方大会	67500		
	3 種畜登録	123930		
	4 韓牛種牡牛更新	450000		
	5 珍島犬保護	80000		
	6 道種畜場事業	297036		
	7 家畜共済	156382		
	(1) 一般共済	56382		
	(2) 特別共済	100000		
	8 優良種牡牛奨励	240000		
9 初生雛鑑別士養成	20000			
10 畜産奨励施設	200000			
11 協同畜産団地		4500000	特別事業	
12 韓牛育成		17858750	"	
13 酪 農		461030	"	
(1) 乳牛導入		90000		
(2) 畜舎及び附帯施設		30000		
(3) 土地購入		341030		
14 アンゴラ		417400	特別事業	



事項	内 訳	投資(補助)	融 資	備 考
(2) 飼料対策	1 牧草地造成	2994000	1502470	融資のうち特別事業 978670
	(1) 集約草地造成	1550000		
	(2) 在来草地改良	1120000		
	(3) トラクター	132000	220000	
	(4) 牧野適地調査	192000		
	(5) 特別事業(牧野造成)		1282470	
	2 I D A導入飼料操作費	336000		
	3 飼料調節資金		5500000	
(3)畜産物流通 処 理	1 牛銜器設置	229350		
	2 鶏卵貯蔵庫設置	38000		
	3 鶏卵選別検卵及び洗卵機 設置	70000		
(4) 検査及び 検 疫	動物検疫所新築	894414		
小 計		6858880	80239650	
(5) 管理費		214832		
合 計		6573662	80239650	

(出所) 農林部資料による。

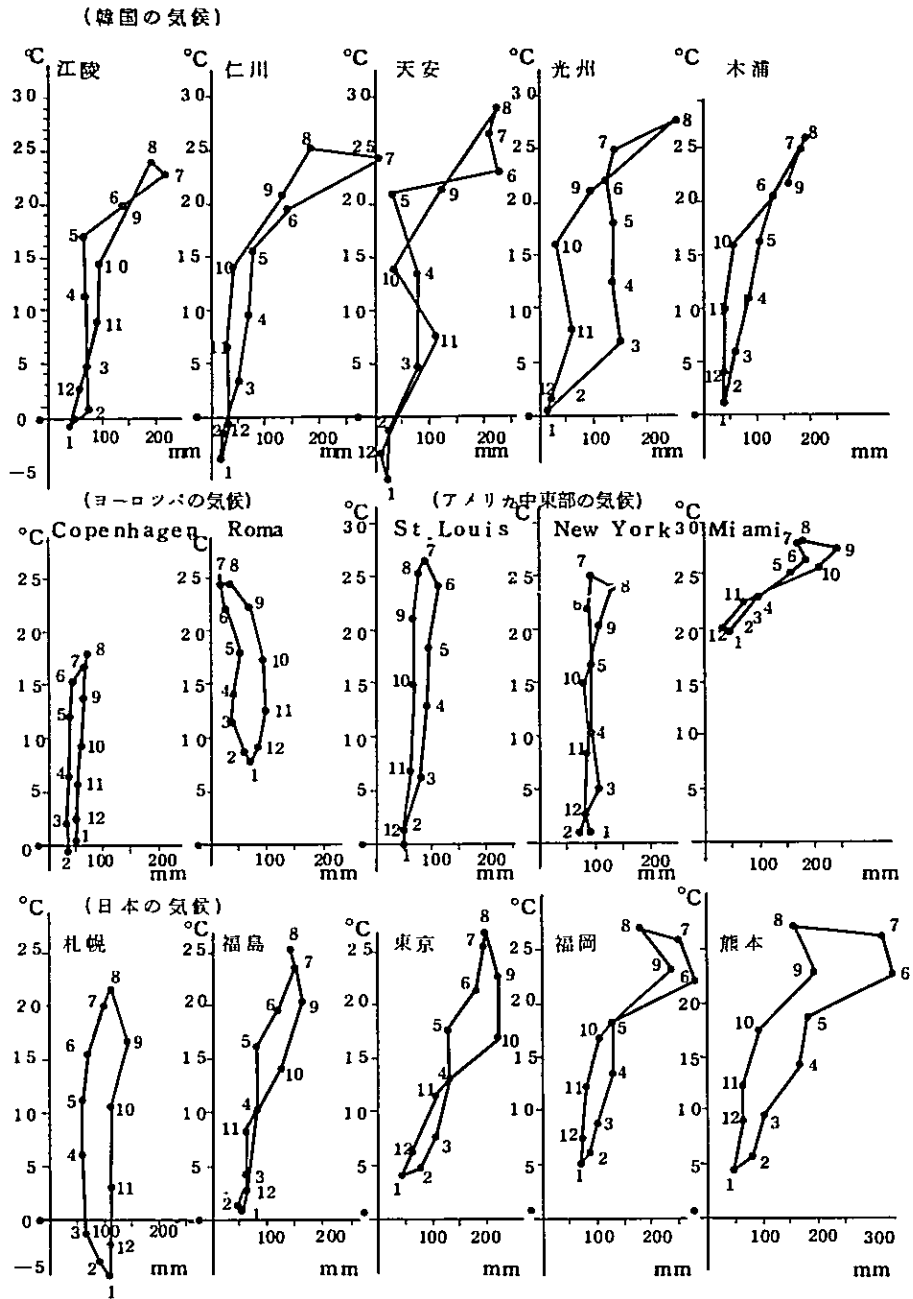
附表 (11) 人工授精関係予算

単位:千ウオン

	1970年 要 求			1969年 予 算		
	項 目	内 容	予 算	項 目	内 容	予 算
総 額		補 助	1046451		補 助	662218
農 協		中 央	106635		中 央	86065
	施 設 費	2442 補05	12210	運 営 費	87654 補05	43827
	運 営 費	165788 補05	82894	機 械 施 設	46136 補05	23068
	教 育 費	23061 補05	11531	種 牡 牛 購 入	425×5頭 補05	10600
				講 習 会	1714 補05	8570
市 郡		171カ所	926136		171カ所	564597
	給 料	171×2人×12 (22300w)補05	457596	給 料	171×404 補05	350892
	旅 費	171×2人×12月 (200w) 補05	41040	旅 費	2000×342人× 12月×06	49248
	運 営 費	171カ所(50w) 補05	427500	種 畜 飼 養 費	肉牛70998×37×06	15762
				種 畜 購 入	豚120,450×169×06	122136
			種 畜 購 入	52カ所(3500w)× 6頭×06	6552	
			機 械 器 具 修 理	171カ所(19500)× 06	20007	
市道要員給		20人×12月 (11,400 <sup>w</sup> )×05	13680		20人(9630 <sup>w</sup> ) ×12月×05	11556

(出所) 農林部資料による。

附表 (12) 韓国および主要国の気象状況



附表 (13) 飼料作物栽培基準

作物名	主要栽培目的	播種時期	播種量 (kg/ha)	栽培距離 (cm)	播種方法	年間施肥量 (kg/ha)					收穫期	收穫量 (kg/ha)
						堆肥	窒素	燐酸	加里	農用石灰		
混播牧草	青刈放牧乾草	3月中-4月上 8月中-9月中	20-30		撒播	12000	90-160	70-140	90-180	4500	春, 初夏, 秋	25000 - 60000
	豆科牧草	"	"		"	"	10-30	140-270	120-180	"	年3-4回刈取	25000 - 50000
	禾科牧草	"	"		"	"	140-160	140-180	120-180	"		30000 - 50000
Corn	種 実	4月下-5月上	40-80	畦間75-90 株間80-45	点播	10000-12000	100-120	100-120	100-120	1000-1500	完熟期, 発芽後 130-140日	2100 - 3500
	Ensilage	"	70-80	畦間60-75 株間20-30	点播	"	100-120	80-100	100-120	1000-1500	黄熟期, 発芽後 110-120日	25000 - 50000
	青 刈	4月下-6月中	80-100	畦間45-60 株間10-20	条播	"	90-100	50-70	50-60	1000-1500	柱頭出現時 発芽後60-80日	30000 - 40000
燕 麦	種 実	3月上-4月上	50-60	畦間70-80	条播	"	40-60	50-60	50-60	"	完 熟 期	1500 - 2500
	青 刈	3月中-4月中 8月中-8月下	60-100	" 60-75	"	"	70-80	"	"	"	30% 出穂時	20000 - 30000
胡 麦	種 実	9月下-10月中	50-60	畦間70-80	条播	"	40-60	"	30-50	"	完 熟 期	2000 - 3000
	青 刈	8月中-10月下	80-100	" 60-75	"	"	70-80	"	"	"	出 穂 期	20000 - 35000
大 豆	種 実 及 び Ensilage	4月下-5月中	70-80	畦間60-70 株間10-20		"	"	40-60	"	"	開 花 期	20000 - 25000
Turnip	葉 青 刈 及 び 根 貯 蔵	4月中 8月上-8月中	3-7	畦間60-70 株間20-30	点播	"	40-60	50-60	70-90	"	初 霜 前	50000 - 70000
甘 藷	Ensilage	5月上-6月中	36000本 40000本	畦間60-75 株間30	移植	10000-15000	20-40	50-80	60-90	"	初 霜 前 3月下-10月上	甘藷 15000-25000 葉 15000-25000

附表 (14) 家畜別増殖計画と飼料需給計画

区 分		1967年		1971年	
家 畜	韓 牛	1242648 頭	100 %	1540000 頭	124 %
	乳 牛	10360	100	21010	208
	豚	1296109	100	1804300	139
	鶏	17097169	100	22044000	129
飼 料	粗 飼 料	1207600 M/T	100	3007200 M/T	256
	濃厚飼料	1051300	100	2176490	207
飼料内容	流通飼料	523860	100	1388950	255
	調節飼料			370000	
	備蓄飼料			57000	
	代替飼料			378670	
	不足飼料導入	26800	100	279000	1041
	配合飼料	106978	100	567000	530

(出所) 農林部資料による。

附表 (15) 家畜伝染病予防注射実施状況

	1965	1966	1967	ノウル	釜山	京畿道	江原道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	済州道
Rinder Pest Vaccine	22599	19052	13818	-	-	8707	11111	-	-	-	-	-	-	-
Black Leg Vaccine	646942	971348	631056	2011	924	73625	72227	62680	72822	9410	9764	57079	107088	54426
Anthrax Vaccine	848113	486763	486769	-	1544	5029	-	-	-	-	-	280083	182271	60842
Rabies Vaccine	878727	458725	283337	8895	-	57717	31992	13237	15896	80450	51652	70310	8897	8922
Hog Cholera Vaccine	1746268	1865767	2123908	83737	53602	247057	97304	128842	231145	333706	352626	199536	376140	75213
Swine Erysipelas bacterin	-	74705	30821	1302	969	1993	1970	2882	3031	6173	2050	1970	1981	-
Newcastle Vaccine	11810002	11256175	11324577	6833555	-	1818552	595238	728233	775949	797985	703201	1685613	1367002	13249
Fox-Fox Vaccine	420032	470270	616448	239650	47984	66361	15000	60277	93081	-	-	52855	35284	-
Distemper Vaccine	-	750	1000	-	-	-	-	-	-	-	1000	-	-	-
Encephalitis Vaccine	-	30348	35652	3907	973	4714	1949	2366	3064	7307	5176	2898	2900	-

(出所) 農林部畜産局資料による。

附表 (16) 動物医薬品生産状況

(1) ワクチン生産状況

	Rinderpest Lapinized	Rinderpest Dried L-A Vaccine	Blackleg Vaccine Avivalent	Anthrax Vaccine (Spored)	Rabies Vaccine	Hog Cholera Lapinized Vaccine	Swine Erysipelas Bacterin	New castle Formolized Vaccine	New castle B/Live Dried Vaccine	Newcastle Bittive Vaccine Dried
1957	-	15000	320000	3680	51900	411000	-	3415000	-	-
1958	-	20000	500000	-	1000000	160000	-	6180800	-	1500000
1959	-	20000	450000	20000	1200000	200000	-	3100000	30950000	328700
1960	-	20000	400600	20000	133640	827000	-	2720000	15033000	319400
1961	12000	-	546600	20000	244030	487100	-	5495000	5200000	-
1962	34000	-	843200	20000	424980	1863970	-	10802000	12008000	-
1963	21000	-	731800	140000	397180	1549000	60000	1013000	16045000	-
1964	22740	-	777500	206000	362740	1804800	140040	-	13179000	-
1965	22360	-	798600	292452	368840	1658200	60500	-	7150000	-
1966	21760	-	610000	513500	300400	1585700	78430	-	2002500	-
1967	24020	-	514000	302600	165720	2173360	27180	-	-	-

(出所) 農林部畜産局「畜産統計」1967年にによる。

(2) 診断液血清生産状況

	Pullorum antigen	Mallein	Tuberculin	Contagious Pleuro Pneumonia Antigen	Brucellosis Antigen	Rinder Pest Serum
1957	10000	-	480	-	-	100000
1958	10000	-	210	-	-	-
1959	21900	-	270	-	2000	50000
1960	20000	-	550	-	2000	-
1961	15000	-	4300	-	15777	50000
1962	1551900	-	7600	500	16600	-
1963	1000020	-	3000	3000	20000	-
1964	1010000	-	21000	7000	20000	-
1965	1213200	-	10000	4100	28700	-
1966	1204340	-	18400	6000	15900	-
1967	1201200	-	9600	9600	3400	600

(出所) 農林部畜産局「畜産統計」1967年にによる。

附表 (17) 家畜疾病診療状況(牛関係)

	1965	1966	1967	ノウル	益山	京畿道	江原道	忠清北道	忠清南道	全羅北道	全羅南道	慶尙北道	慶尙南道	済州道
発生総数	100496	184923	86527	3504	325	3522	7105	466	3690	6544	5270	24099	16610	3092
診療数	99900	184665	86039	3504	325	3463	7105	465	3690	6544	5270	24062	16610	3000
死産	3634	3731	2744	69	17	366	583	21	330	215	192	426	293	232
疾病	96266	181934	83295	3435	308	3097	6522	445	3360	6329	5078	23636	16317	2768
消化器病	54247	65826	47645	1359	140	5499	3796	240	5543	3709	2864	13123	3641	1532
呼吸器病	15032	33190	14921	311	68	1592	965	107	1549	1067	937	4968	2963	864
循環器病	3566	2952	2599	126	15	284	319	20	192	74	116	400	714	139
生殖器病	3475	3744	2580	569	-	411	233	12	362	222	192	180	550	93
神経系統	4937	4695	4049	120	5	459	301	20	436	444	220	1117	649	278
泌尿器病	1670	2623	1423	219	15	78	116	4	180	77	33	501	156	44
Traumatic	3186	3617	5754	420	26	329	597	28	766	572	194	1528	713	91
その他	3817	14018	4967	330	61	311	723	35	662	379	664	2260	1024	463
計	99900	184665	86039	3504	325	3463	7105	465	3690	6544	5270	24062	16610	3000

(出所) 農林部畜産局資料による。

附表 (18) 年次別屠畜検査状況(牛)

年次市道別	検査頭数	屠 殺 頭 数						不 良 牛 頭 数				
		規 定 屠 殺			切 迫 屠 殺			合 計	短 欠 牛	未 経 産 牛	そ の 他	計
		雄	雌	計	雄	雌	計					
1965	292712	121255	156931	278186	1501	565	2066	280252	1150	1294	16	2460
1966	252032	119031	133001	252104	1978	1203	3181	260282	591	1105	54	1750
1967	265562	109958	146604	250533	2028	1004	3032	253560	1182	749	71	2002
ノウル	112988	43610	64461	112071	113	28	141	112212	506	266	4	776
益山	23893	25773	3518	23311	78	29	107	23418	391	82	2	475
京畿道	24571	3984	20293	24277	134	188	272	24549	2	11	9	22
江原道	14284	3388	5407	10795	158	86	244	11039	98	113	34	245
忠清北道	4976	2363	2410	4793	109	59	168	4961	10	7	-	17
忠清南道	15438	5967	9161	15128	216	80	296	15424	5	8	1	14
全羅北道	6820	3408	3238	6646	34	45	129	6775	13	25	7	45
全羅南道	9953	4651	4942	9593	266	82	348	9941	6	6	-	12
慶尙北道	26015	4743	20497	25240	268	308	576	25016	29	169	1	199
慶尙南道	10948	6533	3690	10243	433	134	567	10310	76	61	1	138
済州道	2674	1478	958	2486	164	15	179	2615	46	1	12	59

年次市道別	疾 病						寄 生 虫 病				
	消化器病	呼吸器病	循環器病	生殖器病	その他	計	糞 尾 虫	包 虫	Livefluke	その他	計
1965	6243	6480	1338	323	2820	17154	1032	558	14428	11697	23715
1966	2552	4163	1185	322	1765	10007	241	181	11122	13319	24863
1967	2301	3618	1037	298	1468	8722	152	10898	975	11764	23739
ノウル	113	2545	538	8	224	3478	12	341	4570	5260	10133
益山	107	185	73	47	810	722	-	-	721	694	1615
京畿道	144	93	41	110	74	462	21	4	133	38	241
江原道	350	256	131	29	111	877	2	750	1418	370	1940
忠清北道	133	43	5	3	37	226	3	16	154	124	297
忠清南道	278	102	8	4	44	436	7	61	79	82	229
全羅北道	26	80	12	9	76	165	12	1	38	9	60
全羅南道	195	113	85	31	127	551	18	79	428	328	853
慶尙北道	250	114	38	16	233	651	35	262	2572	2844	5713
慶尙南道	194	69	31	22	129	445	9	32	118	37	191
済州道	504	68	25	19	103	719	33	33	422	1983	2467

(出所) 農林部畜産局「畜産統計」1967年による。

附表 (19) 牛乳検査状況

単位: M/T

年次市道別	受検査量	合格量	質 量					
			計	脂肪	比重	沈降物	酸敗	その他
1965	8851	4708	144	32	8	2	98	5
1966	12661	12363	299	63	36	3	139	3
1967	14971	14604	367	92	43	2	213	13
ノウル	13312	12049	264	66	33	-	160	15
益山	1141	1090	61	24	5	-	23	-
京畿道	242	233	8	-	1	-	7	-
江原道	244	242	2	-	-	-	1	1
忠清北道	233	230	3	-	-	-	2	-
忠清南道	1499	1480	19	-	1	-	13	-
全羅北道	83	81	2	-	-	-	1	-
全羅南道	249	245	4	-	-	-	3	-
慶尙北道	637	633	5	-	-	-	3	-
慶尙南道	217	208	9	1	2	1	6	1
済州道	14	14	-	-	-	-	-	-

(出所) 農林部畜産局「畜産統計」1967年による。

附表 (20) 輸出入家畜畜産物検疫実績

輸出入	種類	1963		1964		1965		1966		1967	
		量	金額	量	金額	量	金額	量	金額	量	金額
輸	牛骨	kg 2218651	\$ 124216	kg 3494	\$ 187745	kg 4351	\$ 258464	kg 3916	\$ 263447	kg 2925	\$ 196465
	獣毛類	247493	1695401	27508	104367	200741	1017480	213188	1140852	261651	1424411
	毛皮類	108909	129329	199815	188770	109251	168498	187949	182847	85662	72681
	肉類	396001	292503	77485	55821	180593	154289	83988	83160	47817	55743
	豚	114543	3615361	37900	1194904	100	3380	-	-	820	33485
	飼料	-	-	-	-	-	-	201450	32246	-	-
	その他(含 Hand Carried Goods)	35883	32670	48807	57905	83289	83009	52318	55650	203	4526
鶏卵	2261720	59157	598000	20015	50	-	800	-	9	-	
計	-	6148642	-	3547845	-	1702022	-	1758837	-	5987313	
輸	家畜類	587	136582	1034	288029	2010	355094	1867	459837	703	185990
	家禽と卵類	5100500	3556	1	-	16607300	26560	29925219	53548	136892	98069
	その他(含 Hand Carried Goods)	802	8774	-	-	2647	126133	5511	40501	387	20056
	鳥類	10	-	3266	4185	1483	2724	40	-	508	5856
	原皮	485926	141217	1029217	190593	125163	35858	1704682	738864	4244	1362596
計	-	290141	-	2428968	-	554370	-	10859513	-	14617211	

(出所) 農林部畜産局「畜産統計」1967年による。

附表 (21) 全国用途別生乳処理加工量の動向

		単位 M/T							
		1961年	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
農家	生乳総生産量	1168	2647	4512	7180	10685	14600	19188	24360
	消費内訳	...	1127	1322	1816	1834	1939	1750	2212
	その他	...	29	61	114	143	298	453	-
	生乳集荷量	-	1491	3129	5200	8708	12363	16985	22148
乳処理加工場	処理加工内訳	...	1491	2295	4486	6618	8881	10136	11255
	飲用向	-	-	834	763	1851	1462	2082	2425
	れん乳向	-	-	-	-	789	2520	4650	8455
	粉乳向	-	-	-	-	-	-	117	13
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-

(出所) 農林部畜産局「酪農現況」1969年より作成。

附表 (22) 全国月別用途別処理加工状況(1968年)

		単位 M/T			
月別	生乳集荷量	生乳処理加工量			
		飲用向	れん乳向	粉乳向	その他
1月	1716	840	326	550	-
2	1714	771	317	623	3
3	1864	894	419	551	-
4	1792	942	258	592	-
5	1821	1025	76	720	-
6	1726	1048	52	626	-
7	1612	953	59	600	-
8	1765	918	130	717	-
9	1847	965	94	788	-
10	1891	889	207	845	-
11	2009	923	219	862	5
12	2391	1137	268	981	5
合計	22148	11255	2425	8455	18

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (23) 地区別生乳生産処理加工状況 (1968年)

単位 M/T

地区別	区分	数量
ソウル	地区内生乳生産量	7024
	〃 処理加工量	15731
釜山	地区内生乳生産量	1808
	〃 処理加工量	1680
京畿道	地区内生乳生産量	9594
	〃 処理加工量	541
江原道	地区内生乳生産量	322
	〃 処理加工量	302
忠清北道	地区内生乳生産量	670
	〃 処理加工量	445
忠清南道	地区内生乳生産量	2408
	〃 処理加工量	2131
全羅北道	地区内生乳生産量	181
	〃 処理加工量	148
全羅南道	地区内生乳生産量	504
	〃 処理加工量	309
慶尙北道	地区内生乳生産量	1041
	〃 処理加工量	647
慶尙南道	地区内生乳生産量	761
	〃 処理加工量	207
済州道	地区内生乳生産量	47
	〃 処理加工量	7

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (24) 全国飲用牛乳生産量の動向

単位 M/T

年次	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
飲用牛乳生産量	1448	2228	4307	6425	8169	9899	11068

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (25) 地区別飲用牛乳生産状況 (1967, 1968年)

単位 M/T

地区別	1967年	1968年
ソウル	6206	6228
釜山	981	1371
京畿道	234	686
江原道	240	256
忠清北道	277	439
忠清南道	560	503
全羅北道	81	132
全羅南道	236	309
慶尙北道	765	649
慶尙南道	305	488
济州道	14	7
全国計	9899	11068

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (26) 全国乳製品種類別生産量の動向

単位 M/T

	1963	1964	1965	1966	1967	1968年
れん乳	309	283	511	544	802	930
粉乳	-	-	110	346	701	1311

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (27) 地区別乳製品生産状況 (1967, 1968年)

単位 M/T

地区別	1967年		1968年	
	れん乳	粉乳	れん乳	粉乳
ソウル	676	607	723	1080
釜山	37	-	144	-
京畿道	-	-	-	-
江原道	-	-	-	-
忠清北道	-	-	-	-
忠清南道	89	94	63	231
全羅北道	-	-	-	-
全羅南道	-	-	-	-
慶尙北道	-	-	-	-
慶尙南道	-	-	-	-
济州道	-	-	-	-
全国計	802	701	930	1311

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。



附表 (28) 地区別牛乳乳製品処理加工場設置状況(その1)

地区別	工場名	所在地	稼働開始月日	処理加工能力	生産の種類	
ノウル	ソウル牛乳協同組合	東大門区	年月	M/T	牛乳、チョコレート牛乳 小缶加糖煉乳 育児用調製粉乳 牛乳	
			飲用牛乳 63.5	7665		
			煉乳 63.5	15768		
			粉乳 65.5			
飲用牛乳 65.1	256					
牛乳処理場 4	建国牛乳処理場	城東区	" 65.12	188	"	
乳製品工場 1	三育神学 "	城北区	" "	37	"	
	平和農畜 "	鍾路	" "	牛乳 8141 乳製品 15768	"	
釜山	釜山牛乳組合	東区	飲用牛乳 62.1	2160	牛乳 小缶加糖煉乳	
			煉乳 65.2	1314		
牛乳処理場 1	韓国ミラク株式会社	釜山市		牛乳 3474		
乳製品工場 1						
京畿道	仁川市牛乳処理場	崇仁洞	飲用牛乳 63.7	648	牛乳 煉乳、粉乳	
			水原市 "	226		
			大韓食品公社	煉乳粉乳 69.7		2920
				牛乳 874 乳製品 2920		
牛乳処理場 2						
乳製品工場 1						
江原道	春川牛乳処理場	春川市	飲用牛乳 64.4	432	牛乳	
			原州 "	(未稼働)		432
牛乳処理場 2				牛乳 864		
忠清北道	清州牛乳処理場	清州市	飲用牛乳 68.12	432	牛乳	
			忠州 "	(未稼働)		432
牛乳処理場 2				牛乳 864		
忠清南道	太田市牛乳処理場	太田市	飲用牛乳 63.4	1080	牛乳 小缶加糖 無糖煉乳 小缶全脱 調製粉乳	
			天安市 "	226		
			温陽 "	(未稼働)		432
			論山 "	(未稼働)		432
			南陽乳業株式会社	煉乳 66.12		6716
				粉乳 65.12		
牛乳処理場 4				牛乳 2170		
乳製品工場 1				乳製品 6716		
全羅北道	全州牛乳処理場	全州市	飲用牛乳 64.4	432	牛乳	
			裡里 "	226		
牛乳処理場 2				牛乳 658		
全羅南道	光州畜産組合	光州市	飲用牛乳 64.11	648	牛乳 煉乳	
			聖林乳業社	" 67.5		210
			湖南綜合食品工業会社	煉乳 69		183
						牛乳 858 乳製品 183
牛乳処理場 2						
乳製品工場 1						
慶尙北道	大邱市牛乳処理場	大邱市	飲用牛乳 63.7	648	牛乳	
			白雪 "	" "		292
			慶州 "	(未稼働)		432
牛乳処理場 3				牛乳 1372		
慶尙南道	馬山牛乳処理場	馬山市	飲用牛乳 64.9	432	牛乳	
			晋州 "	(未稼働)		432
			蔚山 "	(未稼働)		432
牛乳処理場 3				牛乳 1296		
合計						
牛乳処理場 25				19257		
(うち未稼働?)						
乳製品工場 5				26901		

(出所) AFD C資料および一部実地調査。

附表 (28) 地区別牛乳乳製品処理加工場設置状況 (その2)

地区別	牛乳処理場		乳製品工場	
	工場数	生乳処理能力 M/T	工場数	生乳処理能力 M/T
ソウル	4	8141	1	15768
釜山	1	2160	1	1314
京畿道	2	874	1	2920
江原道	2	864	-	-
忠清北道	2	864	-	-
忠清南道	4	2170	1	6716
全羅北道	2	658	-	-
全羅南道	2	858	1	183
慶尙北道	3	1372	-	-
慶尙南道	3	1296	-	-
計	25	19257	5	26901

(うち未稼働7)

附表 (29) 国民1人当り年間牛乳乳製品消費量の動向

単位 生乳換算 gr

	1961年	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968
飲用牛乳	...	-	-	161	228	287	292	369
乳製品	-	...	...	27	74	132	291	369
計	-	101	168	188	302	419	583	738

- (出所) 1 1962, 1963 農林部「畜産物実績」表より。  
 2 1964~1967 農林部「畜産統計」1967年版より。  
 3 1968年は推定。

附表 (30) 地区別飲用牛乳生産量および人口状況 (1967年)

	A 飲用牛乳生産量 (M/T)	B 人口 (1000人)	A/B (gr)
ソウル	6206	3969	1564
釜山	981	1463	671
京畿道	234	3071	76
江原道	240	1825	132
忠清北道	277	1547	179
忠清南道	560	2907	193
全羅北道	81	2504	32
全羅南道	236	4127	57
慶尙北道	765	4519	169
慶尙南道	305	3195	95
済州道	14	347	40

(出所) 農林部畜産局「酪農概況」1969年より作成。

附表 (31) 牛乳乳製品価格関係

単位 W

年 月	原 乳 (1kg当り)	飲用牛乳(180CC)		加糖れん乳 397g(1缶当り)		調 整 粉 乳 450g(1缶当り)	
		卸 売	小 売	卸 売	小 売	卸 売	小 売
1967年	43	10 <sup>71</sup>	13 <sup>51</sup>	125	150	252	264
1968年	50	12 <sup>29</sup>	15 <sup>19</sup>	129	139	280	299
1969年1月	50	13	17	139	149	301	319
2月	50	13	17	138	148	302	319
3月	50	13	16	137	146	303	310
4月	50	14	18	137	147	305	324
5月	50	13	17	137	147	305	324
6月	50	13	17	138	148	305	321
7月	50	13	17	137	146	301	319
8月	50	13	17	137	147	301	319

(出所) 1 農林部 畜産局調査。  
2 加糖れん乳および調整粉乳はソウル牛乳協同組合。

附表 (32) 乳製品輸入の動向

単位 M/T

区 分	1962年	1963	1964	1965	1966	1967	1968
一般貿易	846	830	85	221	-	-	-
救 護 用	4,004	9,645	6,367	17,384	4,685	15,477	10,055
計	4,850	10,475	6,452	17,605	4,685	15,477	10,055

(出所) 1 1962-1966年韓国銀行調査部。  
2 1967-1968年農林部畜産局調査。

附表 (33) 乳製品輸入制度および輸入関税

品 名	輸入制度	輸入関税
生 乳	輸入制限品目	60%
れん乳	輸入禁止品目	80
粉 乳	輸入制限品目	80-150
バ タ -	"	100
チ - ズ	"	100

(出所) 農林部畜産局調査。

附表 (34) 乳製品学校給食関係

単位 M/T

年次	対象学童数	給食原料内訳				
		小麦粉	とうもろこし粉	脱脂粉乳	食用油	計
1966年	2000千人	11043	11608	8139	331	31121
1967	2800	17026	40314	15330	760	73430
1968	2000	48000	-	12000	1600	61600

(出所) 文教部調査。

附表 (35) 乳製品種類別需給の動向

単位 M/T

区分		1964年	1965	1966	1967	1968
れん乳	生産量	283	511	544	802	930
	輸入量	...	...	-	-	-
	国内消費量	283	511	544	802	930
全脂粉乳 (育児用調整粉乳)	生産量	-	110	346	701	1311
	輸入量	...	...	-	-	-
	国内消費量	-	110	346	701	1311
脱脂粉乳	生産量	-	-	-	-	-
	輸入量	6367	13783	4635	15477	10055
	国内消費量	6367	13783	4635	15477	10055

(出所) 農林部 畜産局調査。

附表 (36) 牛乳乳製品需給の動向

単位 生乳換算 M/T

区分	1964年	1965	1966	1967	1968
国内生産量 1」	7130	10685	14600	19188	24360
輸入量 2」	51475	57287	32198	106017	68876
国内消費量	58605	67972	46798	125205	93236

(出所) 1」 生乳生産量。  
2」 農協中央会調査部農業年鑑 1968年版。

